

平成27年12月3日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	2頁
○出席議員	2頁
○欠席議員	3頁
○説明のため出席した者	3頁
○職務のため出席した事務局職員	4頁
○開会宣告	5頁
○開議宣告	5頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5頁
○日程第 2 会期の決定	5頁
○諸般の報告	5頁
○日程第 3 議案第 99号から 日程第28 議案第124号まで	5頁
○委員会付託省略の議決	8頁
○休会の件	9頁
○散会宣告	9頁

平成27年12月7日（月曜日）第2号

○議事日程	11頁
○本日の会議に付した事件	11頁
○出席議員	11頁
○欠席議員	11頁
○説明のため出席した者	11頁
○職務のため出席した事務局職員	12頁
○開議宣告	14頁
○日程第 1 一般質問	14頁
6番 木村 慶 憲 議員	14頁
2番 井上 浩 議員	26頁
3番 花田 進 議員	42頁
25番 平山 秀直 議員	52頁
○散会宣告	66頁

平成27年12月8日（火曜日）第3号

○議事日程	67頁
○本日の会議に付した事件	67頁
○出席議員	67頁
○欠席議員	67頁
○説明のため出席した者	67頁
○職務のため出席した事務局職員	68頁
○開議宣告	69頁
○日程第 1 一般質問	69頁
20番 木村清一 議員	69頁
24番 工藤武則 議員	81頁
○散会宣告	93頁

平成27年12月9日（水曜日）第4号

○議事日程	95頁
○本日の会議に付した事件	95頁
○出席議員	95頁
○欠席議員	95頁
○説明のため出席した者	95頁
○職務のため出席した事務局職員	96頁
○開議宣告	97頁
○日程第 1 議案の訂正について	97頁
○日程第 2 議案第99号から議案第122号まで	97頁
○休会の件	98頁
○散会宣告	98頁

平成27年12月16日（水曜日）第5号

○議事日程	99頁
○本日の会議に付した事件	100頁
○出席議員	100頁
○欠席議員	101頁

○説明のため出席した者	101頁
○職務のため出席した事務局職員	102頁
○開議宣告	103頁
○日程第 1 議案第105号から	
日程第 8 議案第116号まで	103頁
○日程第 9 議案第107号から	
日程第14 議案第122号まで	104頁
○日程第15 議案第108号及び	
日程第16 議案第109号	108頁
○日程第17 議案第110号及び	
日程第18 議案第119号	110頁
○日程第19 議案第 99号から	
日程第24 議案第104号まで	112頁
○市長挨拶	114頁
○閉会宣告	115頁
署名	117頁
参考資料	
○議決結果表	119頁
○会期及び日程	121頁
○一般質問通告表	123頁
○議案付託区分表	127頁

平成 27 年五所川原市議会第 5 回定例会会議録（第 1 号）

---

◎議事日程

平成 27 年 12 月 3 日（木）午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 99 号 平成 27 年度五所川原市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 議案第 100 号 平成 27 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第 101 号 平成 27 年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 102 号 平成 27 年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 103 号 平成 27 年度五所川原市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 104 号 平成 27 年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 105 号 五所川原市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 第 10 議案第 106 号 五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 107 号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 108 号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 109 号 五所川原市立保育所設置条例を廃止する条例の制定について
- 第 14 議案第 110 号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 111 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター七和）
- 第 16 議案第 112 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター長橋）
- 第 17 議案第 113 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター飯詰）
- 第 18 議案第 114 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター三好）

- 第19 議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について（毘沙門・長富コミュニティセンター）
- 第20 議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（梅沢コミュニティセンター）
- 第21 議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について（立佞武多の館及び立佞武多広場）
- 第22 議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について（楠美家住宅）
- 第23 議案第119号 市道路線の認定について
- 第24 議案第120号 財産の取得について
- 第25 議案第121号 財産の取得について
- 第26 議案第122号 青森県西北五地方視聴覚教育協議会の廃止について
- 第27 議案第123号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第28 議案第124号 人権擁護委員の候補者の推薦について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（25名）

1番	松本和春	議員	2番	井上浩	議員
3番	花田進	議員	4番	寺田武造	議員
5番	山田和宗	議員	6番	木村慶憲	議員
7番	成田和美	議員	8番	吉岡良浩	議員
9番	鳴海初男	議員	10番	木村博	議員
11番	山口孝夫	議員	12番	山田善治	議員
13番	秋元洋子	議員	14番	稲葉好彦	議員
15番	松野武司	議員	16番	福士寛美	議員
17番	桑田茂	議員	18番	伊藤永慈	議員
19番	加藤磐	議員	20番	木村清一	議員
21番	川浪茂浩	議員	22番	磯辺勇司	議員
23番	三潟春樹	議員	25番	平山秀直	議員
26番	葛西収三	議員			

◎欠席議員（1名）

24番 工藤武則 議員

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	岩 崎 明 彦
財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	櫛 引 和 雄
福 祉 部 長	工 藤 仁
経 済 部 長	小山内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司
上下水道部長	北 川 智 章
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	宮 崎 昌 子
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	諏 訪 秀 清
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小山内 洋 一
総 務 課 長	岩 川 和 雄
企 画 課 長	鎌 田 寿
市 民 課 長	福 士 豊
保 護 福 祉 課 長	木 村 智 明
農 林 水 産 課 長	川 浪 治
土 木 課 長	佐々木 秀 文
上 下 水 道 部	有 馬 敦

総務課長

教育総務課長

伊藤 一二三

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長

長尾 功一

次長・議会総務  
係長事務取扱

藤田 幸大

---

◎開会宣告

- 寺田武造議長 ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。  
これより平成27年五所川原市議会第5回定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

- 寺田武造議長 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 寺田武造議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、14番、稲葉好彦議員、15番、松野武司議員、16番、福士寛美議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

- 寺田武造議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から16日までの14日間といたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○寺田武造議長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から14日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

- 寺田武造議長 次に、諸般の報告をいたします。  
市長より報告第16号の報告が、また監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金  
出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承  
願います。

---

◎日程第 3 議案第 99号から  
日程第28 議案第124号まで

- 寺田武造議長 次に、日程第3、議案第99号 平成27年度五所川原市一般会計補正予算

(第3号)から日程第28、議案第124号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの26件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

#### ○平山誠敏市長 一登壇一

平成27年五所川原市議会第5回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案に関する提案理由を御説明申し上げる前に、近隣自治体とともに圏域の定住人口を確保し、持続可能な地域の形成を目指すため、定住自立圏構想の推進を図り、圏域として必要な生活機能の確保に関して五所川原市が中心的な役割を担う意思を明らかにするため、ここに中心市宣言をいたします。

中心市宣言。津軽平野のほぼ中央に位置する五所川原市は、豊かな自然に恵まれた田園都市であるとともに、青森県西北津軽地方の交通の結節点としての恩恵を受けながら、商工業及び教育、医療などの面において圏域の中心的役割を担ってきました。昭和29年に市制を施行し、平成17年3月28日には金木町、市浦村との市町村合併により、作家太宰治の生家斜陽館、中世安藤氏の十三湊遺跡群、さらには知名度が全国区となった五所川原立佞武多といった歴史文化資源を擁する新たな五所川原市として歩みをスタートしました。五所川原市とつがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町の2市4町による五所川原圏域では、これまでも広域連合や一部事務組合などを組織し、福祉、医療、し尿、ごみ処理、消防など、さまざまな分野で連携しながら圏域の発展に取り組んでおり、また通勤や通学、通院、買い物など、圏域住民の日常生活のあらゆる面においても結びつきが強固な地域であります。現在我が国においては、急速な人口減少、少子高齢化等によって社会経済構造が大きな転換期を迎えております。とりわけ地方の基礎自治体を取り巻く状況は一層厳しさを増し、医療、福祉、公共交通などの行政サービス水準の維持が困難になるおそれや地域経済の低迷などが予想されております。このような状況の中、今後は生活圏、経済圏をともにする2市4町において、これまでも増して連携と協力を尊重しながら、圏域全体の魅力を高め、定住人口、交流人口の維持、拡大に向けた取り組みを進めていくことが重要となってきます。五所川原市は、人口減少時代に向き合いながら、圏域全体の住民の生活機能を確保し、安全、安心に暮らすことができるよう、定住自立圏の中心市として取り組んでいくことをここに宣言します。平成27年12月3日、五所川原市長、平山誠敏。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第99号は、平成27年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）であります。歳入

歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,122万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ319億9,148万6,000円とするものであります。

議案第100号は、平成27年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,128万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ94億5,128万6,000円とするものであります。

議案第101号は、平成27年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,128万6,000円とするものであります。

議案第102号は、平成27年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,089万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,068万9,000円とするものであります。

議案第103号は、平成27年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出の既決予定額に461万円を追加し、その合計額を13億8,771万1,000円とするものであります。

議案第104号は、平成27年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的収入の既決予定額に882万円を追加し、その合計額を9億2,954万9,000円とし、収益的支出の既決予定額に882万円を追加し、その合計額を10億7,109万5,000円とするものであります。

議案第105号は、五所川原市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてであります。地方自治法第96条第2項の規定に基づき、定住自立圏形成協定の締結等に関する事項を議会の議決事件とするため提案するものであります。

議案第106号は、五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第107号は、五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。体育施設の使用料を改定し、並びに五所川原市山村広場テニスコート及び多目的コートを廃止するため提案するものであります。

議案第108号は、五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険料の徴収猶予について、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第109号は、五所川原市立保育所設置条例を廃止する条例の制定についてであります。市浦アトム保育園の民営化に伴い、五所川原市立保育所設置条例を廃止するため提案するものであります。

議案第110号は、五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてで

あります。市営住宅の建て替え事業により、住宅の新規建設及び一部を用途廃止するため提案するものであります。

議案第111号から議案第118号までの8件は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第119号は、市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第120号及び議案第121号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第122号は、青森県西北五地方視聴覚教育協議会の廃止についてであります。五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町及び中泊町において共同設置する青森県西北五地方視聴覚教育協議会を廃止することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第123号及び議案第124号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の候補者として長尾晶子氏及び工藤昭博氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎委員会付託省略の議決

○寺田武造議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第123号及び議案第124号 人権擁護委員の候補者の推薦についての2件については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、以上の2件については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○寺田武造議長 初めに、議案第123号 人権擁護委員の候補者の推薦について質疑を行い

ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

○寺田武造議長 次に、議案第124号 人権擁護委員の候補者の推薦について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

◎休会の件

○寺田武造議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明4日から6日までの3日間は議案熟考のため休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、3日間は休会いたすことに決しました。

次回は7日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○寺田武造議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時19分 散会

平成27年五所川原市議会第5回定例会会議録（第2号）

---

◎議事日程

平成27年12月7日（月）午前10時開議

第1 一般質問（4人）

- 6番 木村 慶憲 議員
  - 2番 井上 浩 議員
  - 3番 花田 進 議員
  - 25番 平山 秀直 議員
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（26名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 松本和春 議員  | 2番 井上浩 議員   |
| 3番 花田進 議員   | 4番 寺田武造 議員  |
| 5番 山田和宗 議員  | 6番 木村慶憲 議員  |
| 7番 成田和美 議員  | 8番 吉岡良浩 議員  |
| 9番 鳴海初男 議員  | 10番 木村博 議員  |
| 11番 山口孝夫 議員 | 12番 山田善治 議員 |
| 13番 秋元洋子 議員 | 14番 稲葉好彦 議員 |
| 15番 松野武司 議員 | 16番 福士寛美 議員 |
| 17番 桑田茂 議員  | 18番 伊藤永慈 議員 |
| 19番 加藤磐 議員  | 20番 木村清一 議員 |
| 21番 川浪茂浩 議員 | 22番 磯辺勇司 議員 |
| 23番 三潟春樹 議員 | 24番 工藤武則 議員 |
| 25番 平山秀直 議員 | 26番 葛西収三 議員 |
- 

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市長 平山誠敏

副市長	三上裕行
総務部長	岩崎明彦
財政部長	佐藤明
民生部長	櫛引和雄
福祉部長	工藤仁
経済部長	小山内秀峰
建設部長	蒔苗司
上下水道部長	北川智章
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	寺田建夫
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
選挙管理委員会 事務局長	宮崎昌子
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	諏訪秀清
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	岩川和雄
企画課長	鎌田寿
国保年金課長	山田達二
保護福祉課長	木村智明
農林水産課長	川浪治
土木課長	佐々木秀文
上下水道部 総務課長	有馬敦
教育総務課長	伊藤一二三

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 長尾功一

次長・議会総務  
係長事務取扱

藤 田 幸 大

◎開議宣告

○寺田武造議長 ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○寺田武造議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合は、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降の質問については一般質問通告表の質問要旨順に1つの質問要旨に関する質問、答弁が終結してから次の質問要旨に関する質問、答弁に移る方法で行いますので、御協力を願います。

それでは、6番、木村慶憲議員の質問を許可いたします。6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 一登壇一

おはようございます。至誠公明会の木村慶憲です。平成27年第5回定例会において議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

当市は、まち・ひと・しごと創生総合戦略、2015年から2019年度と人口ビジョンの最終案を有識者会議に諮り、了承され、10月19日正式決定されました。総合戦略案は、急激な少子高齢化によって人口の自然減、社会減が続く状況に歯どめをかけるために若者の定住促進、交流倍増、元気・健康づくりの3政策分野を柱に掲げ、11項目の重点プロジェクトを設定いたしました。これを踏まえて人口減少対策について伺います。

また、公職選挙法改正による選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、来年6月19日より施行されることに伴い、18歳選挙権に向けた主権者教育について伺います。

旧西北中央病院跡地の解体工事も終了間近で、整地されているようですが、跡地へ建設される新庁舎に関して市民の多くの方々が期待と関心を持っておりますので、新庁舎建設について伺います。以上、3点について質問させていただきます。

通告質問の第1点目は、人口減少対策として移住促進のための民間等との連携協定についてであります。全国の自治体で民間企業や大学などと連携協定を締結する動きが活発化しております。締結の理由や分野は、産業振興や企業誘致、災害など安全、安心、高齢者の見守りなどさまざまですが、最近では地方創生関連での民間と行政との連携協定

を締結する例が目立ってきております。人口減少対策における移住促進について考えると、首都圏など都市部での移住相談会などのイベントや自治体の移住相談窓口寄せられる移住を検討している人からの問い合わせの内容は、移住先の地域における衣食住などの生活習慣、文化、教育環境、買い物、空き家、安全、安心など多岐にわたっています。これら地域の細やかな情報を自治体のみで全て把握し、移住を考えている人に提供することはなかなか難しいと思われまます。

そこでお伺いします。本市に移住を考えている、興味がある人向けの相談窓口の現況や相談の内容、さらには移住につながった実績があれば、その成果をお聞きしたい。これまでの本市への移住者の数や世帯構成、職業、移住理由などは把握しているのか、していない場合は転入時に窓口アンケートを継続的に実施してはどうか。さらに、移住後の人に対しても地域のしきたりなどについての情報提供や生活の相談、ネットワークづくりのサポートなどを行うことも必要なのではないのでしょうか。

全国の自治体でも移住者から周囲の環境に溶け込みづらいついか、地域のしきたりがわからないといった声がよく寄せられると聞いております。せっかく都市部などほかの地域から移住者が来ても、地域になじめなくて出ていってしまったのでは意味がなく、ずっと住み続けていただく、いわゆる定住につなげていくことが重要と考えます。本市の自然、風土、歴史、文化、生活環境などに誇りと愛着を持ち、地域の中に溶け込み、地域を支えていただくような移住者の方々を増やすことが必要で、そのためには行政と住民が一緒になって移住者を迎え、サポートする体制を整えることが必要なのではないのでしょうか。

石川県では、今年3月、県外から移住してきた人や移住を考えている人のサポート役を郵便局長に担ってもらうための協定を日本郵便と締結したそうです。県内に254カ所ある郵便局の局長が移住者の世話役として地域習慣や文化の案内、地域住民との交流機会に関する情報提供、生活や就職のアドバイスなどを行うというもので、これまで地域に根づいてきた郵便局の役割を期待しての協定締結で、全国で初めての取り組みと聞いております。

ここで伺います。本市においても郵便局と本例と同様の協定を締結してはどうでしょうか。他市町村での移住促進に関する民間等との協定締結例としては、公共職業安定所や商工会議所、商工会との求人情報提供に関するもの、宅地建物取引業協会や不動産協会との空き家など不動産情報提供に関するもの、地元金融機関との移住者が組む住宅ローンの条件等の優遇に関するものなどが挙げられるが、これらを検討してはどうか。

ところで、地域で活躍する人材を確保するという観点では、地元や近隣の大学との連

携も有効なのではないでしょうか。若年人口が減少する中で、若者の定着を増やしていくために学生の地元での就職支援や地元中小企業と連携したインターンシップの受け入れなどが考えられます。また、国、総務省は人口減少克服や地方創生のために自治体が大学と連携して進める雇用創出や若者定着に向けた取り組みについては、特別交付税措置の対象とすることとしたそうです。交付税の措置率は80%で、1団体当たりの上限は1,200万円となっております。交付要件としては、地方版総合戦略と整合性を図ることや自治体と大学が具体的な数値目標を掲げた協定を締結することとなっております。こうした動きを踏まえ、本市においても地方大学との間に連携協定を締結することは考えられないのか伺います。

地方版総合戦略の策定など地方創生に関する学生のアイデア募集やワークショップの共同実施などを検討してはいかがか、提案するものであります。

通告の質問第2点目でございます。18歳選挙権に向けた主権者教育等についてであります。選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正が去る6月17日、全会一致にて国会で成立いたしました。6月19日には公布され、1年後の来年6月19日施行と定められている。施行日後初めて行われる国政選挙が最初の適用対象となるため、来夏予定されている参議院選挙への適用が想定されております。地方自治法、漁業法、農業委員会等に関する法律においても選挙権年齢を引き下げる改正が行われ、地方自治体の首長や議会の選挙、農業委員会委員の選挙なども対象となります。最高裁判所裁判官の国民審査や地方自治体の首長の解職や議会解散の請求、リコール等を受けて行われる住民投票の投票資格も引き下げられます。世界的には18歳選挙権が主流であり、国立国会図書館の調査では約190カ国地域のうち9割の176カ国地域が18歳からです。この改正により、新たに選挙権を得る18歳から19歳は約290万人で、有権者の約2%だそうです。選挙権年齢の引き下げに伴い、選挙運動も認められ、買収など連座制の対象となるような重大な違反をした場合は、少年法の特例として成人と同じように刑事責任を問われることとなります。公職選挙法等の改正による選挙権年齢等の18歳の引き下げについて所見を伺います。

昨今若い世代の政治に対する関心が低いと言われる一方で、ボランティアや社会貢献への参加が増えているとも言われるが、若い世代の意識や行動についての認識をお尋ねします。

今後は、若者や子供たちに対し、社会の一員としての自覚を促し、政治への参加意識を高めるための主権者教育の充実が重要となると考えます。全国的に選挙管理委員会による出前講座などの主権者教育は広く行われており、例えば山形市選挙管理委員会は4

年前から市立高校で選挙の意義や仕組みを伝える出前講座を実施しており、今年も7月に行ったそうです。選管職員の話聞いた後、本物の投票箱や記載台を使って模擬投票も行ったとのこと。県内や本市においても五所川原第一高校で模擬投票が行われたようですが、群馬県渋川市では市選管が市内の中学校での出前講座を今年9月から初めて実施しております。市が職場体験で受け入れた大学生が架空の市長選の候補者役となり、政見放送や選挙公報、政策集などを作成、そのDVDや資料を見て生徒が投票する模擬投票や選挙クイズなどを行うものと聞いております。長野県では、法改正の成立を受け、6月に選挙管理委員会と教育委員会が若者の主権者教育に向けた連携協定を締結した。義務教育段階から政治参加に関する学習に連携して取り組むこととしており、モデル校の指定や副教材の制作、配付などから進めているそうです。本市においては、今後主権者教育にどのように取り組んでいくのか伺います。

11月20日、主権者教育の連携協定に関する覚書が県選挙管理委員会と県教育委員会との間に締結されたと発表されましたが、内容について把握しているのであればお知らせいただきたい。

市長や市議の選挙への投票もあることから、高校などに通っていない18、19歳や市外の高校に通っている高校生に対し、本市の課題や市政の状況などについて知ってもらう機会をつくってはどうか提案するものです。本市においても市選管と市教委が連携協定を締結し、主権者教育に取り組んでいく姿勢を市民や学校にアピールしてはどうでしょうか。

昨年の衆議院選では、年代別の投票率を見ると20歳から24歳が約30%と最低であり、最も高かったのは70から74歳で約72%に上がっております。若い世代の投票率向上のためにさまざまな観点からの取り組みが必要ではないかと考えます。毎回毎回選挙後、投票率の低下に伴って提案されてございますが、ショッピングセンターや大学など若い世代が多く集まる、あるいは行きやすい場所に投票所を設けてはどうか提案するものでございます。

また、地方創生のための総合戦略を熟考する際に若者が意見を出して立案し、実施においても若者が参加、参画する事業枠を創設してはどうか伺います。

通告質問の第3点でございます。新庁舎建設についてであります。先般議案説明会において市庁舎建設にかかわる実施設計の概要について説明を受けたところですが、市民の方々への途中経過報告ということから質問いたします。

1つ目は、建設へ向けての進捗状況と今後の日程について伺います。

2つ目は、基本設計段階時、予算と実施設計における予算に変更があったのか、あつ

たのであればその理由について伺いたい。

3つ目は、実施設計に向けてパブリックコメントによる市民の声が反映されたか、反映されたのであればどのように取り上げ反映させたのか。

以上の点についてお伺いし、1回目の質問といたします。再質問は、自席より一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの木村慶憲議員の人口減少対策についてお答えいたします。

人口減少対策は、待ったなしの課題として市民を初め、企業、各種団体など多様な主体と認識を共有し、それぞれの強みを生かしながら総力を挙げて課題解決に取り組んでいかなければなりません。とりわけ移住、定住の促進は、さまざまなライフスタイルの移住希望者を対象に総合的な視点を持って取り組むべき施策として、行政のみならず民間等のインフラやノウハウなど民間活力の活用が非常に重要であると認識しております。現在平成28年度の予算編成作業を進めておりますが、新年度に向け、移住者や子育て世帯への支援策として金融機関との新たな連携が図れないものか模索しているところであります。

議員御提言のさまざまな民間等との連携協定についても、当市の移住促進に効果的なものは実現に向けて関係機関と積極的に協議したいと考えております。

以上でございます。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 木村議員の本市における主権者教育にどのように取り組んでいくのかについてお答えします。

五所川原市の小中学校における主権者教育については、現行の学習指導要領にのっとり、学校の実情に合わせながら進めていきます。これまでも市内小学校においては、県及び市選挙管理委員会による出前授業を実施している学校があり、その内容は選挙の意味や仕組みについての講話と模擬選挙の体験学習などです。

また、五所川原青年会議所でも来年度から市内小中学校を対象とした模擬選挙の体験学習を進める予定とのことでございます。主権者教育を推進していくために外部機関を活用した出前授業や体験的な学習を今後とも市内小中学校にも広めていくよう努めてまいります。

また、高等学校においては、総務省と文部科学省が高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」と教師用指導資料を作成し、各学校に配付しており、これは選挙の意義や

憲法改正国民投票等に関する解説や模擬選挙、模擬請願、模擬議会などについての実践例、指導のポイント等を記載したもので、11月に国公私立全ての高等学校に配付されております。

また、副教材の活用事例として学校現場、選挙管理委員会、地域の啓発ボランティア団体の一体感による出前授業の実施も挙げられており、本教材の積極的な活用による主権者教育の一層の充実が期待されているところでございます。

以上です。

○寺田武造議長 選挙管理委員会委員長。

○白川昭麿選挙管理委員会委員長 木村慶憲議員の御質問にお答えいたします。

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることについて。選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることに伴い、高校生に選挙や政治に関心を持ってもらうために、今まで以上に各高校における選挙出前講座、模擬投票等を行い、選挙啓発を実施していく必要があると考えております。

あらゆる選挙において若い世代の投票率の低さというものは顕著であり、特に20代においては投票率が約25%前後と実に低い数字となっております。このことから、選挙出前講座においては政治や選挙に参加する意義、投票率の低下によって起こり得る問題等について事例を踏まえ講義し、政治や選挙に関する意識の向上に努めてまいります。

また、高校に通っていない18歳、19歳の若い世代に対しては、公民館等で選挙出前講座、模擬投票等を行うことを検討しております。市の広報やホームページで参加者を募り、各高校で行っている選挙出前講座や模擬投票と同様に、実際に政治や選挙を体験してもらうことによって、より身近に感じ、政治や選挙に関心を持ってもらえるものと思っております。

また、市内、市外を問わず全ての高校において総務省より同じ副教材が配付されており、各高校において同様の指導を受けることができ、依頼があれば県選管及び高校所在地の選管が学校に出向き、出前講座、模擬投票等を実施しており、漏れなく選挙啓発が行われる予定であります。

県選管は、去る平成27年11月20日に県教育委員会と主権者教育についての連携協定に関する覚書を締結し、連携を深め、主権者教育の推進、充実を図ると公表いたしました。市選管としても、これまで以上に市教育委員会と連携を深め、積極的に各学校へ選挙出前講座や模擬投票等の実施を働きかけ、政治や選挙への関心を高めるなど若年層の投票率向上に努めてまいります。

投票日当日における投票は、公職選挙法第17条第1項及び第2項に基づき、指定され

た投票所だけでしか投票することができないのが現状です。しかし、期日前投票においては、現在五所川原市役所、金木総合支所、あすなろホール市浦と3カ所の投票所が設けられておりますが、4カ所目の期日前投票所として平成28年7月執行予定の参議院議員選挙よりエルムショッピングセンターでの実施を検討しており、より投票しやすい環境が整備されることとなるため、買い物客、特に若い世代の投票率向上に大いにつながると考えております。

以上でございます。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 本市への移住希望者向けの相談窓口についてからお答えいたします。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少や超高齢化など山積みする課題の解決に向け3つの政策分野を掲げ、その取り組みを推進することとしており、移住、定住の促進は政策の柱として人口減少対策に直結する施策であると認識しております。

本市への移住希望者向けの一般的な相談窓口は、一般社団法人移住・交流推進機構が運営するニッポン移住・交流ナビJ O I Nや総務省が運営する全国移住ナビ等の移住ポータルサイトを活用しているとともに、移住の主なターゲットとなる首都圏に対しては青森県、県内市町村で組織するあおもり移住・交流推進協議会が東京都有楽町の東京交通会館で運営する青森暮らしサポートセンターを活用し、専任の移住・交流相談員と連携しながら地域の魅力や居住、就労、生活支援等に係る情報発信に努めております。

また、本市に対する移住希望者からの直接的な問い合わせについては、本市の企画課が対応し、相談内容に応じて個別に情報提供や担当部署等への御案内を行っており、実際に寄せられた相談の多くがUターンに関するもので、主な内容は移住後の住まいや仕事に係る支援施策等についてとなっております。これまでも移住に関する相談は、年間数件程度あり、希望者には各種支援施策の紹介を初め、パンフレット等を送付しながらさまざまな相談対応に努めてきたものの、その対応によって実際に移住に結びついたかどうかは把握できていないのが現状であります。

次に、本市への移住者の数や世帯員、世帯構成、職業、移住理由などを把握しているかについてですが、地方へのふるさと回帰の機運が高まり、人口減少対策として移住、定住対策が推進される中で、移住者数の把握が必要と考えております。しかしながら、その把握については全国的に確立された方法がなく、各自治体によって把握方法が検討されている状況であり、県では青森県人口移動統計調査の一環として、転出者数及び転入者を対象に市町村の窓口で行っている移住理由等に関するアンケート調査を実施して

いることから、これを利用して把握していく方向で検討を進めております。

議員御提言の新たな窓口アンケートの実施については、既に県の調査が行われていることを踏まえ、回答者の負担や実現可能性等を勘案すれば、県の調査の結果を活用することが本市全体における移住傾向を把握する上では最も効率的な対応ではないかと考えております。

また、個別の移住者については、今年度から子育て世帯に対する家賃助成など新たな移住支援施策に取り組んでおり、今後実施を検討している施策等を含め、移住支援施策の活用者としての把握は可能となっていますので、今後の移住者の定住促進に結びつけてまいりたいと考えております。

それから、郵便局との連携協定についてでございます。全国各地において民間等との連携協定を締結し、移住、定住対策に取り組む事例が多数ございますが、その中でも議員が御紹介された事例につきましては、地域の身近な存在である郵便局のネットワークを生かして郵便局長が移住者の世話役を担い、新たな生活の不安解消を図る取り組みとして、石川県と日本郵便北陸支社が全国に先駆けて協定を締結した事例があります。

地方創生に当たっては、地域のあらゆる主体が連携、協力し、地域の将来をともに考え、かかわり合う取り組みが必要となることから、議員の御紹介の事例を含め、さまざまな事例の実績、課題等を調査、比較しながら、地域の特性や民間等の意見交換等を踏まえ、より実効性のある施策を推進するため、まずは移住者を把握する体制の構築に努めてまいります。

次に、地方大学との連携協定の締結についてでございます。地方大学は、地域を志向した教育、研究、社会貢献を進める知の拠点としてさまざまな分野の知的資源を有し、地方大学と自治体の連携は地域社会の課題と大学が有する知的資源の効果的なマッチングが図られ、課題解決や地域人材の育成等が期待できます。本市においては、これまで個別の取り組みにおいて県内大学等の御協力をいただいているものの、連携協定には至っておりません。地方大学との連携は、地域をフィールドとした実践的研究の場が形成され、新たな交流が創出されることや市民の教育環境向上に資することも期待されるなど、地域と大学の双方にメリットがある取り組みであることから、個別の取り組みと並行してさまざまな事例を調査、比較しながら、より実効性のある連携手法を検討してまいりたいと考えております。

地方創生に関する学生のアイデアの募集などの実施についてであります。本市において地方創生に関する学生のアイデアの募集やワークショップなどに活用できる仕組みとして、五所川原青年会議所との共催による市民討議会を毎年実施しているところであり

ます。とりわけ今年度は、テーマをまち・ひと・しごと創生総合戦略の3つの重点戦略に焦点を当てて開催しております。喫緊の課題である人口減少克服、地方創生に関して、10代、20代の若い感性を生かした討議を行うことで市政に関する関心も高まったものと思っております。しかしながら、参加者からはテーマが大き過ぎて意見が出しづらかったとの意見もあり、来年度に向けて地方創生の中でももう少しテーマを絞り、意見を出しやすい討議会となるよう工夫しながら取り組んでまいりたいと考えております。

それから、選挙年齢の御質問の中で御提案をいただきました総合戦略の推進に当たっての若者が参加する仕組みについてでございます。総合戦略の推進に当たって、若者が立案し、実施においても参加できる当市の取り組みとしては市民提案型事業が挙げられます。市民提案型事業は、市民の皆様の方とアイデアによる自主的な市民活動を育み、地域課題の解決と地域を元気にするための公益的な活動を支援する制度であり、その取り組みの一つとして若手起業塾が開催する高校生ビジネスプランコンテストにおいては、高校生が産学官連携による取り組みに参加することで人材育成を初め、若者の柔軟な感性から生み出された斬新なアイデアがビジネスの場において活用されるなど、地域経済の振興にも役立っているものと思われまます。

議員御提言の若者を支援する取り組みとしては、全国的には若者グループが地域を元気にするプランを主体的に作成し、それに基づく地域応援活動に対して助成を行う事例などがありますが、若者の取り組みに対して立案から実行まで支援することは、単なる人材育成としてだけではなく、地域課題の共有や市政への関心の高まり、まちに対する愛着の形成にもつながっていくことが期待されることから、引き続き地方創生、人口減少克服の実現に向け、当市の次代を担う若者のまちづくりへの参画を推進してまいりたいと考えております。

○寺田武造議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 新庁舎関連の御質問が3点ございました。お答えいたします。

まず、新庁舎建設事業の現在の状況であります。建設地であります旧西北中央病院は平成28年1月25日までの工事期限で解体工事を行ってございまして、順調に進んでおります。また、実施設計につきましても今月28日までの履行期限で設計を進めており、これからは全体の調整を行う最終段階に入ったところでございます。

今後の工程でございますが、新庁舎建設に係る工事発注の公告を1月下旬に行い、2月の下旬には仮契約をして3月議会で請負業者の承認をいただく予定としております。庁舎周辺の外構工事や来庁者駐車場の整備までを含んだ工事期限を平成30年3月とする計画であります。また、公用車車庫の建設は平成28年度中の完成を目指し、公用車車庫

の南側には公用車駐車場を整備いたしますが、これも新庁舎と同様に平成30年3月までの工事期限で整備する計画であります。

なお、新庁舎の通路、駐車場及び公用車駐車場には地中熱を利用した無散水融雪を計画してございます。ランニングコストが安価な地中熱直接循環方式を採用するものですが、駐車場内に約130カ所程度、深度で120メートルのボーリングを行い、そのボーリング孔に地中熱交換器を挿入して不凍液の循環による路面の融雪をするシステムでございます。この工事に相当期間の工期が必要となることから、平成29年度末までの工事期間を設定することとなりますので、御理解をいただきたいと思います。

最後に、工事完了後の開庁準備として平成30年2月から4月までの3カ月間程度、庁内LANの設定や備品の搬入等の期間とし、その後のゴールデンウィークに引っ越しをすることとなりますので、現段階では平成30年5月7日を新庁舎開庁日とする計画であります。

次に、事業費での変更部分であります。平成24年6月に策定した五所川原市新庁舎建設基本計画では、庁舎の延べ床面積を約1万1,000平米と見込み、概算事業費も算出したところであります。しかしながら、東日本大震災等により昨今は建設需要も高まっており、かつ労務費や建設資材費も高騰していることから、当初の概算事業費を大きく上回ることが予想され、これらを踏まえ、まずは可能な限り床面積を縮小することとした基本設計と実施設計に着手いたしました。庁舎全体を簡素で機能性と経済性にすぐれたものとして検討を重ねたところ、最終的には9,320平米まで縮小することができたほか、同様に事業費の抑制にもつながっております。

また、一方で当初計画になかった庁舎内の冷暖房空調設備と駐車場の融雪設備に地中熱を利用した設備を導入しております。イニシャルコストは高額であります。持続的に二酸化炭素の排出量を削減することができ、ランニングコストも安価なことから導入を決定し、環境省の補助事業を活用して整備するものであります。このほかにも簡素で機能性と経済性にすぐれたものとするための検討を重ね、最終的な庁舎の建設事業費は約58億円となったもので、今定例会に補正予算として計上させていただいております。

最後に、新庁舎基本計画案に対するパブリックコメントで市民の方々から提出された御意見の内容と、それをどう実施設計に反映できたかの御質問でございました。五所川原市新庁舎建設基本設計（案）に係るパブリックコメントにつきましては、意見の募集期間を平成27年3月25日から平成27年4月24日までの1カ月間実施しましたところ、4人の方から15件の御意見をいただいております。その主な内容といたしましては、防災

拠点としての庁舎に関すること、障害者に配慮した庁舎に関すること、庁舎周辺の交通や道路に関することでありました。実施設計における検討が可能なものにつきましては、全て実施設計にそれを反映することとし、さらに関係機関との協議が必要なものにつきましては現在協議を進めているところでございます。詳細であります。まず防災拠点としての庁舎に関することでは、ゲリラ豪雨や浸水対策に対する御意見があり、安心と安全を確保できるように1階床高を上げ、防潮板を設置することとしたほか、サーバー室には部分床免震を採用し、安全性を高めた設計といたしました。

次に、障害者に配慮した庁舎に関することでは、車椅子利用者の駐車場を庁舎の近くに4台確保するほか、通路スペースの十分な確保、誘導ブロック敷設、点字プレートの設置、バリアフリータイプのトイレの設置や段差の解消などきめ細やかな対応を行うことで障害者だけでなく高齢者や子供など庁舎を訪れる誰もが使いやすく優しい庁舎となるよう、庁内の関係課と連携をとりながら現在設計を進めております。

最後に、庁舎の周辺の交通や道路に関することでは、JR五所川原駅方面から車で新庁舎の駐車場へアクセスできるようにとの御意見がございましたので、利便性の向上が図られるように現在一方通行となっている弥生町の市道西部53号線の一部拡幅工事を行い、拡幅部分は双方向通行が可能となるよう関係機関と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○寺田武造議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 詳細な答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

移住、定住促進でございますけれども、これは従来から県主催で首都圏フェア等でUターン者とかいろいろな相談窓口を設けて対策を行っているところでございますけれども、本市あたりに移住をお考えの方というのは、そんな数的にあるわけじゃないと思われるんですけども、先ほどの答弁で本市においても移住検討者、相談が数件あったということですけども、どういうふうな相談がありましたんでしょうか。

また、そういうふうな情報に関して管理していないということなんですけど、やはり地道な対策として今後に向けて一元的に把握、整理しておく必要があるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 移住希望者が求める情報についてでございます。本市におけるこれまでの相談実績や青森暮らしサポートセンターなどの状況を踏まえると、移住希望者の約7割がUターンを希望し、その相談の約6割が仕事、約5割が住まいについての情報

を求めるものとなっております。具体的には空き家情報が欲しい、新規就農したい、優遇施策の情報が欲しいなど個々の状況に応じた内容となっており、移住希望者の多様なニーズに対応するためには民間も含めた各種情報の集約化が求められるところであります。

そのような状況に対応するため、当市では今年度の9月定例会で予算措置いただきました五所川原市総合情報発信ツール整備事業の一環として移住・定住総合支援サイトを創設することとしており、当市の移住環境や支援施策など移住希望者が必要な情報をワンストップで取得できる体制を目指し、鋭意整備を進めております。今後も人口減少克服に向けた重点施策として移住希望者のさまざまなニーズに的確に対応できるよう、市の移住・定住総合支援サイトの周知も含め、関係機関等々の連携を図りながら各種情報を集約し、ワンストップで対応できる相談機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

○寺田武造議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 ぜひ検討者には地域の細やかな情報を与えるということで、情報の集約として、これ高齢者の見守りとかも含まれるんですけども、例えば地域の見守り等を考えれば、ガス事業者とか新聞販売店、宅配、牛乳商業組合、シルバー人材センター、NTTなどとの連携協定も締結することを提案するんですが、いかがでしょうか。

○寺田武造議長 福祉部長。

○工藤 仁福祉部長 連携協定の必要性についてお答えいたします。

当市では、高齢や障害等により地域で見守りが必要な方々が安心して生活を送ることができるよう支援することを目的に、平成26年2月18日に高齢者等見守りの取り組みに関する協力協定を生活協同組合コープあおもり、津軽保健生活協同組合と3者協定を締結し、協定先の組合担当者が組合員宅を訪問した際に、気になることや異変があった場合、関係機関への通報等を行うこととしております。このような取り組みは、安心して暮らせるまちづくりを推進していく上で必要不可欠なものと認識しているところであり、連携協定につきましては今後も関係機関と連携を図りながら高齢者等を見守る体制をさらに充実させてまいります。

○寺田武造議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 ありがとうございます。

それでは、18歳選挙権に向けた主権者教育等についてでありますけども、鳥取県で例があるんですが、教育に関する大綱の策定に当たっては主権者教育の推進を定めるべきではないんでしょうか、その辺についてお伺いいたします。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 教育に関する大綱の策定に当たっての主権者教育の推進についてですが、小中学校の主権者教育については先ほども述べましたが、学習指導要領に規定されており、その内容は民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる、その際選挙の意義について考えさせるとなっております。義務教育である小中学校では、この学習指導要領にのっとり各学校の判断のもと、学校の実情に合わせて進めることとなります。

御指摘の教育に関する大綱の策定についてですが、本市では10月に開催されました第1回総合教育会議で五所川原市教育施策の大綱として既に策定済みでございます。この中で、主権者教育の推進について具体的な記述は挙げられておりませんが、政策、施策の主な取り組み内容にあります時代の要請に対応した教育の推進や地域と連携した取り組みの推進の中で取り組むことが可能であると考えております。いずれにしましても市教育委員会としては、現行の学習指導要領にのっとり主権者教育が適切に推進されるよう指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○寺田武造議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 よろしくお願ひいたします。

それでは、新庁舎建設についてでございます。まだ工事着工前でございますので、今後工事に入ればまた諸課題が出てくる可能性がございますが、ぜひ速やかに処理していただいて、にぎわいのまちづくりの拠点、そして市民の憩いの場となる庁舎が完成することを期待しております。

以上をもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

○寺田武造議長 以上をもって木村慶憲議員の質問を終了いたします。

次に、2番、井上浩議員の質問を許可いたします。2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 一登壇一

おはようございます。社会民主党の井上浩です。今議会は、TPP交渉が大筋合意をしたとマスコミが盛んに喧伝する中、安倍内閣が国会の臨時会招集要求を握り潰してまで国民への説明責任を果たそうとしない中での開催となりました。よって、私は農業、農政問題1本で質問をいたします。

思えば8年前の2007年に農業委員会が行った全農家アンケート及びヒアリングで力をかしていただきました田代洋一先生は、TPP交渉大筋合意について、10月21日の東奥日報紙上で、農業分野は丸裸になったのにはほぼ等しい。高齢化した生産者の多くが農業

に見切りをつけるだろう。若手は、農家になることをためらうのではないかと厳しく指摘をされています。事態は深刻だと思います。

そこで、第1に今後始まるであろう議論へ向けて、当市でのこれまでの農業政策及び計画の評価について質問をいたします。

なお、遂行されてきています政策及び施策及び計画につきましては、価値判断を伴う政策論議や監査がやるべき議論はもとより不要ですので、誰が何を目的に何を対象としていつまでに何をするのか、あるいはしたのか、そして必要な経費、これらについてポイントを簡潔にお知らせください。

対象とするのは1つ、農業活力推進計画、1つ、人・農地プラン、1つ、地域経営担い手育成計画、1つ、水田フル活用ビジョン、1つ、農山漁村再生可能エネルギー法、発電促進基本計画の5つです。また、問題点や改善点、今後の方策については再質問でも具体的に取り上げますので、大筋で判断されていらっしゃる点について、まず回答をお願いします。

次に、当市のこれからの農業戦略に関連して質問をします。農業は、言うまでもなく自然を相手とし、土地を主要な生産手段とするエネルギー生産産業です。植物が行う光合成、すなわち地球外の太陽エネルギーを生物が使える化学的エネルギーに変換する作用に依拠をしています。よって、第1次産業とされてきました。この点では、太陽光を初めといたします再生可能エネルギーを電気エネルギーに変換する発電と産業的には類似をしております。この点に着目して、私はこれからの農業は再生可能エネルギー発電の売電収入を兼業とすることにより、現在取り組まれています6次産業化の取り組みと合わせるにより、将来的にも農業経営を何とかやっていけるのではないかと考えています。

そこで、第2の質問は6次産業化と6次産品について。これまでの市の取り組みに関連して、今後も雇用創出へ向けて取り組むべきことと考えておられる点についてお知らせください。

第3の質問は、発電を兼業とする農家経営について。再生可能エネルギー発電の売電収入を兼業とする農家経営の育成についてです。農山漁村再生可能エネルギー法で求められています市が作成する市みずからの五所川原市における発電促進基本計画について考え方をお知らせください。

演壇からの一括しての質問は以上です。簡潔な答弁をお願いいたします。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農業委員会会長。

○齋藤靖裕農業委員会会長 井上議員の御質問にお答えをいたします。

1つ目の農業活力推進計画でございます。この計画につきましては、推進本部会議、集落座談会、農家アンケート調査、大学教授等によるヒアリング調査などを実施し、6項目にわたる行動計画と、また資料として農業者等のアンケート調査分析結果及びヒアリング調査の実施結果などをまとめ、平成20年2月末に策定をいたしました。この事業計画実施に当たりましては、平成19年度青森県地域農政推進対策事業費補助金670万円の交付を受け、農業委員会が事業実施主体となり、国の補助金100%補助で実施したところであります。

成果といたしましては、当計画は農業者の意識の把握や課題、問題点などが分析され、今後の当市の農業政策の方向性を考える上で有益な計画として取りまとめられました。行動計画の実績では、数多くの地場農産物を利用した交流イベントに参加し、市ブランド推進協議会の設置に結びつき、やっぴまれ軽トラ市の開催なども行われることになりました。また、五所川原農林高校と連携したアグリス쿨の開催、農業関係機関の一元化と連携の強化においては、市農林水産課と農業委員会を同じフロアで隣接させたことなどであります。

問題点、改善点ではありますが、行動実施当時、気象災害や政権交代による制度改正がございました。計画どおり事業を進めることができなかつた点があることや、計画策定後、既に7年を経過し、農業行政が大変貌しており、今後も新たな政策への対応が求められているところであります。

今後の方策であります。これまでに提言した内容と活力推進計画書を貴重な財産として、今後も国が打ち出す新制度、法改正に素早く対応し、市農業、農村発展のため取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 井上議員御質問の農業政策、計画の評価についてお答えいたします。

まず、人・農地プランにつきましては、地域の話し合いにより、中心となる経営体、農地利用、将来の地域農業のあり方などを定めるものでありまして、プランに位置づけられることによって青年就農給付金事業、経営体育成支援事業、スーパーL資金の利子助成など関連する事業を活用することができます。当市では6地区の人・農地プランを作成し、毎年2回、集落座談会を開催しており、平成24年度から現在までに8回開催したところ、延べ983名の方が参加し、毎年恒例の座談会として、また農家と行政の意見交

換の場として定着しつつあり、成果の一つと言えますが、今後、より活発な議論の場としていくための取り組みを強化していく必要もあると考えております。

なお、これにかかる経費のほうですが、市の一般会計予算の中で61万1,000円ほどかかっています。

次に、地域経営担い手育成計画についてであります。地域の担い手は地域が育てる仕組みを構築するため、県が実施している農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立事業に地域提案の事業として五所川原市地域経営担い手育成5カ年計画を平成24年度から実施しているものであります。本計画では、重点化して取り組む項目として個別経営体の育成、組織経営体の育成、新規就農者の育成、確保の3つを掲げており、個別経営体の育成では規模拡大による経営力強化、農業所得の向上のため農地集積協力を活用して農地集積を図ることとしており、成果として協力を活用した農地集積が平成24年度17件、平成25年度は33件、平成26年度は40件で、計画の見込み30件を大幅に超える成果となっております。

また、組織経営体の育成では、女性組織の活動を重点支援する経営体であるあおもり五所川原グリーン・ツーリズム協議会がグリーンツーリズムの受け入れ態勢の整備や経営基盤の強化に向けた取り組みを進めており、この結果、平成24年度の協議会設立当初は会員数10名、農家民泊受け入れ戸数は2件であったものが、現在では会員数21名、農家民泊受け入れ戸数は5件に増加しており、徐々に成果が見られるようになってきたところであります。

新規就農者の育成、確保では、青年就農給付金事業を活用し、新規就農者の定着促進、技術力、経営意識の向上を図ることとしておりますが、平成24年度は15名、平成25年度は35名、平成26年度が37名、今年度は42名が青年就農給付金の給付を受け就農しており、計画作成時の目標は10名でありましたが、こちらも大幅に上回る成果となっており、この方々の就農が定着するよう、県やJAとともにサポートを行っているところであります。

なお、これにかかっている経費でございますが、先ほど言いました担い手等の協議会のほうからグリーン・ツーリズム協議会のほうに127万9,000円の補助をしてございます。

最後に、水田フル活用ビジョンについてであります。地域の水田における作物ごとの取り組み方針、作付面積、活用方法を明らかにし、作物生産の計画となるものであり、策定に当たっては県、JA、生産者代表で構成される五所川原市農業再生協議会で協議しております。

また、同ビジョンでは国の交付金に加え、地域で振興する作物への加算及び交付する

産地交付金を設定し、今年度は総額12億4,800万円の交付金が市内生産者へ交付されている状況になっており、今後も作物の安定生産と農家所得向上のため、生産者に情報提供を行い、またJA等販売先との連携を密にし、地域で振興すべき作物の作付目標達成を図りたいと考えているところであります。これにかかる経費でございますが、市の一般会計で事務費として1,280万円ございます。これらの計画は、いずれも当市の農業振興を図っていく上で重要なものであり、今後も農家の方々へ周知を図り、県、JA等関係機関と一体となって取り組んでまいります。

次の質問ですが、6次産業化と6次産品による雇用創出へ向けて取り組むべきことについてお答えしたいと思います。現在当市において6次産業化に取り組んでいる生産者もおりますが、農産物を生産するノウハウはあるものの、加工、販売などの体制が整っておらず、取り組みが進まない状況であります。

このような状況の中で、農林漁業の1次産業、加工の2次産業、流通、販売の3次産業が連携し、地域資源の活用と互いの強みを生かした新たな事業を創造することも有効手段であり、それができれば雇用が生まれ、地域を活性化することができると思われまます。今後地域の活性化に取り組むため、6次産業化に取り組む方々の意見交換の場の提供や6次産業化の助成事業、融資等の情報提供にさらに努めてまいります。

以上でございます。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 農山漁村再生可能エネルギー法についてお答えいたします。

農山漁村再生可能エネルギー法は、再生可能なエネルギー発電のために活用することができる土地、水、バイオマス、その他の資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、再生可能エネルギー発電を促進することにより農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的に平成25年11月に成立、平成26年5月に施行されております。

この法律に関する動きとしては、現在当市においては発電事業者による十三湖沿岸への風力発電設備の整備計画が進められており、隣接する中泊町域と合わせて総数で15基、うち当市には2基、中泊町には13基の整備が計画されており、発電出力は当市2基分で4,600キロワット、全15基で3万4,500キロワットが想定されております。整備予定区域が農地であるため、当市では農業振興地域整備計画の見直しについて県と協議を進めるために、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画について、地域の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者等から成る協議会及び当市と中泊町の関係者等で構成される十三湖沿岸地区検討分科会において策定に向けた協議を行って

おり、また10月から11月にかけて1カ月間、電気事業者による環境影響評価書の縦覧が行われたところであります。

今後の取り組みですが、当市及び中泊町が優良農地の確保に支障が生じない範囲で再生エネ発電施設の設置区域を基本計画の中に定めるとともに、発電事業者が再生エネ発電設備の整備とあわせ、農業の健全な発展に資する取り組みについて施設整備計画を整備することとなります。農山漁村再生可能エネルギー法が発電事業者に売電収益の地域還元を結びつける仕組みとしているのは、発電事業者の売電収益が一定の期間、固定価格で買い取ることを義務づける固定価格買取制度で支えられているからです。固定価格買取制度は、電力会社が再生可能エネルギーによる電気を買取る費用を再生エネルギー賦課金として電気を使用する全ての家庭から電気の使用量に応じて徴収するもので、再生エネルギーによる電力会社への売電が進めば進むほど御家庭の御負担が増える制度であります。

このような状況下において、市は独自の再生エネルギーの発電による売電は当然予定してございません。また、農家がみずから活用する再生エネルギーについての支援策については検討はできても、五所川原市みずからが発電促進計画を作成し、その中で農家を再生エネルギー発電の売電収入を兼業とする農家経営を育成する仕組みについては、この圏域全体の住民の理解が伴うことから、現時点では予定してございません。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。直球で返ってきましたので、こっちも直球でいきたいと思います。

それでは、再質問をいたします。まず、具体的な項目別の質問の前に、ちょうど先月の27日に2015年の農林業センサスの概要、県版が出ましたので、主に5年間、市独自で把握しているのもありますけども、センサスはセンサスで意味を持ちますので、主業農家ですとか農業産出額ですとか、この5年間の推移について、市として結果、概要が出たことを受けてどのように受けとめているのか、所感で結構ですんでお願いします。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 それでは、去る11月27日に公表されました青森県の農林業センサスについて、その概要について説明したいと思います。

農業経営体は3万5,786経営体で、前回、5年前に比べ19.9%減少しております。法人化している経営体数548経営体と前回に比べ29.9%増加しております。また、経営面積10ヘクタール以上、農産物販売金額1,000万円以上の経営体が増加しており、農家数は減少しているものの、農家数に占める大規模農家の戸数と割合は年々増加しております。

最新の五所川原市のデータはありませんが、当市においてもこの状況は同様と考えてございます。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。今国でとにかく規模を大きくして効率を上げろとやっていますけれども、今部長から答弁ありましたように当市を中心、あるいは西北五圏域では、国が言っているような大規模化、土地利用型農業、稲作ですけども、先進的にずっとやってきた経緯があるということが今センサスの5年間の概要を見ても、部長がおっしゃられましたとおり、特に土地利用型の稲作経営においては西北五は県内でもすごく立派なところですから、その傾向はそのとおりだと思いますので、そのことを前提にして質問を続けます。

質問通告の第1の計画の評価ですけども、1)の農業活力推進計画についてでございます。会長から御答弁いただきましたとおりで、あのヒアリング及びアンケート、そして計画は、当市のこれまでの7年間ばかりでなく、今後とも大変に重要な指摘と課題を含んでいる中身だと思いますので、会長も指摘されているとおり、引き続き踏まえて当市は進んでいくべきだと理解をしております。

そこで、農業活力推進計画の策定に当たった田代洋一先生をリーダーとされます県内外の学者グループの諸先生、多大な御尽力をいただいたわけですけども、素晴らしいヒアリングとアンケート分析をやっておられますので、今後ともお世話になりたいという、そういうお願いの意味を込めまして感謝の意を改めてこの議場で表明したいと思いません。田代洋一先生、宇野忠義先生、渡部岳陽先生、小山良太先生、佐藤加寿子先生、ありがとうございます。

さて、その報告書が2008年から2010年までの3年間の計画書ですけども、副題に集落と営農の新たな挑戦と記載されていますとおりで、会長が答弁されたとおりでございます。そこで田代先生が強調しているのは、まず五所川原市農業は一体どうなっているのか、そこからどのように出発するのかを最後まで総論で、まとめのところで強調しています。その内容は、当地は米とりんごの一大産地をつくってきたんだと、2点目としてはトマトやつくね芋など地域に合った新たな作目を開拓してきたんだと、3点目として比較的規模の大きい個別経営農家の粒がそろっているんだと、4点目として女性パワーが地域にあふれているんだと、ここをどう生かしていくかということの問題提起にして先生はヒアリングをまとめております。この指摘について、委員会会長のほうで御所見がございましたら、簡単で結構ですのでお願いをしたいと思いますけど。

○寺田武造議長 農業委員会会長。

○齋藤靖裕農業委員会会長 議員御質問の田代先生の指摘する4点、今後どのように生かしていくかという問題提起についての所見を述べさせていただきます。

田代洋一教授、当計画書の第7章のまとめと課題というところで、1点目として地域にあるものを見詰めたらどうなるか、また2点目として五所川原で育てきた長所もたくさんあるだろうと御指摘されて、ただいま井上議員が述べられた4点を長所として挙げられておりました。その1点目が米とりんごの一大産地をつくったというところですが、これにつきましては、米については当市でも御承知のとおり農業従事者の高齢化、担い手不足が進行しており、さらに農業機械の老朽化などのため離農を余儀なくされる方も増えております。このことから、農地の受け手は農地中間管理事業を活用して規模拡大を図り、新品種青天の霹靂などの作付によって、良食味で価格的にも高価格である品種の導入を図っていき、経営の安定化をいたしていただきたいと思っております。

また、御承知のような米の下落対策として、飼料米の作付の導入などによって生産調整の適切な励行を図り、価格の安定に努めていただきたいと考えております。

また、りんごにつきましても同様に高齢化、担い手不足が及んでおります。これまで以上に省力化でとれる栽培方法の導入、あるいは優良品種の更新が必要であると考えております。

2点目として、トマト、つくね芋、赤～いりんごなど地域に合った新たな作目を開拓したという点ですが、現状トマト、つくね芋の生産状況が横ばい状態であり、生産の拡大に及んでいない、その原因は何なのか検証するとともに、施設、設備、これを導入する際に対する補助金など行政支援についてもちょっとお願いをすべきかと考えております。

また、赤～いりんごにつきましては、新しい品種も開発され、品目も多くなりました。ワイン初め6次産業化でも検討され、いろいろな商品が開発されております。また、海外からも問い合わせがあり、今非常に注目されている様子が新聞に掲載され、報道されておりました。さらなる栽培者の発掘をして作付の拡大が図れば、付加価値の高い商品をたくさん生産できるものと思っております。

3点目として、比較的規模の大きい個別農家の粒がそろっているという指摘につきまして、当市では今後とも水稲経営を行っていきたい農家、まだまだたくさんいらっしゃると思います。これにつきましても、農地中間管理事業の活用を図っていくとともに農業委員会としましても優良農地のあっせんを図っていきたいと考えております。

4点目として、女性パワーが地域にあふれているという指摘につきましては、当活力

推進計画策定当時、田代教授は計画書に農協理事も農業委員も女性がいないと記しておりましたが、現在管内農協では女性理事が1名、また農業委員では2名女性があり、大変活躍している状況でございます。さらに、当市では女性の活動グループとしてVICウーマン、生活改善グループ、JAの女性グループ、地産地消を進める会など、さまざまな女性グループが毎年活動を活発化しており、今後さらに頑張っていただければと考えております。

よろしく申し上げます。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。さっき部長の答弁にもありましたけれども、分析がやられて計画が立てられて、私は進んできていると思うんです。進んできているんですけども、今会長もおっしゃいましたように濃淡で密度がやや薄いのではないか。早い話、予算を潤沢に振り向けなければやることはできない。このことについて重ねて要望をして次の質問に行きます。

2)の人・農地プランについてです。これは、大変重要になっているんですけども、いまいちちょっとわかりにくいところがありますので、まず質問の第1点ですけども、国が示す構造政策が出ているわけですけども、市段階では多分に事業担当機関的な要素が強くならざるを得ないのは理解するんですけども、集落営農を地域ぐるみの協業型でどうつくっていくかということ考えた場合、土地利用型農業担い手形成をやっていくときの政策の課題については、いろいろ解決しなくちゃいけない課題があるわけで、1つは農地関係法が今農地法と基盤強化法と農地中間管理事業法の3本立てでなっているんですけども、ここら辺については市としてはどういうふうに整理されているんでしょうか。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 ただいま井上議員の農地関係法が農地法、基盤強化法、農地中間管理事業法の3本立てとなっているが、市はどのように認識しているかという話でございます。

農地関係の3法についてであります。まず農地法は農地の権利移動、転用等の制限を定め、農業生産の基盤である農地を確保し、食料の安定供給の確保に資するための法律であり、一方、農業経営基盤強化促進法は農業経営の育成、農業経営を改善するための農用地の利用集積、経営管理の合理化などを図るためのもので、法律名のとおり農業経営基盤の強化を促進するための法律となっており、認定農業者制度や農用地利用集積計画はこの法律に基づいたものであります。そして、農地中間管理事業の推進に関する

法律が平成25年12月に制定され、農地の利用集積を公的機関である農地中間管理機構に担わせ、農業経営の規模拡大、農用地の集団化による生産性の向上に資することを目的としております。つまり優良農地を守るための農地法、農業経営の安定と農地の有効利用を図るための農業経営基盤強化促進法、農地の有効利用について、さらに集団化、大規模化を促進するための農地中間管理事業法という位置づけとして認識しております。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。農業を考えた場合、農地と切っても切り離せない問題ですので、農地をめぐって現在の官邸は、今までの日本農業、農政と全く異なる異質な認識のもとで今諸法を出してきて、その1つとして農地中間管理事業法が出てきたと私は理解をしていますけども、質問の2番目として現実に最後に出てきて今大きな力を発揮しつつあります農地中間管理事業法は、策定過程で条文修正がやられております。衆参では附帯決議がつきまして、今私は単に社民党で言っているんじゃないくて、これまで戦後農政を担ってこられた諸先輩たちの総意として込められた附帯決議がありますけども、さらには来年には公選をやめようという農業委員会の役割についても絡んでくる協議の場が修正で強調されているわけですけども、ここら辺の修正と附帯決議について当市としてどのように認識をされているんでしょうか。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 農地中間管理事業法に関し、衆参での附帯決議では農業委員会の役割が改めて示され、協議の場が強調されたと認識しているが、どのように考えているかという御質問でございます。

農地中間管理事業における農業委員会の役割に関する附帯決議では、機構からの受け手の配分、計画案の作成に当たって、いずれの市町村においても地域の実情に即しつつ、農地の出し手、受け手のニーズに応えた事業実施が図られるよう、農地中間管理機構と市町村及び市町村相互の協力、連携体系を整備すること、その際市町村は農地の所在、所有者等の情報を把握している農業委員会の意見聴取を基本とするよう運用することとされております。法律上は、必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くものとするとしており、市としては経営所得安定対策における耕作台帳と農業委員会の農地台帳の突き合わせにより農地の所在、所有者等の情報を把握しているため、現在意見聴取を行っておりません。県内でも意見聴取を行っている市町村は少ないようですが、地域との調和等を図る上で農業委員会の意見も重要でありますので、意見聴取の方法について農業委員会と協議してまいりたいと思います。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。ぜひ今答弁された中身を重視されてやっていていただきたいと要望しておきます。といいますのも、ここに私、衆議院が先議していますから、参議院で衆議院がどういうふうに修正したかという参議院側での説明の文書を持っています。そこで肝になっているのは、衆議院においては定期的に農業者等による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ公表すること云々、そういうことをやりなさいと、これ初めはなかったんです。この法律の出たときには農業委員会ですとか、これまでの市町村農政は要らないと。県が直に入ってきて、国の意向に基づいて全国的に流動化して農地を流動化させようという中身で原案出てきたのが、修正を衆議院でして、参議院もそれを受けて現在部長や会長が答弁していただきましたような農家と委員会、あるいは行政もかんでの協議の場と方針決定にしようじてなっているということを重視していただきたい。といいますのは、決して誇張ではなくて、部長は述べられませんでしたけども、衆参の附帯決議で何と言っているか、これ私見たときびっくりしたんです。2013年11月28日の閣法14、中間管理事業推進法の附帯決議の最後、15番、「アドバイザー・グループである産業競争力会議・規制改革会議等の意見については参考とするにとどめ、現場の実態を踏まえ現場で十分機能するものとなることを第一義として、制度の運用を行うこと。右決議する」、これ衆参でやっているわけです。要するに今安倍官邸がやろうとしていることを少なくとも国会の場では否定をしました。こういうやり方は、日本農業を壊してしまう、だめだと。現場ときちんと議論をして、これまでどおりやってほしいと。国会で附帯決議ついていますから、今部長の答弁ではそういう方向でやっていただけるとのことですので安心をいたしました。

それでは、具体的な中身に入ります。次の質問ですけども、人・農地プランで担い手への土地の面的集積及び適正小作地代の解決の問題も出てきます。借地経営の組織化につきましても、農業委員会を初めとした行政の指導が肝要だと考えています。一番大事なのは、集落の全農家と認定農業者という想定をされています担い手農家が連携して協力していく中身をどうつくっていくのか。これは、8年前から田代先生が再三強調をしていることで、なかなかできない。地域農業を誰が、どのように担っていくのかを人・農地プランづくりでは全農家の協議で将来ビジョンをつくる場と修正と附帯決議でかろうじて残りましたので、ぜひやってほしいんですけども、そこで、それが8月公表ということではホームページで全市民に公表されています人・農地プランですけども、いまいちちょっとわかりづらいのが、市内、合併含めてですけど、6地域に人・農地プランの協議の地域が区分をされていますけども、元来集落営農と考えた場合、非常に藩政の村単位から明治の村とかずっと推移をしてきた経緯も農業経営との関係では複雑な条件

が絡みますので、今の人・農地プランで6地域に一応便宜的に区分をされた集落営農の地域、範囲をどのように市として考えているのかお知らせください。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 人・農地プランにおける地区設定の考え方についてであります。集落単位よりも大きな枠で設定したほうが広域的就農や農地集積に対応でき、新規就農者や規模拡大を目指す中心経営体に効率的に農地集積ができることから、川、線路、高規格道路等で分断されている地域のまとまりや地域内の営農類型を参考にして設定してございます。

旧五所川原市は、津軽鉄道五能線を境に北側は水稻主体の大規模農家が集約を進めていることから五所川原北地区とし、南側は津軽鉄道を境に営農類型が水稻主体の地帯を五所川原南地区、水稻と果樹の作付地帯を五所川原東地区として設定してございます。旧金木町は、金木川、内真部線を境に水稻主作の地帯を金木北地区、主に水稻と転作大豆のブロックローテーションを行っている地帯を金木南地区とし、面積集約を図るよう設定してございます。市浦地区については、営農類型が水稻、転作の牧草、またはトマトなど地域内で同じことから1つの地区として設定してございます。

なお、6区分に分けてございますが、先ほど言いました中心的経営体、農地をほかの地域に持っている場合には当然その地域の中に入ることができるようになってございますので、よろしく申し上げます。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。そうしますと、わかるんです、どうやって区分するかと。市浦1つ、金木2つ、五所川原3つに分けたよと。それだけではちょっと次につながりませんので、ぜひ地元の方々と営農単位ごとの話し合いをさらに強めていって、それで中身のあるプランを強めていってほしいと思います。

それに関連してスーパーL資金の活用も聞く予定だったんですけども、今後の課題となると思いますので、後ほど資料でお願いをしたいと思います。

質問通告の第1のうちの3)、4)につきましては、通告の第2、第3の質問の中で内容触れますので、次に5)の農山漁村再生可能エネルギー法、発電促進基本計画について再質問をします。企画を担当しています財政部長からは、エネ兼農家、私、造語したんですけど、エネルギー兼業農家を検討する考えは当市ではないとはっきりされましたけども、私はこれしか生き残る道はないと考えていますので、今後議論を深めていきたいと思います。

幸いさっきの答弁によりますと、当市の市役所では環境省の話に基づいて地熱は活用

するお考えのようですので、市役所のほうに環境省の考え方をストレートに導入するのは大変結構なことなんですけども、農家の営農にも環境省の考え方をぜひ積極的に導入をしていただきたいものだと思います。といいますのも2012年版の環境白書では、津軽はエネルギーの地産地消を進めていくモデル地域とされました。白書ですよ。今年度2015年版の環境白書でも発電設備を持ち、電力を賄えば、域外に支払う電気代を削減し、余剰な電力を売れるため地域活性化につながるとされています。これまさしく3月議会から議論してきている、当市でいけば地方創生の考え方。私からいけば国の地方創生じゃなくて、地域創生をどうつくっていくのか。環境省は、このようにバックアップをしてくれています。このために国は、さっき部長おっしゃいましたように2014年5月に再生可能エネルギー法を施行していますが、残念ながら全国的に出遅れ感が否めません。

先ほど説明ありましたとおり、昨年11月20日に当市でも協議は始まっていますが、1年以上も経過をしています。この間に横浜町では、今年6月1日に基本計画を策定していますし、具体的な取り組みも進めています。さっき部長は否定しましたが、野辺地町では直営の風力発電所を整備して財産収入の一部に大いに期待を持てるという判断をして事業化を現在進めているところであります。私は、こちらのほうが必要ではないかと思いますが、1年たっても取り組みが進んでいない理由と、今後の対処方につきまして再度質問をいたします。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 先ほど再生エネルギーの関係の農家の支援のお話がありましたけども、私申し上げたのは農家みずからが再生エネルギーを活用した農家の施設の関係、そういう形のものが出てきたものに対しては支援という形のものには検討していかなければならないと。農家自体が電気事業者になって収益を上げていくのであれば、この分については今の再生エネルギーの関係、固定価格買取制度で収益を賄う形になってございまずんで、そうなればこの圏域の皆様にも再生エネルギー賦課金という形のもの、負担が増えますので、そういう形のものについては地域の理解が伴うことから、現時点では無理ではないかというお話を申し上げたところでございますので。

それから、今横浜の事例、それから野辺地のお話がございましたけども、横浜の事例であれば、これともに私どものほうと同じで、電気事業者からの申請に基づいて動いていることとございますので、それを比較して当市のほうがおくれているとか、そういうお話にはならないので、比較することはできないのではないかと考えています。

今現在、先ほど答弁でも申し上げましたけども、やっとなんですけども、今私どものほうの圏域で予定している電気事業者のほうが発電施設の設置計画のもとに環境影響評価書

が10月から縦覧されてございますので、これが通っていけば、これから具体的な基本計画の関係の整備のほうに向かっていくこととなります。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。そのとおりだとは思っています。といいますのは、実は今回経済部1本で答弁をお願いしたかったんですけども、くろしおさんのほうから事業書が上がってきて、もう検討しちゃっているんで、それに対応した対応をしているのは十分に理解しているんですけども、そもそもこの農水省で考えました計画というのは農家をいかに利していくかと、そのために行政も面的な計画を立てたほうがいいんじゃないですかとマニュアルまでつくって出しているわけで、そこについて少し前向きに、さっきも強調しましたが、取り組みをお願いしたいということです。1回目の答弁よりかは少し農家の御要望があればということでトーンが下がりましたので、私もぜひみずからがそういうことを推進していく、私の仲間は各地でそういうことを実際実践しておりますので、県内。当地でも可能になるように鋭意努力をしていきたいと思っています。

それでは、後ほど経済部長に質問しようと思っていたんですけども、ここで一気に出てしまいましたので継続して聞きますけども、発電を兼業とする農家経営を考えた場合、事業者として売電すると、それがもちろん基本になりまして、そのために例えば稲作の場合には日照率との関係で何メートルか固定施設を建ててもいいと。ソーラーをやってもいいという、そういう法改正、仕組み改正も進んでいます。徐々に進んでいる中で、当市では小水力の関係で少し先進的な事例がありました。それで、その事例の中で、県はもう既にこういう状態に対して日本有機資源協会に委託をして、県内で導入すればもうかるか、もうからないのかと、実態把握をした上でやりなさいということで、既に去年の3月にそういう取り組みと並行して県版の小水力ハンドブックを公開しております。それによりますと長橋ため池ばかりではなくて、小田川ダムの放流設備についての導入可能性調査では長橋ため池以上に採算性ありと、こういう評価も県から一方では出ているという事例もあります。ですから、要望したいのは、面的に当市の条件をいいところをどんどん探し出して活用してつなげて、全体的に厳しい農家経営に利していくような方向に向けて調整を市が音頭をとってやっていただきたいということです。

これまとまってしまいましたので、後ほどの質問はやめますので、次、戻りまして質問通告の2番目の6次産業化と6次産品についてお尋ねします。といいますのは、一時議場でも随分議論になりまして、地産地消推進プランというのがよくここで議論になったんですけども、食育推進計画のほうはばっと浮上してきたんですけども、地産地消プ

ランのほうは何か見えなくなっていたんですけども、一方国のほうでは六次産業化・地産地消法が公布をされて、この地産地消法に基づいて市による地域農林水産物の利用促進計画を策定しなさいと、こうなっているわけですけども、当市ではどうなっているのか、よろしくをお願いします。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 6次産業化につきましては、平成23年に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、通称六次産業化・地産地消法が制定され、この法律において地産地消と食育を一体的に推進することとされております。

第1次の食育推進計画は、平成22年度から平成26年度の5カ年の計画として作成されたものであり、従前の計画でも地場産品の活用、地産地消の推進について掲載しておりましたが、平成28年度から計画名を五所川原市食育地産地消推進計画とし、食育と地産地消の両方を推進する計画として現在関係機関の意見聴取を終え、最終的な見直し作業を行っており、今年度中にパブリックコメントを実施する予定でございます。計画は、食育、地産地消の考え方や施策の展開を示すもので、家庭、学校、地域での食育推進とふるさとの食文化の伝承、地元の農林水産物の利用拡大等を推進することとしており、まずは地元農林水産物のよさを知ってもらい、地産地消の拡大を図ることが重要であり、そこから6次産業化へと発展させていくことが理想と考えております。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。今年度中にはパブコメをやって出るといことで、大変安心をいたしましたので、しばらく議場で質問を許していただきましたのでパブコメに応募しておりませんでしたけども、ぜひ応募して忌憚なく意見を述べさせていただきたいと思っております。

そこで、続いてお伺いをしますけども、計画の中でいろいろ出てくると思いますが、さらにさっき農業委員会会長のほうから田代先生との関係で、女性パワーをどう活用するかでお話ありましたけども、現実策として何点かあるんですけども、時間もありませんのでまとめてお尋ねしますけども、1つはVICウーマン制度、これ県でやっている制度ですけども、これ非常に役に立っているんです。なった人たちが一生懸命そこで学んだことを五所川原で生かして活動して、それが成果を上げているという事例がいっぱいあります。これ取り組みが今どの程度広がっているのか。

それから、もう一つ、女性パワー発現で家族経営協定というのが取り組まれたんです。一時かなり有名になったんですけども、それも話を聞いてみると、非常にこれも家庭内

での力になっている。これどうなっているかもお伺いをしておきたいと思います。

それから、今後の地産地消で出てくると思うんですけども、農産物直売所の設置というのは非常にキーポイントになっているんです、今。議会でこの前八戸に視察に行ってきたんですけども、南部のほうでは浪岡の道の駅をもっと大きくしたような直売システムを複数箇所、どんどん、どんどんつくってやっています。このことを考えた場合、道の駅に併設をする農産物直売所というのは非常に今大きい意味がある。今年の11月現在で全国1,079カ所に設置をされています。どこの農産物直売所も活況を示しています。先月末の東奥日報の報道では、県内の産直施設と道の駅を合わせた昨年度の年間販売額は115億2,000万円まで上がっていると。これ、この議会でも何回も議論になっているんですけども、何で当市で市が設置者となって国土交通省道路局へ申請すれば開設されるわけですけども、道の駅なかなか、市浦にはあって頑張っているんですけども、メインとなる旧五所川原市の道路の要衝に計画を検討していけないのかということをお伺いしたいと思います。

以上、まとめましたけども。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 まずは、VICウーマンの関係、制度の関係ですが、農林水産業と暮らしを指揮する女性リーダーとして青森県が認定するVICウーマンという制度がございます。VICウーマンは、県が主催する女性リーダー育成セミナーや農山漁村女性の日大会への参加、またVICウーマンの会による交流などによりスキルアップと人脈づくりを行っております。現在県内では380名、当市では30名の方がVICウーマンとして認定を受けており、産直組織の連携強化、グリーンツーリズムの推進など活躍を期待しているところであります。今年10月には新たに4名の方がVICウーマン候補者として市から県へ推薦しており、今後も女性リーダーを育成していくため、積極的に候補者を推薦していきたいと考えております。

次に、道の駅の関係なんですけども、道の駅というよりも私のほうからは産直の関係で説明したいと思います。道の駅や産直施設は、生産者の顔が見え、市場よりも安価でさまざまな商品が購入できることから、ドライバーのみならず、近年首都圏周辺では道の駅をめぐるツアーも行われております。当市といたしましても、地域の農林水産物の利用促進の観点から、既存の産直施設の点検と年間を通じた品ぞろえについて需要と供給バランスをリサーチするとともに、販売意欲のある生産者及び生産組織等の意見を聞きながら施設の整備等を検討してまいりたいと思います。

○寺田武造議長 農業委員会会長。

○齋藤靖裕農業委員会会長 家族経営協定のことについてお答えをいたします。

当市現在92件の農家が家族経営協定を締結しております。家族経営協定は、経営主だけでなく配偶者、あるいは後継者など農業経営に携わる世帯員が意欲とやりがいを持って経営に参加できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について家族間で十分に話し合いをし、取り決めるものでございます。家族経営協定を締結することによって配偶者や後継者も認定農業者になることもできます。また、農業者年金の保険料の補助や青年就農給付金、制度資金の借り入れなど政策支援の対象にもなります。当委員会といたしましても、市の基幹産業である農業の振興を図るため、今後ともPRを行い、締結者の拡大に取り組んでまいります。

以上です。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。女性パワー、マンパワーが最後だと思いますので、女性パワーを遺憾なく引き出し、五所川原を活力ある、強いというのは農業に余りなじまないの、活力ある、どこからも学んでもらえるような、食っていける農業にさせていただきますように皆さんの御努力をお願いしまして一般質問を終わります。

詳細な答弁ありがとうございました。

○寺田武造議長 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時03分 再開

○寺田武造議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、花田進議員の質問を許可いたします。3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初の質問は、学校給食に関する質問です。新しい給食センターが来年2学期から子供たちに給食を供給します。給食センターの建て替えを要望してきた一人として喜ばしい限りです。学校給食は、学校教育法で食などの基本的な理解と技能の養成や健康、安全で幸福な生活に必要な習慣の養成が目標とされ、学校給食法では平成20年の改定で新たに食育などを位置づけ、学校給食について7つの目標を規定しています。さらに、

食育基本法で学校給食は食育推進の基本的施策の一つとしており、学習指導要領でも学校における食育の推進や学校給食は学級活動に位置づけております。新給食センターの建設には今議会に提案されている食器などの経費を含めると27億5,000万円を超える財政の投入があります。教育委員会として新給食センター建設を機に学校給食の教育上の位置づけをどのように考えているか、最初にお伺いします。

現在給食の提供は、給食センターのほかに金木と市浦の学校では自校内で調理し供給する自校方式の給食が行われています。自校方式の給食は、経費が多少多くかかるデメリットはありますが、小回りがきき、地産地消や食育の推進面では大きなメリットがあります。例えば高崎市では自校方式に力を入れ、合併時に継承した給食センターも随時自校方式に切りかえています。その結果、食材の地産地消の割合が48.1%に達しています。当市は、残念ながら6.9%であります。現在自校方式の給食は、今後どのようになるかお知らせください。

現在の給食センターの体制は、調理員が正職員4名、臨時調理員19名に県派遣の栄養士3人のほかに事務3人のようではありますが、給食センターの調理員などの体制はどのようになるのでしょうか。

新給食センターにより自前の米飯給食が実施可能となるほか、食物アレルギーへの対応も可能と聞いております。平成24年12月に食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生しました。このことから、新たな指針やガイドラインが示されています。新給食センターでの食物アレルギー食の対応はどのようになっていますでしょうか。

さらに、平成24年9月議会で給食の食器の種類が少なく、調理に合った食器とするべきだと提案したところ、新給食センター稼働時には改善すると回答があり、今議会にその提案が出されたことはとても歓迎するところであります。

次は、学校給食費についてであります。給食費は、食材の材料は受益者負担で保護者が負担することになっています。当市は、1食当たり小学校が243円、中学校が262円と定められ、年額では小学校が4万7,000円余り、中学校が5万円余りになります。この給食費は、各学校に請求され、学校が徴収しており、徴収方法は学校ごとに決めていることです。年額を11カ月、または12カ月に分け徴収、徴収方法も学校により毎月袋に入れ納付、または銀行振り込みなどで行われているようであります。保護者の貧困の広まりなどにより給食費の滞納も発生しているようであります。給食費の滞納状況と、その理由をお知らせください。

次に、学校給食費の軽減対策について提案します。近年学校給食の無料化を実施する

自治体が全国的に生まれています。県内でも七戸町や新郷村、南部町など4自治体で実施されているとのことであります。給食費負担の軽減を図り、若い世代の定住化や人口増加につなげることが狙いにあるようです。栃木県の大田原市では、平成24年より子育て支援の一環として小中学校の学校給食費無料化に踏み切っています。経済的に困窮する家庭が増える中で、全ての子供が安心して学び、食べられる環境をつくるべきだと判断したそうです。市の負担額は、子供6,000人分、2億7,000万円です。市長は、一番大切なのはしっかりとした子供さんを育てていくことだと述べています。兵庫県相生市では、給食費1億1,000万円を負担し、学校給食費無料化を実施していますが、若年層流出を食いとめ、市長はお母さんから給食費無料化はいつまで続くのと聞かれますが、固定費だと考えていますと話しています。地方創生に向けた政策として思い切って当市でも学校給食費の無料化の実施を提案します。いかがでしょうか。

2番目の質問は、定住自立圏構想についてであります。定住自立圏構想は、政府が平成20年6月に閣議決定した経済財政改革の基本方針を推進していく方針で示したものであります。これを受け、総務省において定住自立圏構想推進要綱が定められ、平成20年12月に地方自治体に通知されています。この要綱の概要は、人口5万人以上の1つ以上の市が中心市宣言を行い、周辺市町村と、1つ目は人口定住に必要な生活機能の確保に向け生活機能の強化、2つ目は結びつきやネットワークの強化、3つ目は圏域マネジメント能力の強化の内容を盛り込んだ協定を締結した上で各種取り組みを実施することになっております。当市のように中心市宣言を行った自治体は、全国で今年10月時点で対象となる264市のうち114市のようにあります。県内では先行実施となった八戸市のほか、弘前市、十和田市と三沢市、むつ市が既に宣言しています。今回当市が中心市宣言を行った経緯や目的をお知らせください。

また、今後進められる周辺自治体5市町と個別の協定の締結や共生ビジョンを作成することになっていますが、どのように進めていくのでしょうか。

さらに、定住自立圏共生ビジョンの策定と現在策定作業が進められている五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連性や違いなどをお聞かせください。

以上、市長及び教育長、関係部長の誠意ある御答弁をお願いし、壇上からの質問を終わります。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの花田議員の定住自立圏構想を進める理由についてお答えいたします。

我が国においては、急速な人口減少、少子高齢化、生産年齢人口の減少などが進み、地方を取り巻く状況は一層厳しさを増し、行政サービス水準の維持が困難になるおそれや地域経済の低迷などが予想されております。

こうした中、定住自立圏構想は地方圏において安心して暮らせる地域を形成し、中心市と近隣市町村の連携により必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全を図るなど圏域全体の活性化を図ることを目的としており、平成20年に定住自立圏構想推進要綱が施行されております。当圏域においては、既に広域連合や一部事務組合などの枠組みで医療、消防、環境衛生などの分野で連携した取り組みを進めてきたわけですが、なぜ今かにつきましては大きく2つございます。

まず1つ目には昨年度定住自立圏を形成する中心市や近隣市町村への特別交付税が大幅に拡充されたことによる財政的メリットの側面と、2つ目には現在国及び当圏域を含めた地方の人口減少対策が喫緊の課題とされる中で、これまでにも増して圏域全体の魅力を高め、定住人口、交流人口の維持、拡大に向けて取り組んでいく必要があるということです。これについては、去る11月16日の市町長会議で構成市町長と共有できたところであります。こうした理由から、定住自立圏構想を推し進めていくにはまさに時宜を得たものと考えております。

以上でございます。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 花田議員の学校給食についてお答えいたします。

まず、第1点の当市における学校給食の位置づけについてお答えいたします。学校給食は、学校給食法第1条により「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とされ、同法第2条により「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」を初めとする7つの目標が掲げられております。

当市の学校給食に対する基本方針としては、成長期にある児童生徒に安心、安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進や体位の向上並びに心身の健全な発達に資することを基本とし、健康と食生活とのかかわり、食事の重要性、食べ物の大切さを理解させるとともに、食を通じて思いやりや感謝の心、豊かな人間性の育成に努めることとし、食の指導、食生活の改善等の目標を掲げ、市内小中学校全17校において学校給食を実施しているところでございます。

次に、新給食センターの運営体制でございますが、調理員が増えるのかどうかというような内容でございましたが、新給食センターの稼働については来年度、平成28年の2

学期からということになってございます。新給食センターの機能の拡充の具体的な内容としては、下処理や処理設備の充実により、取り扱える生野菜の種類が増やせることが特徴の一つでございます。また、これまでになかった炊飯設備、それからあえものの調理設備や食物アレルギーの対応食の施設が増えることにより、調理員が現在常勤と非常勤合わせて23人でございますが、約40人の体制を見込んでございます。

次に、新給食センターの運営関連で自校式を採用している学校の今後の動向についてお答えいたします。現在五所川原市においては、五所川原地区の小中学校13校はセンター方式を、金木地区、市浦地区の小中学校4校においては自校式を採用し、学校給食を提供しております。現在建設しております新給食センターは、1日当たりの最大調理能力を4,500食としております。これは、金木地区への配送も視野に入れた数値でございます。ただ、新センターの稼働時期が、先ほども申し上げましたが、平成28年度の途中となることから、金木地区における小中学校のセンター方式移行時期につきましては慎重に検討しているところであります。また、市浦地区の小中学校につきましては、調理完了から喫食までの時間や長距離となる配送中の安全を考え、現在の自校式を続ける考えでおります。

次に、食物アレルギーへの対応についてお答えいたします。食物アレルギーは、微量のアレルギー物質によってもアナフィラキシーショックを初めとするアレルギー症状を引き起こすことから非常に繊細な対応が必要となります。このことから、新給食センターにおいては荷受けから配送までを完全に分離した食物アレルギー対応食を調理する特別食調理室を設けることとしております。食物アレルギーを有する児童生徒への対応につきましては、文部科学省監修のもと、公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づいて、本市における食物アレルギー対応マニュアルを策定しているところであり、このマニュアルに基づいた運用をしてみたいと考えております。

次に、給食費の軽減対策について、給食費の滞納状況等についてお答えいたします。平成26年度決算の時点におきまして滞納者は89人、滞納額は743万5,592円となっております。滞納の主な理由といたしましては、経済的な理由が多く、学用品費とともに滞納している保護者が多い状況でございます。また、対応につきましては督促や催告を行っているほか、他の公金徴収関係部署との連携を図りながら滞納者の減少に努めてまいりたいと考えております。

次に、給食費の軽減対策についてでございます。御指摘のございました給食費の無料化についてお答えいたします。現在県内において給食費の無料化を実施している自治体

が幾つかございます。教育委員会では、準要保護などの経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、実額の支給により対応しておりますが、市全体の1年間の保護者負担金の総額が、給食費の負担金の総額が約2億1,000万円となっていることから、現段階における一律の無料化については非常に困難と考えているところであります。

以上でございます。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 定住自立圏形成に関する協定についてからお答えいたします。

定住自立圏構想推進要綱では、定住自立圏形成協定は中心市と、その近隣にある市町村が人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、目的、基本方針、連携する具体的事項などについて定める協定であり、それぞれの市町村においてその締結、または変更にあたって地方自治法第96条第2項に基づき議会の議決を経たものとされております。

当市においても市議会の議決すべき事項を定める条例案を今定例会に提案させていただいておりますが、今後は協定書案について定住自立圏担当課長会議、市町長会議での協議を経て、3月市議会定例会への提案、その後の協定締結を目指しております。

連携する具体的事項については、生活機能の強化に係る政策分野には医療、福祉、教育、産業振興など、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野には地域公共交通、交通インフラの整備など、圏域マネジメントの能力の強化に係る政策分野には人材育成などの目標を設け、取り組みの内容や中心市の役割、連携市町村の役割を記載することとなっておりますが、詳細につきましては現在連携市町と事務レベルでの協議を進めているところであります。

どういった共生ビジョンにするのか、また総合計画、総合戦略との関連性についてお答えいたします。定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が当該定住自立圏を対象として定住自立圏の将来像や推進する具体的取り組み、共生ビジョンの期間、共生ビジョンの策定や変更にあたって関係者の意見を幅広く反映させるため設ける共生ビジョン懇談会に係る事項などを記載することとされており、当市においては来年度共生ビジョン懇談会などで広く関係者の意見を求めながら具体的な取り組みなどの内容を連携市町と協議し、来年度11月までの策定を目指しております。

当市総合計画においても、基本政策、共にすすめる持続可能なまちづくりの中で広域連携の推進を掲げており、主な取り組みとしては既存の広域連合、一部事務組合による業務の推進とともに、近隣自治体との連携による取り組みの推進を掲げ、新たな行政需要に対し、一自治体単独では行政サービスの提供が困難で、自治体連携の必要性がある

分野については積極的に広域連携を検討することとしており、定住自立圏構想の目的と合致するものであります。

○寺田武造議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 給食の目的については、学校給食法と教育委員会が発行している教育の評価というんですか、その中に給食センターの目的のところに書かれている内容が述べられて、今回給食センターが新しくなることを契機にもうちょっと踏み込んだ位置づけというか、意義を強調してほしかったという感想を持っておりますが、ちょっとその辺では意欲が足りないなという感じを述べて、目的については感想だけ述べさせていただきます。

食物アレルギーへの対応が始まるということは大変結構なことですが、やるほうとしても食材の購入だとか大変だと思うんですが、文部科学省で食物アレルギーに対する大原則という提言を示しておりまして、ちょっとお待ちください、資料があり過ぎて……ありました。学校給食による食物アレルギーの対応の大原則ということで、これは何か指針にあったんですが、その大原則をちょっと述べると、アレルギーを持つ子にも給食を提供すると、そのためにも安全性を優先すると。それから、対応の委員会をつくって組織的に取り組むべきだと。それから、医師の診断により学校生活管理指導票の提出を必ず求めるようにするべきだと。要するに親の判断だけじゃなくて医師の診断書が必要だと。安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とすると。学校及び調理場の施設整備、人員等を鑑み、無理な対応は行わないと。教育委員会等は、食物アレルギーについて一定の方針を示すとともに各学校の取り組みを支援するという、この6つの原則をちゃんとやってほしいということを文科省が要望しているわけですので、それに基づいてぜひ対応していただきたいと。現在は、給食のメニューがホームページに載って、アレルギーの人にはどういう食物が入っているということで対応表が別にあるだけで、食事自体はつくっていないわけです、危険だから。そういうのから一歩大きく進んだということは期待したいというふうに思います。

それから、もう一つ、緊急時に、いざ食物アレルギーで倒れた場合、エピペンというアドレナリンの自己注射を、倒れた人は注射できないので、学校の先生でも講習を受けるとたしかできるような状態になっているというふうに聞いておりますので、ぜひいざというときの対応のためにこのような緊急措置もできるように措置してほしいという要望だけ述べてアレルギー食については終わりたいと思います。

次に、軽減措置の検討についてはお金がかかるので、一言で言うと困難だと、2億1,000万円は市としては持てないという回答でしたが、全国的に給食費の未納者の割合と

いうのは、文部科学省の調査ですけど、0.9%、金額では0.5%ということになっております。滞納の理由としては、先ほど五所川原では保護者の経済的な問題が大きいというふうになっていましたが、全国的には保護者としての責任感や規範意識が問題ではないかという回答が一番高くなって、2番目が経済問題になっております。子供の貧困が過去最悪の16.3%に及ぶ中で、無料化ができないのであれば何らかのもうちょっと踏み込んだ措置をとってほしいというのが次の質問です。

現在就学援助とかで全然給食費に援助していないわけではないんですが、就学援助では準要保護者に小学校で370人、中学校で284人で3,000万円ほどを補助している状況にはありますが、その割合が全生徒の16.2%になっております。ぜひ無料化が無理ならば、各自治体で行われているのを見ますと、給食費の一部を例えば1人1食100円負担するとか60円負担するとか、そういう一定額を市が負担するという方向もあります。

それから、子供が多い家庭の負担を減らすということでは、例えば第3子以降の子供は無料にするというふうにするとか、無料化がダメならもうちょっと踏み込んだ軽減対策ができないのかを再度お聞きします。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 給食費の軽減対策について、まず準要保護の実態につきましては、花田議員のほうからもる細かい数値など提示いただきました。教育委員会では、経済的な理由により就学困難で、要保護及び準要保護と認定された児童生徒に対し、修学旅行費を初め、学用品費や学校給食費を支給する就学援助事業を実施しております。給食費につきましては、保護者が生活保護を受給しておらず、市民税が非課税であることなどが認定基準となる準要保護の児童生徒に対して実額を支援しております。平成26年度は、小中学校合わせて約650人程度に対して支給しております、その額は3,100万円に及んでおります。

こういった実情を勘案しながら、新たな給食費支援策を講じてはどうかという議員の御提言、御要望ですが、新たな給食費支援策につきましては、子育て世帯にとって魅力ある市としての当市への定住促進につながる要素が期待されるところですが、経費をそれなりに見ておかなければいけないわけですし、その額については相当な額に及ぶものと予想されます。現在支援事業は、一般財源のみにより実施しております、増額分について新たに財源を確保する必要が生じてまいりますので、支給方法なども含め、支援策の拡充については今後慎重に対応してまいりたいと考えます。

以上です。

○寺田武造議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 ぜひ財源も見つけて、今、去年の総合計画、今年の創生に基づく総合計画、来年の共生ビジョン、それらの全ては人口をいかに増やすかというのが主要なテーマになっているわけです。そのためにやっぱり市は真剣に子供の教育費、給食費だけじゃないんですが、教育費の負担を軽くしてあげて、五所川原に住めば子育てがしやすいよということを実態的につくっていく、そういう必要がありますので、ぜひ知恵を絞っていただきたいということを要望します。

それで、質問に当たって教育委員会の委員会の会議録を見たら、給食費の改定を来年度考えているような議題もあったので、その辺どういうふうになっているのか、1つお聞きしたいと思います。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 給食費の改定に関係することですが、教育委員会の議事録等で確認できるわけですが、平成28年度の学校給食センターの保護者負担金の見直しということで議題、テーマになってございます。この背景にある要素としては、現状といたしましては給食費の負担金そのものは原材料費である給食賄材料費に充当するために保護者の皆様方に御負担いただいているものでございます。年々物価の推移等で原材料費が上がってきていることは確かでございます。

それとあわせて新給食センターオープンに当たっては、現在米飯を週3回、米飯給食を施行してございますが、うち2回については自宅から御飯を持ってきていただいていると。新年度からは、3食ともに給食センターのほうで提供するというふうな方式に改めることも考えてございます。そういったような要素もございまして、当然原材料費、多く必要となるわけですが、そういうことによって、よりよい、質の高い、よりバリエーションに富む給食を子供さん方に提供するというところで、新年度の給食費の値上げについて教育委員会のほうで検討を加えたということですが、これらについては、今後財政当局、市の理事者とも協議しながら方向性を決めていきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○寺田武造議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 給食費の負担軽減を調べていたら、市が給食費の材料費が上がったり、米飯を自前で行うので材料費が増えるということで値上げを検討しているということでは全く話が、困惑してしまっただけです。ですから、この値上げ自体も検討するのは自由ですが、現在の父母の経済状況等も考慮して、その部分は市が賄うとか、そういう方向をぜひとって、値上げはしないでほしいということを要望したいと思います。

それから、教育委員会の会議録を見て不思議なのは、会議録だから発言した内容はP

D Fで見られるんですが、細かい説明は説明資料というふうになっているんです。ところが、説明資料が何も添付されていないから、そのときの会話内容というのがさっぱりわからないようになっているわけです。ですから、ぜひ教育委員会の会議録に教育委員会に出された添付資料もぜひ添付してほしいと。出せないものもあるかと思うので、出せる分についてはぜひ資料として教育委員会の委員会報告の中に添付してほしいことを要望して教育費の質問は終わらせていただきます。

次に、定住自立圏構想のことについてお伺いします。財政上のメリットが増えたので、今回中心都市宣言をして足を踏み出したんだと。特にこの定住自立圏構想が目指している人口対策だとか地域の魅力を高めていく上で重要だということで、周辺の首長とも合意を得たということから踏み出したというふうなことになっているわけですが、財政上のメリットというのは具体的にどういうふうな感じで前よりメリットが増えたのか。私が思うには、私この構想に賛成だというわけじゃないんですよ。立場は違うんですが、当初20年に提唱されたときからのメリットなわけですけども、20年に提唱されたときにこの中心都市宣言を早くしていると、事業をやると、それなりの財政支援はそのときからあったわけです、今よりは低いかもしれませんが。その辺のことをちょっと詳しくお願いします。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 定住自立圏構想の財政的なメリットについてお答えいたします。

定住自立圏構想推進のための地方財政措置については幾つかございますけども、当圏域で特にメリットになるものは2つございます。まずは、包括的財政支援措置として定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業、定住自立圏共生ビジョン懇談会等に要する経費に対して特別交付税措置を講ずることとされております。措置額については、中心市で対象経費の一般財源の8割となっておりますが、最大8,500万円、近隣市町村で対象経費の一般財源の10割で最大1,500万円となっております。この措置については平成26年度に改正されてございまして、この措置額がそれ以前までから見れば倍に、金額的には倍に強化されてございます。

また、2つ目として交付税で財政支援措置がある地域活性化事業債の活用があります。共生ビジョンに基づく建設事業に対し、ビジョンの最終年度まで当該起債が活用できることとなります。

○寺田武造議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 懇談会の経費が26年から倍になったと、あとビジョン債が使えるということではありますが、市債をこれ以上増やすことには常に反対していますので、余

りメリットを私としては感じないんですが、この構想、幾つかの問題があると思うんです。一応地方主権を名にしていますが、国が地方の自己責任とか自己決定とかという形で国の責任を地方に転嫁しているのではないかと、そういう疑問を感じます。

2つ目は、関係市町村の自主的協議によって締結するという事になっているんですが、構想の推進というのはほとんど全国の事例を見ても、総務省が定めたパターンをそのままただ写しているという感じで、余り魅力を感じなくて、そういう総務省のパターンにただ従っているだけじゃないかと。それから、この構想に基づく推進というのは、新たな市町村合併への再編の始まりじゃないかということで大変危惧をしております。財界などが打ち出している道州制の基礎になっていくんじゃないかという危惧を今指摘しておきたいと思います。今後の推進を今後とも注視していきたいと思っています。

以上で質問は終わらせていただきます。

○寺田武造議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

次に、25番、平山秀直議員の質問を許可いたします。25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 一登壇一

至誠公明会の平山秀直でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、産業振興関連策についてであります。その第1点は、U、I、Jターン支援策の現状と対策についてお伺いいたします。五所川原市では、雇用機会の拡大と定住促進を図るため、市外から転入したUターン者などを6カ月以上常用雇用した市内の事業主に対して、五所川原市U・I・Jターン雇用促進奨励金を支給していますが、その事業の効果が危ぶまれております。さまざまな理由があるようですが、一番大きい理由として制度の厳しい要件にあると考えられております。地域の人口減少がますます進む中で、市外からの人材が当市に移住、定住することは地域の活性化と活力を保つ上で極めて重要であります。そこで、この制度の現状と今後の対策について、まずお伺いいたします。

次に、第2点、県外人材を呼び込む対策についてであります。青森県では青森県東京事務所内に青森Uターン就職支援センターを開設し、首都圏などに在住するU、I、Jターン希望者の方々の青森県内での就職相談に応じております。青森にU、I、Jターン就職したいという方がセンターを窓口として相談に応じることとなっておりますが、ここと当市との連携はどのようになっているか、また当市の情報提供の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

続いて第3点、都市と農村の交流対策についてお伺いいたします。当市では平成25年3月、五所川原市におけるグリーンツーリズムの中心となる団体、あおもり五所川原グ

リーン・ツーリズム協議会が設立されました。NPO法人かなぎ元気倶楽部を事務局として、会員は個人団体を合わせて現在19名。現在農家民泊を受け入れているのは5戸ですが、先進地視察、農家民泊開業に関する研修会への参加、モニターツアーの実施、各会員における農業などの体験受け入れについて検証するなどグリーンツーリズムの受け入れ態勢づくりに向けて取り組まれております。都市と農村との人の交流を活発化させることにより、一時滞在から継続的な滞在、移住、定住の流れを生み出すことが狙いであります。

これをさらに一步進めた体制にイナカレッジ制度があります。イナカレッジは、長期Iターン留学1年の場合、本気で学びたい、自分らしいライフスタイルを実現したい参加者が1年間にわたって村で実際に生活し、地域の先生と向き合いながらじっくりと学ぶ長期滞在型のプログラム、地域づくりNPO、凄腕農家、6次産業企業などでの研修であります。1年間の研修期間中は、生活費5万円が支給され、このほか宿泊場所、地域の空き家などが、また車などが準備されています。水道光熱費なども受け入れ地域で負担しております。また、短期Iターン留学、1週間から2週間、夏開講されますが、まずは体験してみたい、地域づくりの実際の現場を見てみたい、村の暮らしを体験してみたい、一、二週間の短期期間にぎっしり凝縮されたプログラムになっております。参加料が無料ですが、宿泊場所などは用意されています。また、食費などの実費は自己負担いただいております。そこで、当市でもこれらの制度を導入する考えはないかお伺いいたします。

次に、第4点、大学生の定住促進についてお伺いいたします。地元で就職した学生は奨学金の返還を免除すると若者の流出に悩む県がこんな取り組みを始めております。香川、福井の両県が先行し、国が人口減少対策の一つとして今年度から後押しし始めたこともあり、富山、鳥取、山口、鹿児島が新たに導入したほか、13県が導入を決定しております。青森県も地元企業の基金を集め検討しているとあります。当市でもこの制度を後押しする、推進する考えがないかお伺いいたします。

次に、第5点、ワンデイシェフレストランの推進についてお伺いいたします。昼間はワンデイシェフレストランとして市内外の一般希望者に店舗を貸し出し、短時間のシェフとなって自由に料理を提供できる体験の場を提供し、夜間は世代間交流や地域の居場所づくりなどを促すコミュニティレストランが全国に広まっております。

第1に、取り組みに至る背景、目的として、今日の経済低迷や大型店の進出により当該商店街の利用者が減少していく一方で、地域のつながりを大事にする方が多く、日常的に商店街で楽しめ、気楽に人とつながるような場所を求める声が多く寄せられている

ことから、商店街の一角に地域の食卓としてコミュニティレストランを設置されてあります。

また、第2点として取り組みの具体的内容としては、昼間はワンデイシェフレ스토랑として市内外の体験出店希望者に対して施設を貸し出し、短時間のシェフとなって自由に料理を提供できる場を提供し、夜間は世代間交流や地域の居場所づくりなどを促すコミュニティレストランを実施しております。また、地域の特産品販売コーナーなど情報コーナーを設置しております。この効果としては、商店街の新たな起業のきっかけや新規来場者数、来場機会のアップや空き店舗対策、また地域のコミュニティ活動の活性化を図る点にも効果があると思われておりますが、この点推進する考えはないかお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、いじめ問題についてお伺いいたします。今年7月、岩手県矢巾町の中学2年生がいじめを苦に自殺したと見られる問題を受け、文部科学省は各地の教育委員会が回答を終えていたいじめ認知件数などについての調査をやり直すよう通知されました。いじめ認知件数についての調査は、文科省が毎年実施している問題行動調査の一環として実施、6月には各地の教育委員会から昨年度の認知件数などについて回答を得ていましたが、7月に矢巾町がいじめ問題が起きたため、文科省は集計した調査結果が実態を正確に反映しているとは考えがたいとして調査をやり直すよう求められ、通知を出しました。そして、二度とこうした事件を起こさないために政府として積極的に原因究明をし、なぜ防止できなかったのかを検証し、いじめ防止を推進しなければならないと強調しております。その上で、子供たちがいじめについて相談できる24時間体制の電話相談窓口が開設されていることから、子供たちに周知するなどやるべきことはやっていかなければならない。電話での相談は、各地の教育委員会が設けている24時間子供SOSダイヤルや近くの児童相談所につながる全国共通ダイヤルなどで受け付けております。そこで、当市の現状とその対策についてお伺いいたします。

次に、最後の通告の第3点目、五所川原圏域定住自立圏構想についてお伺いいたします。五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町による西北五圏域の定住自立圏構想、6市町長は16日、五所川原市のホテルサンルート五所川原で初の首長会議を開きました。五所川原市が中心市として定住自立圏の形成に向け、中核を担うことを決定いたしました。そして、決定を受け、平山市長は五所川原市長として今月、開会日の3日、市議会定例会で中心市宣言を行いました。そこで、今日までの取り組み状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わりますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、

1 回目の質問を終わります。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの平山議員にお答えいたします。

平成25年6月に公布されたいじめ防止対策推進法を受け、五所川原市では今年4月、五所川原市いじめ防止基本方針を策定いたしました。その中に教育委員会にいじめ問題等対策連絡協議会を設置し、いじめの未然防止等に関する関係機関等の連携強化を行い、いじめの未然防止に努めております。

また、教育委員会の附属機関として五所川原市いじめ問題専門委員会を設置し、いじめ問題等対策連絡協議会との円滑な連携のもと、いじめ防止等のための対策を実効的に行っております。いじめの重大事態が発生した場合には、この専門委員会が調査活動と再発防止のための対応に関する活動を行うことになっております。

さらに、いじめの調査結果の報告を受け、重大事態への対処、または同種の事態の発生防止のため再調査が必要であると判断したときは、市長部局に設置される附属機関である五所川原市いじめ問題調査委員会において再調査を実施することになっております。

五所川原市いじめ防止基本方針をもとに、いじめの防止等の取り組みを市全体で円滑に進めるとともに、全ての子供の健全育成及びいじめのない子供社会の実現を目指して市全体で取り組んでいく所存であります。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 平山議員の小学校等におけるいじめの実態について、まずお知らせします。

今年度の五所川原市におけるいじめの認知件数は、12月1日現在、小学校が16件、中学校が27件、合計43件となっております。これは、昨年度の同時期と比較し、ほぼ同じ数となっております。いじめの認知件数43件のうち、38件は解消しており、解消率は88%となっております。解消していない5件に関しては、現在各学校で継続指導中でございます。

いじめの態様別では、冷やかし、からかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるが32件と一番多く、次いで軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするが13件となっております。現在教育委員会に報告されているいじめの状況は、以上のとおりです。

今年度は、これまで以上に学校、関係機関との連携を強化し、その対応に努めており、

これからもいじめの未然防止、またいじめが起こった際の早期対応、早期解決を目指し、取り組んでいく所存でございます。

次に、いじめの重大事態を未然に防ぐための方策、どうなっているのかということですが、平成23年に大津市で起こったいじめによる中学校2年生の生徒の自殺以降、全国的にいじめに対する問題意識が高まっており、それぞれの県、市町村でもいじめに対する、より具体的な施策、取り組みがなされております。

しかし、先ほど平山議員のほうから御指摘ありました今年7月、岩手県矢巾町で中2男子のいじめによる自殺という痛ましい事案が起こりました。新聞、ニュースからの情報を総合的に捉え判断しますと、この事案が起こった原因は校内体制の不備と学校と教育委員会の連携のまずきの2点が考えられます。いじめの有無を学級担任が1人で抱え込み、生徒指導主事や管理職への報告がなかったこと、教育委員会は学校のいじめの実態把握や状況報告等、校内の体制や報告のシステムについて具体的な支援や指導がなかったことがいじめの重大事態を招いたと考えられます。

教育委員会では、いじめによる自殺等重大事態にならないような手だてとして、学校に対してはいじめアンケート、教育相談等の児童生徒理解に努めた教育活動の実施、児童生徒の保護者から積極的な情報提供を受けられる環境づくりを指導してまいります。

また、指導主事の学校訪問等、機会あるごとにいじめに対する学校の体制整備の確認と活用を進めること、そして各校の学校いじめ防止対策委員会の機能を生かし、いじめ問題に組織で対応することを指導しております。

さらに、重大事態と思われる事案については、毎月のいじめ報告書の提出とは別に詳細な報告を義務づけており、これらの取り組みにより各学校でいじめに対し組織的に取り組む体制づくり、学校と教育委員会の連携強化に努めてまいります。今回の矢巾町の事案等も含め、五所川原市で児童生徒のいじめによる自殺等が絶対に起こらないよう体制整備に努め、学校、家庭、地域及び関係機関との連携をさらに強化していじめ問題に積極的に取り組んでいく所存でございます。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 平山議員のU、I、Jターン支援の現状について答弁したいと思います。

U・I・Jターン雇用促進奨励事業は、当市における雇用機会の拡大と定住促進を図るため、市外からの転入したUターン者、またはI、Jターン者を6カ月以上常用雇用した市内の事業主に対して奨励金を支給する事業であります。国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、平成27年3月議会において繰越明許費を議決いただいた上で、今

年度に事業を実施したところであります。

雇用促進奨励事業の実施に当たり、事業者への周知が最も重要であることから、市ホームページ、市広報及び商工会議所会報への掲載、ハローワーク五所川原へのリーフレット設置、就職相談会等における広報活動を実施してきたところでありますが、事業者からの雇用促進奨励金の問い合わせはあったものの、申請までには至っておりません。

事業者からの問い合わせがありながら申請に結びつかなかった理由としては、要件を満たさないことによるものであり、その交付要件は、1つ目としてUターン者等の新規雇用者が当市に転入後1年以内に雇用期間の定めがないものとして、平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間に事業者には雇用され、2つ目として新規雇用者が雇用保険及び社会保険に加入し、3つ目として1週間の所定労働時間が30時間以上であって、4つ目として申請者が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者となるものが該当するところでありますが、しかしながら問い合わせのあった内容としては、奨励金の交付対象者がNPO法人であったり、新規雇用者が転入後1年を経過した後に事業主に雇用されたものや社会保険に加入していないもの等があったところであります。

地域の人口減少が今後ますます加速していく中で、Uターン等にかかわる支援策の充実を契機として、市外からの人材や故郷を愛する人材が当市に移住、定住することは、地域を活性化させるとともに地域活力を保っていく上で有効であると考えられることから、今年度を実施した事業の反省点を踏まえながら、市内の雇用環境の改善と移住、定住の促進に向けた施策を引き続き検討してまいりたいと思います。

次に、都市と農村の交流対策についてでございますが、農業体験を活用した移住対策について、今農業体験を活用した移住対策に関する取り組みが全国各地で行われております。当市では、農村と都市との交流対策としてグリーンツーリズムの推進に取り組んでおり、現在受け入れ農家数が11件、そのうち農家民泊が5件となっており、体験内容としましてはりんごもぎや稲刈りなどの農業体験が6件、地元の農産物を活用した加工品の製造体験が4件、郷土料理づくりの体験が6件となっております。

グリーンツーリズムは、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であります。農業体験を通じて当市の魅力を知っていただくことにより、当市に住みたいと思う方を少しでも増やしていくため、観光部局と連携を図りながら、これまで以上に多方面への情報発信に努めてまいります。

次がイナカレッジについてでございます。御質問の新潟県中越地域で行われているイナカレッジについてでございますが、Iターン者を募集し、1年間、または7日から14日間の座学及び実地研修を実施し、農村の現場で住民の方々と一緒になって地域を学

び、そして農業を学び、自分に合ったライフスタイルを見つけるための事業であります。

当市においては、まだ体験しながら研修を行うといったような事業を実施しておりませんが、今後総務省の地域おこし協力隊の事業を活用し、都市部から当市に移住してもらい、1年から3年当市に居住し、農業従事や地域活動に参加し、五所川原市のよさを知ってもらい、当市への定住、定着を図る取り組みを検討しているところでございます。

次に、ワンデイシェフレストランの関係でございます。議員御提案のワンデイシェフレストラン事業は、出店に関心のある方、料理に自信のある一般市民が日が変わりでランチやカフェを提供する運営方法であり、食の安心、安全と地産地消による地域の活性化への貢献、あるいはまちづくり事業の拠点として、地域の人々が安心して集うことができるコミュニティレストランの要素を有した新しい考え方の飲食店であると認識しております。

創業、または出店して間もない方が高収益を獲得することは難しいことから、ワンデイシェフレストランのような運営方法であれば、設備投資やランニングコストを低く抑えることができ、また創業する人の思いや理念を早期にビジネス化することも可能であると推測されます。このような地域課題を解決するためのコミュニティビジネスは、地域の活性化や地域コミュニティの再生を促すとともに地域における創業促進と雇用の機会を創出すると考えられるところであります。

当市においては、ワンデイシェフレストランのようなビジネスモデルを提案し、地域資源を活用したまちづくりに取り組もうとする事業者からの相談を受けており、また今年度から新規事業として取り組んでおります創業相談ルームにおける相談実績によれば、飲食業の新規開店に関する相談が多い傾向にあることから、地域資源を活用し、地域活性化に取り組む団体や個人に対してどのような施策が最も効果的であるか、事業の実施可否も含め今後検討してまいります。

以上でございます。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 県外人材を呼び込む情報発信についてからお答えいたします。

当市への移住希望者向けの一般的な相談窓口として、一般社団法人移住・交流推進機構が運営するニッポン移住・交流ナビ J O I N や総務省が運営する全国移住ナビ等の移住ポータルサイトを活用しているとともに、移住の主なターゲットとなる首都圏に対しては青森県と県内市町村で組織するあおもり移住・交流推進協議会が東京都有楽町の東京交通会館で運営する青森暮らしサポートセンターを活用し、専任の移住・交流相談員と連携しながら地域の魅力や居住、就労、生活支援等に係る情報発信に努めております。

が、当市専用の情報発信の仕組みが整備されていないことから、去る9月定例会の補正予算で地方創生先行型の上乗せ交付金分として議決いただきました平成26年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した当市ホームページのリニューアル作業を進めているところであります。

新たなホームページの特徴といたしましては、移住、定住、子育て支援、観光情報などについてそれぞれの特設サイトを設け、別デザインで構築していくこととしており、中でも移住・定住総合支援サイトにつきましては、移住希望者が最も知りたいと思われる仕事、住まいに係る情報をワンストップ化するとともに、民間団体や関係機関と連携しながら内容を充実させていく予定です。ホームページの内容の充実はもちろんのこと、スマートフォン、タブレット端末への対応といった閲覧環境の充実にも努めてまいりたいと考えております。

それから、国の地方創生枠奨学金免除制度についてでございますけれども、国においては人口減少克服、地方創生という課題に取り組む中で、総務省と文部科学省が連携して地方公共団体と地元産業界が協力し、将来の地域産業の担い手となる学生を応援するための仕組みとして奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進方策が示されております。具体的には地方公共団体と地元産業界、職業団体が協議、連携し、県に基金造成することを想定しておりますが、地方経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業を定めるとともに、地方大学等に進学する学生や特定分野の学位を取得しようとする学生や地元企業等に就業した者の全部、または一部の奨学金返還免除を行うという内容であります。また、基金への地方公共団体からの出捐額には特別交付税措置がなされるという内容になってございます。この奨学金返還支援制度については、現在開会中の県議会でも取り上げられ、導入の必要性を検討しているとの発言がなされていることから、県の動きを注視してまいりたいと考えております。

また、当市の総合戦略の検討を行う有識者会議においても、奨学金返還を支援する仕組みへの提言がなされているところであり、現在実現の可能性を検討しているところであります。その中では、当市に所在する文部科学省の所管でない大学校や市立高等看護学院といった高等教育機関の卒業生が当市に定住していただくための支援の仕組みなども同時に検討しております。いずれにいたしましても、当市の喫緊の課題である人口減少対策と雇用創出に関して、さまざまな角度から検討してまいります。

それから、定住自立圏について、これまでの経緯についてお答えいたします。定住自立圏構想は、自治体の枠組みを越えて生活に必要な都市機能を持つ中心市と、その近隣自治体で形成される定住自立圏において、中心市と近隣自治体が相互に連携、協力し、

圏域全体の活性化を図ろうとするものであります。これまで当市とつがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町の2市4町では広域連合や一部事務組合などを組織して、福祉、医療、し尿、ごみ処理、消防など、さまざまな分野で連携しながら圏域の発展に取り組んでまいりました。御案内のとおり急速な人口減少や少子高齢化等により、将来的に医療、福祉、公共交通などの行政水準の維持が困難になるおそれや地域経済の低迷などが懸念されるところであります。

このような状況の中、平成26年には定住自立圏構想の推進に関する国の財政支援措置が拡充され、また圏域での課題に関する事務方レベルでの協議を進めておりましたが、去る平成27年11月16日に開催した2市4町の市町長会議の場において、通勤や通学、通院、買い物などの日常生活の面においても結びつきが強固な地域である当圏域において、同構想を推進していく必要性を改めて確認したところであります。

今後のスケジュールについてでございます。今後の進め方といたしましては、総務省が示す定住自立圏構想推進要綱に基づき必要な手続を進めていくこととなりますが、具体的には今定例会の開会日に行いました中心市宣言に続き、同じく本定例会に議案として上程している市議会の議決すべき事件を定める条例に基づき、3月定例会において定住自立圏協定の締結を議案として提案する予定となっております。協定につきましては、当市と近隣市町との間で1対1の協定を締結していくこととなりますが、平成28年度には協定に基づき定住自立圏共生ビジョンを策定し、具体的な取り組みを進めてまいります。

今後共生ビジョン懇談会での意見を伺いながら、圏域で連携が想定される取り組みとして医療、福祉、教育、産業振興、消防、防災などの生活機能の強化に関するものや地域公共交通、道路等のインフラ整備、ICTのインフラの整備、公共施設の相互利用、交流、移住の促進といった結びつきやネットワークの強化に関すること、さらには圏域自治体職員の人材育成などの圏域マネジメント能力の強化に向けた取り組みを推進していくこととしております。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 御答弁、大変ありがとうございました。るる聞かせていただいていると、かなり前向きな御答弁をいただいております。ありがとうございます。

まず初めに、通告の順序とは違いますけれども、先に市長がいじめ問題のことについて答弁していただいたので、この問題について再度御答弁をお願いしたいんですけれども、このいじめ問題というのは今回始まったわけじゃなくて、過去にもいろんな形でいじめ問題のことについて議場で質問されたり、提案されたりとかということがございま

すが、通常答弁というのはほとんど教育長が答弁してきたんですけども、今回は市長が答弁されて教育長が答弁していると、これがまず大きな変化ではないかと。いじめ問題について教育委員会にお任せするのではなくて、市としてしっかりとこのいじめ問題に取り組んでいくんだという姿勢がまずあらわれているのではないかなというふうにして思っております。

ただ、私、教育長の御答弁を聞かせていただいてちょっと心配になったのは、いじめ問題を絶対撲滅していくんだみたいな発言があったんですけども、そう肩に力入れないで、四十何件のいじめ問題、こういうのというのは大なり小なりいじめ問題は日常的にあるんだということの認識のもとに、どうやって水際で防いでいくのか、被害とかそういうものをなくしていくのかというような観点に立たれたほうが、よりスピーディーに情報も風通しもよく学校と教育委員会と連携していけるのではないかなというふうにして思っているわけでございます。ですから、余りにもかたくなに学校の責任だ、教師の責任だとかというのじゃなくて、社会全体でしっかりとこのいじめ問題について、できるだけいろんな形で情報キャッチを早くして、風通しがよく取り組んでいくことが必要ではないかなというふうにして思うわけですけども、この点1つ、御答弁をお願いいたします。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今平山議員のほうから逆に御指摘されまして、ありがとうございます。今御存じのように社会現象という、国家、国挙げて、今安倍首相もみずからそういうふうな形で、このいじめ問題について、やっぱり国民全体でかかわっていかなきゃならないというふうな、その辺のことを今御指摘になったと思います。その辺のことに関して、今現在市、それから教育委員会で取り組んでいる体制整備について簡単にお話ししたいなと思います。

一番あれなのは、今スクールカウンセラーという形で体制整備、主な取り組み、大きな取り組みをしております。このスクールカウンセラーについては、市のほうでも県のほうでも今派遣しております。市内では、市内8校に市独自のスクールカウンセラーを配置して学校の先生以外で、そういう専門的な方々がじかに子供たちの生の声を聞く、そういうふうな機会を設けております。市のスクールカウンセラーを派遣している8校以外では、県のほうからも県のスクールカウンセラーを派遣して全ての学校に子供たちのほうに窓口、学校の先生以外に気軽に聞ける体制整備に努めております。

それから、先ほど24時間電話とかありましたけども、五所川原市では子ども110番電話相談や五所川原市教育相談室を開設しております、いつでも子供たちはもちろん、保

護者でも気軽に電話相談して悩みを聞ける、そういうふうな体制整備もしております。こういうふうにはいろいろな観点から、アンテナを高くしながら、そういうふうな情報をキャッチする、その体制整備にこれからも努めていきます。

また、学校のほうでも子供たちに気軽に昼休みとかでも子供たちが悩み等を言えるように、学級担任なんかも昼の御飯食べた後でもまた、そういうふうな子供たちの様子を見ながら情報をキャッチして、それを管理職等に伝える、そういうふうな体制を整備しながら、いろんな形で子供たちの悩み等をそれぞれの目で確認しながらいろいろ進めていくという体制整備をとっております。本当に今平山議員が言ったようにいじめは、これはなかなかなくなる、いろんな子供たちの要素も絡んでおりますので、そういうふうなことで情報をうまくキャッチするような体制づくりに今後も、先生方のほうにもいろんな形で話をしていきたいなと思っております。いろいろ御指摘ありがとうございました。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 ありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは、産業振興関連策のことについて、1つずつよろしくお願いします。まず、U、I、Jターンの支援策の当市の制度ですけれども、問い合わせはあったけれども、実際のところは件数はゼロという大変寂しい結果が出ております。

それから、先ほどこの制度の要件のことについて今後どうされるのか、それとも新たなこういう企業での支援策というのは考えられているのか、この点答弁をお願いします。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 U・I・Jターン雇用促進奨励事業は、当市に移住、定住するUターン者等が安定した収入を得て持続して就業できることが地域の活力の維持と活性化につながるとともに、市外からの人材が企業にとって有益な存在となることにより、当市の産業振興につながるの観点から施策、立案した事業でございます。

議員御指摘の既存事業の見直し、または当該事業の代替事業については、地域住民生活等緊急支援交付金の支給に当たり実施することとしているPDCAサイクルにより既存事業の点検と評価を行った上で改善策を探るとともに、当市に移住、定住する意向がある方に対し、いかなる対策が最も有効であるか、支給要件の見直しも含め、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 今の答弁、少し要件、特に雇用保険掛けていなきゃいけないとか、かなり厳しいんです。正社員じゃなきゃいけないとか。これが随分企業側のほうからも

苦情来ていますんで、もう少し要件は考えたほうがいいんじゃないかなと、もし今後もこれをやっていくとしたら。よろしくをお願いします。

それから、第2点で県外人材を呼ぶ込む対策についてお伺いいたしますけれども、新たな地方創生の先行型の交付金を使って五所川原市の移住、交流ナビサイトを立ち上げるというようなお話がございました。残念ながらちょっと遅いです。ですから、首都圏からの移住、定住を呼ぶためにはどうやったら調べやすいのかということがまず先に来るわけですし、ですから五所川原市でこういうふうに移住すれば、こういうメリットがある、こういう会社がある、こうやって働ける、こうやって住めるというようなことをダイレクトに発信できるような情報発信というものは絶対必要なわけですし、ちょっと遅いので、早急にこの点お願いしますが、どうでしょうか。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 今年の先行型の交付金活用して、今ホームページの関係整備しておりますので、これを早く整備して、そしてまた皆様の御意見をいただきながら、より活用しやすいホームページにリニューアルしながら推進してまいりたいと思っています。

それから、また今年度からですけども、子育て世帯に対する家賃助成とか、また来年度も新たな施策を推進する予定としておりますので、これらの方たちに対して問い合わせ等があるかと思えますんで、そういう方たちの問い合わせのあった方たちについても、どういう形を施策として展開すれば、どのような形で五所川原に振り向いていただけるのか、そういう形の意見も集めながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 次に、都市と農村の交流対策のことについて、かなぎ元気倶楽部のグリーン・ツーリズム、ようやく立ち上げて体制整備を整えたところに来ているということですが、私から言うとちょっと金木だけに限定しているような気がしてしょうがないんです、いろんな体験やら交流やらそういうのが。やはりもう少し旧五所川原、金木、そして市浦全域でこのグリーンツーリズムを推進できる体制を整える必要があるんじゃないかなという点が1つ。

それから、グリーンツーリズムというのは一過性でして、いろいろと体験するのはいいんだけど、そこに滞在型で定住していくというふうなところまでまだ至っていない、これがグリーンツーリズムの現状だと思います。ですから、私が提言させていただいたイナカレッジをちょっと考えていただいて、1年間とか多少の助成をしながら、1年ぐらい体験、経験してみて、それでよし、住んでみようというふうにさせるふうな体制を

考えられないものかなというので提案させていただきましたけども、もう一度御答弁をお願いします。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 一応グリーン・ツーリズム協議会の中には五所川原の方もいっぱい入っていましたので、その辺で偏っているという話でございますので、その辺を協議会の中で検討していきたいと思えます。

それから、もう一つ、イナカレッジの関係なんですけど、先ほど説明したとおり市のほうでも地域おこし協力隊、1年から3年ということで検討していますので、その辺でまず始めて、その成果として当然イナカレッジの部分がいいのか、どっちがいいのか、いろいろ検討していきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 ここに来て地域おこし協力隊の言葉が出ました。前、このことを提案したときというのは、地域おこし協力隊に非常に消極的な答弁だったので、やる気ないのかなというふうにして思ってきたわけですけども、ここで全国、大分地域おこし協力隊というのが脚光を浴びて、それに成果が何千人、何百人とかというふうな移住者等を生み出してきているとかというふうな成果が出ているので、五所川原市も全国的にも有数の人口減少地域ですので、地域おこし協力隊もいいものとはとにかく取り入れていただいて人口減少対策に取り組んでもらいたいなというふうにして思えます。よろしくをお願いします。

それと、この大学の……その前にワンデイシェフレストランのことについて一言。今立佞武多の館でいろいろとアドバイザーというんですか、起業、新たな会社を興すようなことに関しての相談窓口を立佞武多の館に設置して、大分成果があらわれてきているみたいです。こういうところからワンデイシェフレストランの事業というのもひとつ。逆に飲食関係の仕事をやりたいという相談がかなり多いみたいなので、こういうふうなものを提案していただいて、ぜひ具体的に空き店舗とかそういうのを活用しながら結びつけていただきたいと思えますけども、具体的にどうでしょうか。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 先ほども答弁で言いましたけども、そういうふうな感じのものを実施したいという、事業所のほうもちょっと相談ありましたので、その辺を積極的に進めていきたいと思えます。

また、創業相談ルームの実績の関係なんですけど、平成27年11月までの創業相談件数は5件、そのうち開業までに至った店舗は1件でございます。それから、また創業の実績

に計上されていないものの、今年度から実施しております五所川原市空き店舗対策家賃補助事業を希望する方から、申請時に必要とされる事業計画書の記載方法について相談もあり、さらに2件の開業に至っている部分もございます。

以上でございます。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 よろしく申し上げます。

大学の奨学金、県のほうで随分頑張っていて、大学の奨学金の免除は、うちの党でも知事と一緒に意見とか要望しに行ったりとかという経緯がございまして、今回の県議会の一般質問でもこれ取り上げて、かなり前向きな答弁が出ているみたいですので、五所川原市もぜひともこの奨学金の減免というのを取り組んでもらいたいと思いますけども、市長一言、この点どうでしょうか。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 国が設けました今の奨学金支援制度ですけども、独立行政法人日本学生支援機構を介して無利子の貸付枠を拡大するとか、またその機構を通して免除するとかという制度になりますので、この枠組みは都道府県レベルで設けていかなければならないかと思います。県議会でも議論されておりますので、この動きを注視しながら、県の動きに対して市が同調して出資するような形で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 最後、定住自立圏の構想のことについて1点お尋ねします。

何年か前、この議会で人口5万人の都市に対して定住自立圏構想が適用になるんだというようなことがございまして、提案させていただいたのがようやく新聞をにぎわし、市長も今議会で宣言したというふうにしてなったんですけども、当初質問した当時はやはり消極的だったなという印象を受けていまして、現に広域でいろんな広域事業を進めているので、これを宣言したからといって余り、何がこれからメリットあるんだろうみたいな答弁をされた記憶がありまして、今回宣言したということは、先ほど答弁ございました予算額が大分倍ぐらいになったというようなこともあるでしょう。過去は消極的であっても、今回積極的にこれを宣言して、これからいろんな協定を結んでいって五所川原市の活性化のために役立たせていくんだと、この西北五地域の活性化のために行政面で頑張っていくんだというような御答弁でした。過去が消極的だが、今回積極的になった一番の大きな理由をお尋ねして質問を終わりたいと思ひます。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 自治体の一番最上位にあるのが総合計画です。合併以降の10年間、総合計画の中では合併以降の3市町村が一体となる取り組みを集中的に実施してきました。それで、総合計画、平成27年度から新たな総合計画を策定してございまして、その基本政策の中に広域連合、一部事務組合による業務の推進、または近隣自治体との連携による取り組みの推進、これを掲げさせていただいておりますので、今後はこれらを強く進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○寺田武造議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

---

◎散会宣告

○寺田武造議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時40分 散会

平成27年五所川原市議会第5回定例会会議録（第3号）

---

◎議事日程

平成27年12月8日（火）午前10時開議

第1 一般質問（2人）

20番 木村 清一 議員

24番 工藤 武則 議員

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（26名）

1番 松本和春 議員	2番 井上 浩 議員
3番 花田 進 議員	4番 寺田武造 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	10番 木村 博 議員
11番 山口孝夫 議員	12番 山田善治 議員
13番 秋元洋子 議員	14番 稲葉好彦 議員
15番 松野武司 議員	16番 福士寛美 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 伊藤永慈 議員
19番 加藤 磐 議員	20番 木村清一 議員
21番 川浪茂浩 議員	22番 磯辺勇司 議員
23番 三潟春樹 議員	24番 工藤武則 議員
25番 平山秀直 議員	26番 葛西収三 議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平山誠敏
副市長	三上裕行
総務部長	岩崎明彦

財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	櫛 引 和 雄
福 祉 部 長	工 藤 仁
経 済 部 長	小山内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司
上下水道部長	北 川 智 章
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	宮 崎 昌 子
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	諏 訪 秀 清
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小山内 洋 一
総 務 課 長	岩 川 和 雄
財 政 課 長	三 橋 大 輔
国保年金課長	山 田 達 二
保護福祉課長	木 村 智 明
農林水産課長	川 浪 治
土 木 課 長	佐々木 秀 文
上下水道部 総 務 課 長	有 馬 敦
教育総務課長	伊 藤 一二三

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長 尾 功 一
次長・議会総務 係長事務取扱	藤 田 幸 大

◎開議宣告

○寺田武造議長 ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○寺田武造議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降の質問については一般質問通告表の質問要旨順に1つの質問要旨に関する質問、答弁が終結してから次の質問要旨に関する質問、答弁に移る方法で行いますので、御協力願います。

それでは、20番、木村清一議員の質問を許可いたします。20番、木村清一議員。

○20番 木村清一議員 一登壇一

どうも皆さん、おはようございます。市民の会を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。また、一問一答方式で行いたいというぐあいには思います。

月日のたつのは早くて、去年の今ごろはちょうど衆議院の解散、そして総選挙がありまして、その結果、第2次安倍内閣の2期の政権が続いて、今現在も続いているわけです。それから年を越えて1月、我々の選挙がありまして、ここにおられる私を初め26人の方が当選されて、この場におられるわけです。4月には県議会議員の選挙、そして6月は知事の選挙と選挙三昧の1年であったように思います。その間、市長におかれましては体調を崩されまして、4カ月、5カ月ぐらいですか、無事に9月に元気よく議会のほうに見えられて、これも結構でございまして、本当によかった。その間、国では憲法9条、要するに戦争法案、それも今までないような国会の長期間にわたりまして議論されまして可決されました。そして、また10月にはTPP大筋合意という、そしてまた県内では青天の霹靂のデビューというぐあいにして、最近では寿議員も誕生いたしまして、本当におめでたいことだというぐあいにして、それで1年たったわけでございます。

(「うらやましいべ」と呼ぶ者あり)

いつもにこにこして、通夜ときはそんな顔しないようにして。

前置きはさておいて、私も1月の選挙のときは大きな形で3つ挙げたわけです。まず

は、議員削減、大幅削減。これは、6月に中幅削減ぐらいになりましたんで、それはいいとして、あとは農業、ここの基幹産業であります農業についての公約、そしてまた子供の医療費の無料化というぐあいにして、きょうはその残りの2つを中心に一般質問を進めていきたいというぐあいに思います。

まずは、農政についてですけども、TPPが要するに大筋合意に至ったと。市長は、先月の東奥日報ですか、朝刊に首長のアンケートをとっていましたが、知事は反対と。五所川原市の市長については、どっちかという反対というぐあいにして、ちょっとニュアンスが何か違うみたいで、中には賛成の首長も、藤崎の首長もそうですけども、りんごが海外に輸出できるからというぐあいにして賛成の首長もおられましたけれども、この辺の基幹産業である農業はTPPによって果たして恩恵を受けるのか。私は、逆にかなり被害をこうむるのではなかろうかというぐあいに思うわけです。皆さんの1月の選挙公報を見ますと、26人の議員の中でほとんどの方が1次産業を守っていかなきゃならないという公約であったわけです。ですから、皆さんも私と同じ気持ちで、この五所川原市の農業にとってはやっぱり守っていかねばならないという立場であるはずであります。それについて、市長にこのTPPは果たして当市にとって基幹産業である農業を衰退させないで発展できるのか、それについてお聞きしたいと思います。

次に、これからTPP、恐らくなるでしょう。ただ、行政側としてどういう方針で進めていくのか。そして、また新たに6次産業、いろいろ何年も前からうたっていますけども、具体的にどういうぐあいに進めていくのか、それについてお聞きしたいと思います。

次に、子供の医療費についてですけども、大まかに言えば財政についてです。五所川原市は乳幼児、要するに学校入るまでのあれが無料ですけども、ただこの辺の周辺を見ますと中泊町、つがる市、鶴田町、こう周辺を見ますと中学校まで無料化なわけです。市長が五所川原圏域定住自立圏中心市宣言、9月にはちょっと余力のない答弁いただいたんですけども、このたびのあれは物すごい勢いで、大きな声で言っていましたんで、それだけの力を込めて言えることに、この周辺と同様、もしくはそれ以上のものを財政的にも確保して住みやすい五所川原と。そして、また子供も、それから若い人たちが定住できる、そういう環境づくりにやっぱり邁進するべきじゃないかというぐあいに思います。

それから、国の財政がかなり逼迫しております。具体的に言えば若葉の住宅もそうです。そして、いろんな国からの補助金がカットされた関係上、かなりの予算、歳入不足があるわけです。それによって事業の見直し、そしてまた年度の見直しがあるのか、そ

れについてお伺いしたいと思います。

次に、先月の28日の東奥日報の朝刊を見まして、つがる総合病院の決算報告であります。10億4,000万円の赤字と。役所のどなたさんかわかりませんが、想定内の赤字だと。私にしてみれば10億4,000万円の赤字といえば、普通の市民からしてもそうですよ、いや、相当な赤字だなと、これは大変ではないかというぐあいに危惧されていますけども、その辺のこれからの見通しをお伺いしたいと思います。

それから、最後になりますけども、指定管理についてですけども、まず指定管理者の監査の状況について、そしてまた契約者の役員に議員とかもなっているところも結構あります。それについて内容を御説明願いたいと思います。

きのう井上議員は、直球で返ってきたから直球で返すというぐあいに言いましたんで、私は変化球を交えて三振をとれるように頑張りたいと思いますんで、よろしくお願ひします。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの木村清一議員のTPP合意についてお答えいたします。

TPP大筋合意に関して、私はどちらかというところと反対という意見であります。当市の基幹産業である農業分野に関しましては当然反対の立場であります。一方で誘致企業を抱える本市としては、工業製品の輸出拡大に伴い、本市製造業への受注拡大を期待しているという思いもございます。TPPが発効となれば、本市で影響を受けるものは米、りんご、畜産が考えられます。

先日青森市でTPP大筋合意を受け、りんご、野菜、畜産関係について東北農政局の説明会がありましたが、日本のりんごは国際的に見ても高い競争力を有し、和牛もブランド化されていることから、これらについて影響は限定的との見方を国ではしているようであります。しかし、長期的に見れば価格の安い農畜産物が輸入されることにより市場全体の価格低下が懸念され、生産者の所得低下につながります。

また、米については無関税輸入枠の分を備蓄米の増加で対応するとのことですが、主食用米はまだ余剰であり、将来的に国産米の価格に影響が出ることが懸念されます。それらに対応するため、国では農業支援策を今後打ち出してくるものと思われませんが、市としましても農業の経営安定と競争力確保のため、担い手の育成、農地集積等の支援について積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○寺田武造議長 監査委員。

○山本将雄監査委員 指定管理者についてのうち、指定管理者の監査の状況についてお答えします。

指定管理者の監査については、地方自治法199条の7項により、監査委員は必要があると認めるときに普通地方公共団体が財政的援助をしているものの出納その他の事務の監査を行うものであります。監査の方法は、関係諸帳簿、証拠書類の通査、照合等通常実施すべき監査手続で実施しております。この監査は、平成23年度より行われ、平成23年度には11件、平成24年度は19件、平成25年度は12件、平成26年度は5件、平成27年度はこれまで3件の施設を対象にして実施いたしました。監査の結果については、議会及び市長等へ報告するとともに公表しているものであります。現在までの監査の結果につきましては、一部改善を要する軽微な指摘事項はあるものの、いずれの施設もおおむね良好な状況であります。

以上でございます。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 それでは、私のほうから今後のT P P対策についてお答えいたします。

平成27年10月5日にT P P協定が大筋合意されたことを受けて、市としましては今後農家の経営安定のためにより一層の支援が必要と考えております。特に作付面積の多い稲作農家については、県の補助事業の水田農業複合経営推進事業を活用し、稲作農家が稲作経営に新たな作物を取り入れ、複数の作物を栽培する経営を推進するために、J Aが主体となり実施する事業や施設野菜の施設導入にかかわる経費の一部を助成するなど、稲作農家の複合経営に対し支援をしておりますが、今後国、県がT P Pへの対策を検討するというので、それを見きわめた上で歩調を合わせてまいります。

また、2018年から米の生産数量目標の配分が廃止されますが、国から示される生産数量目標の配分に頼らなくても国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者やJ A、集荷業者が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう体制づくりを進め、市としても競争力強化のため、市独自の施策を講じていきたいと考えております。

次に、6次産業化の実績と見通しについてでございますが、当市での6次産業化の取り組みであります。五所川原6次産業化推進協議会への助成を行い、また市職員も協議会のメンバーとして活動に参加しております。協議会は、五所川原農林高校を主体とし、生産者、企業、県、市、町などで構成され、6次産業化へ向けた実証研究等を行い、開発商品は赤～いりんごのピューレパン、みそドーナツ、米粉麺、スチューベンのドリンク酢などがあります。この協議会の活動が地域の6次産業化を活性化させるものと期

待しているところであります。

また、市内で米粉うどん、干し餅など少数ではありますが、6次産業化に取り組んでいる農家があり、りんごジュースやみそ、豆腐などを製造販売している団体や市内農産物を加工販売している企業もごさいます。農家が6次産業化に取り組むことは容易ではなく、すぐに実績を伴うものではありませんが、生産者や団体等の意見を聞きながら農商工連携による6次産業化を推進していきたいと考えております。

○寺田武造議長 民生部長。

○櫛引和雄民生部長 まず、子供の医療費無料化についてお答えいたします。

議員御指摘にありました西北五圏域における子供の医療費無料化につきましては、つがる市と中泊町が中学校卒業まで、深浦町と鶴田町が小学校卒業まで実施しており、鱒ヶ沢町と当市が小学校就学前まで実施してごさいます。

当市におきましては、今年度から就学前乳幼児医療費の一部負担金の撤廃及び現物給付について実施しているところでごさいますが、さらに中学校卒業まで医療費を無料化するには平成27年9月診療分をもとに試算したところ、新たに8,000万円余りの一般財源を要する見込みでごさいます。

今後の子供の医療費無料化の拡大につきましては、全国知事会、全国市長会等で国の責任による全国一律の子供医療費助成制度の創設を求めていること、また医療保険制度の改革によりまして、平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険の保険者となりまして財政運営を担う予定でありますことから、県補助の拡充を初め、市町村間の保険料負担や医療サービスの平準化等の動向を踏まえて検討してまいりたいと考えてごさいます。

次に、つがる総合病院の平成26年度決算と今後の見通しについてお答えいたします。平成26年度のつがる総合病院決算は、純損失で約10億4,000万円となったところでごさいますが、主な要因といたしましては、つがる総合病院、立体駐車場、臨床研修医宿舎及び医療機器整備によりまして、決算に係る減価償却費が平成25年度と比べまして約12億4,000万円増となったこと、また新しい会計制度によりまして過年度分の賞与引当金を含む特別損失約1億7,000万円を計上したことによるものと伺ってごさいます。

マスタープランでは、開院初年度のつがる総合病院の純損失を約9億円と見込んでおりました。また、病院事業全体では純損失11億5,000万円の見込みに対しまして11億6,000万円と若干の誤差はごさいますが、西北中央病院から移転により平成26年度上半期の入院患者数に影響があったことを勘案すれば、おおむね想定内ではなかったかとのことでごさいます。

入院患者につきましては、脳神経外科医着任やその他診療科におきましても患者数が増加傾向に転じたことから、平成27年度上半期における1日平均入院患者数は301.1人となり、平成26年度と比べ22.6人増加しているところでございます。

企業経営におきましては、事業継続に必要な資金に不足なく不良債務が発生しないことが重要であります。つがる総合病院の26年度期の貸借対照表では流動資産が17億4,000万円、流動負債が15億1,000万円と流動資産が流動負債を上回っており、26年度期の不良債務は発生していないところでございます。

今後の見通しにつきましては、開院に係る投資の減価償却期間があるため、純損失の発生は避けられないところでございますが、開院5年次以降は医療機器等に係る減価償却が終了することにより純損失も縮減される見込みであり、より一層収支の平準化を目指し、不良債務が生じないように努めていくとのことでございます。

以上でございます。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 平成27年度の社会資本整備交付金が申請額より交付金額が減少していることから御心配をいただいております。

初めに、平成27年度の社会資本整備総合交付金の状況から説明させていただきます。平成27年度において市が直接実施する社会資本整備交付金は、要望額9億9,397万6,000円に対し、内示額が6億6,124万2,000円、内示率は66.5%となっております。うち道路7事業では要望額4億5,270万円に対し、内示額は3億2,593万5,000円、72.0%の内示率となっております。

大町二丁目地区土地区画整理事業では、要望額6,127万円に対し、内示額は2,795万円、45.6%の内示率となっております。

新宮団地建替事業及び富士見団地のストック改善の住宅事業では、要望額2億8,800万6,000円に対し、内示額が1億1,535万7,000円、40.1%の内示率となっております。

汚水管渠及び浄化センター機器更新の下水道事業では、要望額1億9,200万円に対し、内示額は同額の1億9,200万円、100%の内示率となっております。

また、県が実施する高野地区、阿部堰地区、白山地区、勘兵衛放地区、磯松地区の県営経営体育成基盤整備事業では、要望額6億4,400万円に対し、内示額は5億1,854万円、80.5%の内示率となっております。

国では、笹子トンネルの天井板落下事故以降の平成25年度12月にいわゆる国土強靱化基本法を制定し、既存のインフラ等の耐震化などの災害に強いまちづくりを推進しており、社会資本整備交付金等の配分に当たっても耐震化計画に基づく事業に厚く配分して

いるところです。平成27年度の当市の事業にあっても、耐震化計画に基づく下水道事業では要望額に対し満額配分を受けており、傾向が顕著にあらわれています。

今後の事業展開ですが、耐震化事業計画に基づかない大規模改修等で緊急度の高い事業にあっては補助金の確保が引き続き難しいことが見込まれることから、財政支援措置が高い過疎対策事業債等の単独事業債を活用しながら事業を推進してまいりたいと考えております。

それから、質問の中で新宮団地の建替事業についての進捗を心配されている発言がございました。公営住宅事業は、国からの補助金と住宅使用料で賄うこととした決算統計の中で準公営事業として位置づけられていることから、国の補助金なしには推進することが困難であることから、今後も県並びに国に緊急度の高い事業であることを強く要望してまいりたいと考えております。

○寺田武造議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 議員御質問の指定管理者候補の中に市議会議員といった方が役員に含まれているかどうかの審査と選定の際の対応についてお答えいたします。

市では、公募により指定管理者候補者を選定する場合には募集要項を市ホームページに掲載しておりますが、その中で地方自治法に規定される請負にかかわる兼業禁止の趣旨を踏まえ、特に必要があると認められる場合を除き、指定管理者の指定にあっても地方自治法が禁止する兼業となる法人その他の団体は申請資格がないものとする旨を規定してございます。

なお、任意指名により指定管理候補者を指定する場合にあっては、指定管理者による管理は公の施設の設置の目的を効果的に達成するためのものではなくてはならないことから、指定管理者選定の審査、判断基準とされる市民の平等な利用の確保、施設の効用の最大限の発揮、施設の効率的な管理、施設を適正かつ安定して行う能力の4つの観点から特定の団体を指名することとなるため、地方自治法が禁止する兼業となる法人その他の団体に関する申請資格の条件は規定してございません。今後も運用につきましては、現在の運用を継続してまいりたいと考えております。

それから、御質問にございました指定管理者の団体の役員に利害関係がどれほどあるかということですが、現在市では57の施設について指定管理者制度を導入しておりまして、このうち公募によって指定管理者を選定している施設は11施設ございます。まず、し〜うらんど海遊館、金木観光物産館、五所川原市農産品加工センター、五所川原市総合交流促進センター、十三湖中の島ブリッジパーク、五所川原市市浦地域活性化センター、五所川原市市浦歴史民俗資料館、五所川原市脇元海辺ふれあいゾーン、金木

交流プラザ、ふるさと交流圏民センター、この10施設につきましてはこれらの団体の役員が含まれておりませんので、地方自治法が禁止する兼業となるその他の法人に該当する団体ではございません。

ただ1つ、立佞武多の館につきましては、平成24年度に公募により指定管理者を選定いたしました。立佞武多の館につきましては、指定管理者として選定した団体に利害関係者が含まれていたことから、私の答弁で先ほど申し上げましたとおり、特に必要があるものと認め、申請を受理し、審査、選考の結果、指定管理先として選定したものでございます。

以上でございます。

○寺田武造議長 20番、木村清一議員。

○20番 木村清一議員 まずは、T P Pについて。国は、T P Pが大筋合意されてから閣議で対策本部を設立したわけです。11月25日、ここに大綱がありますけれども、それについては安倍総理が攻めの農業ということで、攻めの農業と言え、何か三村知事が何年も前からしゃべって、何か安倍総理がその言葉とったような感じですけども、5年後を目指して1兆円の売り上げにしようという目標の上で揚げたわけです。そして、耕作面積も農地中間管理機構を利用して大規模化して、それを進めていこうという方針になっているわけです。あとは、畜産も農家も育成しなきゃならない、そういう観点もいろいろ書いていますけども、ただ要は市長が先ほど誘致企業もあるというぐあいになっていましたけども、円高のとき、例えばどうなりましたか。みんな海外に拠点を移してしまった。今円安になってりんごも米も売れるだろうけれども、それじゃ為替レート、これ大きく影響されるわけです。例えば三、四年前だったらこういうことは考えられない感じなわけです。今より3割も円が高かった時代ですから。

そういうことを踏まえて、これから優良農地、要するに不良農地と言え、怒られるかわかんないけども、区画している田んぼ、そして区画していない田んぼ、かなり市内、五所川原も金木も市浦も含めれば300町歩ぐらいあるんですか。それらのことを集積させるに、今津軽北部の協議会で90億円ですか、1町歩区画をやって、この間11月10日に起工式をやられましたけども、集積されるためには、大規模にするにはどうしても集積するという事になれば、そういう田んぼを今後どういうぐあいにして持っていくのか。区画整理して事業を協力的に進めていくのかということ、そこを1つ。

それから、ついでに6次産業ですけども、結構毎年のように、ここ五、六年前からいつも6次産業、6次産業と聞くんだけど、私にとれば結果というのが何も見えてこないわけです。果たして、それじゃこの地域に何がよくて、どういうぐあいにすればいい

のかという。それから、具体的に金額も、やっぱり計画していくのであれば、それだけ言うのであれば、そこまで責任を持って進めていかねば、ただ口で言っている、毎年同じようなことを聞くんだけど、全然成果が見えてこない。別におまえたち怠慢とは言っていない。でも、やっぱりある程度成果を見せねば、この辺の農家の人、もしもということがあればどうする。いろいろなことを考えていかなければ、それにかわるいろんなものを売り上げしていかなければならないということなんで、そこら辺についても今後どういうぐあいにして進めていくのか、まずはその2つ。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 まず、区画整理、圃場整備が行われていない農地の関係ですが、先ほど木村議員のほうから約300町歩ということでは、まず旧五所川原地区ですけども、広田地区、それから米田地区、稲実地区、それから長富地区、一部山間部でもあるんですが、飯詰の味噌ヶ沢地区、それから金木地区に入りますけども、金木地区は喜良市地区になります。それから、市浦では脇元地区ということになっております。現在十三湖のほうの事業が1町歩区画でということでお話ございました。そのほかに現在進められているのが市浦の磯松地区についても区画整理事業が進められております。区画整理事業をやる場合には農家の同意というものが必ずありますので、今後各土地改良区と相談しながら、この農地の基盤整備についてお話を進めていきたいなと思っております。

それから、もう一つ、6次産業化の関係ですけども、6次産業化は前からいろいろお話ししてきました。この地域において、1次産業についてはかなり強いんですが、2次、3次については弱いということで、2次を見た場合には要は加工施設とかそういうものが、設備投資が必要だということで、なかなか農家の方が手をかけることができないという部分があって、私らとしては農商工連携による6次化というものを目指していきたいと。

それで、もう一つは流通、販売面、3次産業の部分ですが、この辺については今国とか県とか各企業とか各商談会、中央のほうで開催していることがございますので、その辺の情報の提供とかを積極的に進めて、この地域を6次産業化に取り組む地域にしていきたいと考えてございます。

○寺田武造議長 20番、木村清一議員。

○20番 木村清一議員 平成30年産米から今度オープンになるわけです。転作も減反もなく、つくりたい人はどんどん、どんどんつくってよろしいというぐあいになるんですけども、そういった時点で価格が下落して、1年、2年、例えば下落して、去年は3割

ぐらい価格が下落したわけです。それが今度30年から2年でも3年でも下落したのが続けば、農家が一旦離れると、つくらない、やめたとなると、今度よくなったはんでまた農業やるじゃとといったってできっこないんです。やめてしまえばもうそれで終わりなんです。だから、その前に、なるまでにきちんとした対策をしてほしいというのが私の率直な気持ちなんです。市長、本当に30年からオープンになってしまえば、青天の霹靂とといったって、今は数量が少ないから人気がある。恐らく来年ぐらいまででしょう。3年ぐらいしたら、それこそかなりみんな植えるようになれば、果たして今までどおりの人気があるかないか、それはクエスチョンなわけです。そうなったときにみんなやめた、やめたというふうになれば、この辺の農家はみんな、昔であればくわ持つとか鎌持つとかするけども、今は田んぼに入るとか畑仕事もしなくなるわけです。そういったことのないようにこれからの、経済部長、そこをぎりっとかかっているか、あと2年後ですから、3年後ですから、そこをきちんとやって、時間がないところで、農業についてはこれぐらいにしますけれども。

次に、病院ですけれども、私これ見たら中核病院の、これ建てるときに我々に計画書を出してくれた。第1次、開院のときは大体92億円の総収益、そしてまた5年すれば95億円と、そして10年すればまた同じ95億円と。でも、今年の結果見れば、大体2億円か3億円ぐらい、売り上げと言え失礼ですけども、減っているわけです。そして、また経費が上がっているわけです。1億5,000万円の赤字が増えたと、想定内だと。それじゃ減価償却とかどうのこうのと新聞に、減価償却があるから経費が増えたというぐあいになっていますけれども、最初から減価償却というのは、あんたたち、これに考えていたんでしょう。それを今さら減価償却が増えたからこういう赤字になったと、そういういいかげんな話はだめだ。ただ、ちゃんと計画書というものあれしているんだ。今はいいけども。

それじゃ、6年後、今度元金の返金も入ってくるわけだ。そうでしょう。支払い額が多くなるわけだ。今は利息でしょう、5年間は。利息の返済でしょう。5年後か6年後から今度元金も出てくるとこれに書いているでしょう。おたくさんの説明にちゃんと書いているんだよ。それでいて10年後になれば留保金が11億円ぐらいあると。11億円なんて、どう計算して出てくるんですか。さっぱりこの計算の仕方、私、頭悪いんだかわかんないけども、それじゃ今の赤字とは言えないかわかんない、貸借を考えれば。それは、新しい病院だから、それからみんな新しい機械だから、それは黒字でしょう。それじゃ、病院は、これ10年間までずっと赤字で行くんですけれども、それじゃ何年ぐらい、何ぼぐらい赤字背負ってもこの病院は大丈夫なんですか。100億円ですか。それと同時に6年目

から繰出金の額も増えてくるわけです。この計画書を見ればそうですよ、財政部長、あんたこれ見て私たちに説明したんだからとぼけないでください。だから、全てのものが計算違いしている。計算というのか、予定と現在が合わないわけ。これから、来年はきちんと合ってくるのか、それはどうなるんだか俺にもわからないけども、見通し、どういづあいになっていますか。

○寺田武造議長 答弁、民生部長。

○榎引和雄民生部長 先ほどもお答えいたしました、医療機器等の減価償却費の終了によりまして損失額も縮減される見込みということでございます。不良債務が生じないよう努めていくようお願いしてまいりたいと考えてございます。

○寺田武造議長 20番、木村清一議員。

○20番 木村清一議員 ただ口でそう言っても、1億5,000万円の赤字こしらえたでしょう、想定より以上に。想定内だという、その言葉がどこから出てくるんですか。減価償却というのは最初から見ていたんです。そうなんでしょう。ここで忘れて、後でつけ加えたということじゃないでしょう。最初から見ていたでしょう。それでいて1億5,000万円も赤字こさえたんだから、何か想定内だという、そういう言葉は何ですか、私ちょっと信じられない、市民からいっても信じられない言葉です。予定よりも赤字を1億幾らもつくった。その1億5,000万円、まだ建物新しいし、機械も新しいし、それじゃ赤字になりませんか、そういう言いわけはちょっとひどいんじゃないの。やっぱり謙虚に、この計画どおりに、計画以上によい経営状態に持っていきますといづあいにするんであればいいけども、結局この計画、先のあれ、こういう、私たちに出してよこしたでしょう、計画書。これじゃ相当狂っているでしょう。私、最初聞いたら12億円ぐらいの赤字で想定しましたと言ったんだ。あれって、それじゃ、10億5,000万円だから2億円得したはんで、うん、褒めてつかわすと言ったっきゃ、後で電話来て、いや、本当は9億円ですと言ったはんで、それじゃ、しかんねばまいなと言ったでばな。だから、やっぱりこの金額は、これだけの膨大のあれなんで、将来これがみんなツケになってわだちにかかってくるんだよ、市民に。だから、そこをやっぱりきちんと責任持っておまえたち答えていかねばまいねよ。医者が来ないはんでと、そうされれば、あとそれ以上なんだんず、おまえたち何してらんだばといづあいになるはんであれだけども、そこきちんと経営状態を見ていかねばならない。これ毎年、私今度チェックしていきますんで、これと合っているか合っていないか。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 さまざま御意見いただきましたけども、手持ちのしている資料は大

分古い資料ではないかと思えます。今現在、今26年にオープンしまして、かなり病床、稼働病床並びにそのときの病床数、そういう形の問題が大きく変わってきていますんで。

それから、そこの出ている資料の関係でいけば、国から地域医療再生交付金とか県からいただいた交付金とか、そういう形のを活用した形のものにはなっていないかと思えますんで、かなり大きく違ってきていますんで、今後もその資料とあわせて同じになるという形でチェックされても合うことはないかと思えますんで、そこは御理解いただきたいと思えます。

今回、先ほど民生部長の説明からも申し上げましたけども、流動負債と流動資産の差引額、この部分が赤字になった場合に対しては不良債務が発生してきます。不良債務が発生してくれば現金が詰まるわけですから、その分に対しては当然借入金で賄っていきますんで、そうなれば大変な事態になります。現状は、今流動資産と流動負債を差し引いた場合については、現金ベースで約2億円ぐらいの黒字になっていますんで、この黒字の額をできる限り維持していくという形のを高めてまいりたいと思えます。特に26年度の決算でいけば、病院自体が移ってきました。そのために入院の患者さん、そういう形のものに支障がないように入院の稼働率、それから通院の稼働率、そういう形のを4月、5月、6月あたりは落とした形での運営をしてございます。これから27年になれば、持っている医療病床、そういう形のをフル稼働させてまいりますので、改善されたものが数値的なものであらわれてくると思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

○寺田武造議長 20番、木村清一議員。

○20番 木村清一議員 それじゃ、うちにすればこういうのを見せてよこして、それで質問させて、これ違いますなんてへば、何なんだ、それじゃ新しいもの出してこいよ。人をばかにするんじゃないよ、本当に。新しいものを出してきて、それでいて質問させるならだけども、それ違うはんで、それ見ても何もならない話すれば、わだち、どんだんだして。あなたたち、これを見せて我々に承認させたんでしょ。それを違ったなら違ったって、きちんとしたもの出してきてください。時間がないので、次に行きます。いいですね、出してくださいよ。

次、指定管理のあれですけども、監査委員のあれについて、役員と議員が兼ねてやられて、特に社協なんかは無報酬で、そうやって頑張っていたいただいて大変ありがたいんですけども、それとまた、これ監査委員がその中になっていると。じゃ、監査するには1人でできない、全てのものは合議ということの鉄則はあるわけですね、どうですか。

○寺田武造議長 監査委員。

○**山本将雄監査委員** 今回の質問ですけれども、監査委員からの監査の結果報告は合議とされているかどうかということの部分ですよね。これについては、議員御指摘のとおり地方自治法第199条第11項において、監査結果に関する報告の決定等は合議によるところと定められております。しかし、除斥された事件の場合は、他の監査委員が単独で監査を行いますので、当該事件を他の事件と分割して報告あるいは公表することになります。

以上でございます。

○**寺田武造議長** 20番、木村清一議員。

○**20番 木村清一議員** それは、自治法の199条の2の除斥という項目で、そうすればその部分は、要するに監査委員1人で監査報告の報告書になるということですね。それじゃ、ほかのものは全部2人の連名だけでも、そういうことがきちんと分け隔てていけばいいんですけれども、誤解のないようにしていただきたいというぐあいに思います。

そして、またこの指定管理の業者に関して、県ではこういう議員が兼ねるとか役員に連ねているとか、そういう類いのものは最初から排除なんです。上級役職ですよ。そういうことも踏まえてこれから、あくまでも公募なんでしょう、公募を前提としてやっているでしょう。議員がとか、いろんなまちの名士がそういうところに入っていると、ある程度権限を持っている人がそこに入っているということになると、公募している上で、周りからある程度疑惑の目を向けられる可能性もありますんで、その辺のところは気をつけてやっていただきたいというぐあいに思いますんで、最後そこ。

○**寺田武造議長** 総務部長。

○**岩崎明彦総務部長** 議員御質問にありましたとおり、県では既に実施しております。先ほども私の答弁で申し上げましたとおり、私どもも基本的な形としては、公募の場合にはそういう形をとってございます。県内を調査いたしましたところ、青森市、八戸市、三沢市でも同様の取り扱いをしております、そのほかは規定は設けていないようでございますけれども、今後とも施設の管理運営に当たりましては、市民に誤解を与えないような透明性、公平性を確保しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**寺田武造議長** 以上をもって木村清一議員の質問を終了いたします。

次に、24番、工藤武則議員の質問を許可いたします。24番、工藤武則議員。

○**24番 工藤武則議員** 一登壇一

どうも皆さん、おはようございます。最近上がってないもんだところで、眺めてら少し。至誠公明会の工藤であります。第5回定例会の、通告に基づいて一括で一般質問を行いたいと思います。

遅まきながら五所川原市長さんにおかれましては、先般入院をされ、めでたく退院をされました。そして、公務に復帰されましたこと、まずもっておめでとうございませう。これからは健康に留意されながら市民のために汗をかき、市民の福祉向上のために頑張ってくださいること、心よりお願いを申し上げます。

さて、私の質問でありますけれども、古いお話と新しいお話をまぜていきますので、何分お願いを申し上げます。1つは、地域振興策ということで、市浦地域の空き家と廃墟化した廃屋について、またもう一つは市浦分校の廃止であります。

さて、我々は平成17年3月28日に合併以来、地域住民は何かを求めながら、何かを期待しながら、五所川原と合併すればすばらしいものがあると、夢と希望を持ちながら合併に臨んだものと思われませう。特に合併時には市長におかれましては、財政の逼迫する中で、3市町村の市民のために身を粉にして福祉向上のために頑張ってくださいられたものと思われませう。

さて、合併してから10周年という今年は節目を迎えられ、この10年間で2市4町で構成されておるつがる総合病院建設と3市町で構成されておる五所川原地区消防事務組合の移転、建設というふうな、また西北五中央病院の跡地に来年は五所川原市の庁舎が着工されるというふうな、あるいはまた給食センターも間近に完成される五所川原市にとっては、津軽平野の中核として骨格が示され、できつつあります。私どもの考えでは、大変おめでたいところであります。

さて、また我々の地元である市浦村の地域を見ても、いろいろお世話になっておる箇所もあります。太田線舗装道路、あの長きにわたって相内から太田に向かって道路を改良しながら舗装されたと、今ではすばらしい道路に変わってまいりました。

あるいは、また我々の意図するところ、十三湊漁港であります。これは、本当に思い出があります。この十三湊漁港は、当時の首長さんが余り、要らないとまではいかないけれども、この十三湊漁港に対しては悲観的なものがあって、ただここの漁民、あるいはまた組合長、役員の皆さん方が青森県で最後の漁港になるという、今度はできないんだと、そういう節目のときに漁港が勃発して、何としてもこの漁港を手に入れなければならない、この組合長、役員の皆さん方が有識者と懇談会を開いて、そこで決定されたという事実もあります。おかげさまをもちまして荷さばき場も1億2,000万円という膨大な額で建設をされ、あるいはまた我々の意図するところ、シジミの漁場、前潟構造改善事業、ここに600万円ほど投資をし、予算を計上されて完成をされて、恐らくここからも将来にわたって経済効果が出るものと思われませう。

あるいは、また皆さんも御存じのように東日本大震災のときに非常な災害に遭われた、

それで我々もいち早く津波タワーを建設してもらわなければならないという、非常にすばらしい津波タワーが建設をされ、ただ1つ、もう少し手を加えていただきたいというお願いであります。この津波タワーが暖かいときに災害があればいいんですけれども、寒いときに不思議にこの災害というものもやってきます。したがって、私ずっとこう見ておりますと居室、あの上に屋根をつけ、外壁をやる。そして、暖かくするというほどのものでもないけれども、宮城県の石巻市の完成された津波タワーにはそういう居室、あるいはまた通信性を持って携帯電話が通ずるような仕組みになっておる。あるいは、また八戸市の多賀地区というところ、ここもまた居室を用いて地域住民の災害のための避難場所として有効に建設をされております。

まず、十三湊漁港に関しては、毎年市浦時代から5,000万円の予算を計上され、執行されてまいりました。その間合併されても市長さん、あるいはまた関係部長さんがその数字を計上されて、それを執行されてきておることに対して、これからもひとつまた何のわだかまりもなく7割方、この十三湊漁港が完成をされております関係上、あと3割ぐらい頑張っていたいただきたいと思います。

皆さんも御存じのように市浦では、五所川原市といっても飛び地合併という大変不便さがあります。子供さん方の統合問題でも私指摘されて、こういう問題。しかしながら、我々のこの地域ではこれといった基幹産業がないんです。将来の若者は、必ずこの十三湊漁港において経済効果を期待する、その周辺の農家の方々もまた取り入れながら、この十三湊漁港で経済効果を上げて生活に潤いを持っていきたいと思っております。今後も予算計上があり、執行されることに感謝を申し上げます。

さて、市長、関係理事者側の皆さん方、ここまでは御礼と感謝の言葉を申し上げてきましたけれども、今年のたしか1月か2月ころだと思っております。東奥日報さんの記事で掲載され、市浦、寂れるばかりと。何で寂れるのかなと、私どもそういうふうな考えを持ち、私はその後市浦を歩きました。何で市浦が寂れておるのかなと、そういうふうな感覚で歩いてみたところ、まさにそのとおりであります。ただ、皆さん方も御存じのように何か、何か変なんです。一極集中で旧五所川原市はどんどん、どんどん栄えていくだろうと思っております。この五所川原市周辺の隅々であります。何か変なんです。その隅々から崩壊してきておるような感じがしてなりません。これが人口減少、少子化時代に突入したあらわれなのかもわかりませんが、それでも市民は寂れるのを黙って見ておるんです。なぜかわからない。口には出さないんです、皆さん。何だもんだば、この五所川原、不平不満がいっぱい胸の中で滞っておるという私の判断であります。私どもは、市浦時代から北から光をと非常に名文句でうたったものでありますけれども、今

はその北の光も消えながら明かりも消えておる状況であります。

市浦地区のお話を端的に申し上げますと、磯松と脇元、大体世帯数が磯松赤川地区で149世帯、脇元地区で137世帯あるんです。その中で、脇元地区で空き家が37件、大体磯松地区で15件ぐらい、そのうちで廃墟化した廃屋が相当数あります。市浦の職員の皆さん方、339号、どこを見て歩いておるのかと。そして、市浦の職員の皆さん方も五所川原市に来てそういうふうな状況を私は説明して、そういうものに対処していくべきではないかと、それが官民一体の行政ではなかろうかと思えます。

また、その中で皆さん、私歩いた中で、ひとり暮らしのおじいちゃん、おばあちゃん、「おばあちゃん、いるか」、そうしたら返事はすれども姿は見えないんです。「クドタケだ」と入っていったら、おばあちゃんがいづくばって出てまいりました。「わあ」と、そこで抱きかかえながら、またもとの場所におさめて、そのひとり暮らしの老人も多数余っておられます。この地域は、皆さん、あと5年か10年すればさらに空き家が増え、廃墟化した廃屋が増え続け、1つの集落がなくなるのではないかという気持ちであります。いかに社会現象といえども、ここまで寂れるものかと考える議員の一人であります。

皆さん、市浦も五所川原市です。市浦も、私ども市内から議会に通ってきておるんです。市浦の住民も市民なのです。やはり市浦というところ、あるいはまたこの隅々の旧五所川原を除いた、そういうところをもう一度見直しながら、私、成田市長さんに質問したとき、「市長、ただそこさ座っていないで、重箱の隅をつつくがごとくにこの管内を回って福祉向上のために頑張ってください」と、そういうお話をした思い出があります。どうかひとつこういうふうな問題に対して、これから市と、あるいはまた担当部長さんがどう向き合っていくのか、ひとつ御答弁をお願い申し上げます。

こういうふうな寂れた状況下の中から、また今度は東奥日報さん、陸奥新報さんが市浦分校廃止という、こういう記事が掲載されました。2017年度から募集停止という。友達から電話があり、また1つ大切に育ててきた学校がなくなると。「おい、寂しくなるな」。市浦時代に分校を離すか、あるいはまた駐在所をなくするかという二者択一を迫られた我々であります。どちらを選ぶかというふうなことになりますと、私どもは市浦分校を選んで、一人でも多くの生徒に勉強してもらいたいというふうな思いで存続をしてきたものであります。

確かに市浦分校は時代にそぐわないかもわかりませんが、大事に育ててきた経緯があります。まさに歴史と文化と伝統の始まりは、昭和28年4月1日、青森県立金木高等学校相内分校として誕生されたのが始まりであります。この当時は、つい最近まで、合併前もですけれども、有識者が、非常に優秀な方々がこの学校を卒業して、課長職を

やられながら退職をしていったという、そういうすばらしい学校であったと思われます。その後、平成13年、青森県立金木高等学校市浦分校に改称され、この学校は皆さん、特色のある学校なんです。昼間の学校で定時制です。3年間勉強して真面目にやれば上級の学校に進学をできると、そういうふうな特殊な学校であります。ここの学校から、私を見た限りでは、卒業した生徒の中で東京理科大学とか東京農大とか、あるいは私の記憶違いかも知れませんが、東北大学にも入学された生徒もあったなど、そういう記憶もなきにしもあらずであります。

少子高齢化時代を迎えられ、この地域の人たちとこの学校の子供さん方は交流を盛んにしております。ボランティアです。1つは海岸清掃。皆さん、海岸に行ってみなさい。ごみがわんさかあるんです。それをこの生徒たちがきれいに清掃して、片づけながらその海岸を守っております。あるいはまた靄山大祭、子供たちのアトム保育園との触れ合い。この子供さんたちが、生徒さんたちがいなくなれば、アトム保育園もこれから民営化になりますけれども、大変嘆き悲しむのではないかと思います。あるいは、またひとり暮らしのおじいちゃん、おばあちゃんのところにも雪が降れば、その場所に行って雪かきをしておると。大変ボランティア活動に力を入れながらこの子供さん方が、この風光明媚な日本海を見ながら、本当に気持ちを新たにして卒業していく子供さん方であります。教育部長さんにしてみれば、ボランティアは教育の一環ではないと言えればそれまででありますけれども、私の考えではこのボランティアも教育の一環と思われます。

この子供さん方が、皆さんも御存じのように入学をしてしまえば、何かの事情もあるだろうと思われますけれども、いじめとか不登校とか先生に対しての暴言は一切ないと、そういうふうな立派な生徒になっております。この生徒さん方が地域の人に本当に愛され、親しまれ、交流を深めながら、懇談をしながら学校生活を満足して楽しんでおられるそうであります。ただ、この分校に我が五所川原市から本当は、今年は1人かな、入学者がいない。入学者がいないからとか、学校としての機能をなしていないとか、そういう問題ではなかろうかと思われます。教育委員会もまた、ただ廃止というふうなことではなくして、もっとユニークな発想を持って生徒の集まる学校をテーマに、あの風光明媚な日本海、太陽の沈むところを見れば、学校として募集してはいかがなものかなという私の偽らざる気持ちであります。

きのうも質問を、あるいはまた答弁をされておりました。五所川原市に定住したい人があれば支援をするというお話もあって、この分校を卒業した生徒さん方も近い将来、五所川原市に定住するかも知れません。人口増につながる可能性があるわけであります。どうかひとつ2017年度廃止というふうなことではなくして、苦渋の決断をしたとい

う、言葉では苦渋の選択だろうけれども、苦渋の決断をしなければいいんです。教育部長、教育長、市が、教育委員会が県に対して頑張っている学校を維持していきたいと、だから御支援をお願いすると言えば可能なものではなかろうかと思えます。

1回目の質問を終わります。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○長尾孝紀教育長 ただいまの工藤議員の市浦分校、継続できないものかについてお答えいたします。

県立金木高等学校市浦分校は、昭和28年に旧相内村が教育の充実と高等教育における地域の利便性を確保するために、働きながら学べる昼夜2部制の定時制、金木高等学校相内分校として開設し、昭和30年度からは昼間の定時制高等学校となりました。その後旧市浦村、合併後は五所川原市が設置者として、県費で教職員の派遣を受けて運営しております。しかしながら、近年は地域の中学校卒業予定者が減り続け、また県教育委員会が策定する高校再編計画に伴い、募集停止に向けた対応を求められておりました。市教育委員会では、市浦分校が不登校経験や全日制での学校生活が苦手などといった生徒を一部受け入れてきた実情を踏まえ、その役割について慎重に協議を重ねてきたところでございます。

先ほど工藤議員がおっしゃいましたように、市浦分校は長年にわたる十三湖周辺の海岸清掃や高齢者世帯への雪かきボランティアなど地域に密着した活動が高く評価されております。また、学校祭では毎年地元の園児やお年寄りの方を招待し交流を深め、市浦地区で開催されているふるさとまつりにおいても陶芸作品などを展示し、特に今年は地域の方と一緒に演劇を披露するなど会場を大いに沸かせたと伺っております。このように市浦分校は、地域と密接にかかわり、地域振興の観点からも地域に根差した高校と認識しておりますが、働きながら学ぶ青少年に学習機会を提供するという定時制教育の本来の目的と違ってきているのも事実でございます。

そのような中で、先ほど申し上げましたとおり地域の子供の数が減り、圏域の高校も閉校や校舎化といった再編を余儀なくされているのも実情でございます。4月には地域懇談会を開催し、市浦分校の果たしてきた役割を県に要望することを確認して、5月の教育委員会定例会において平成29年度入学生から募集を停止する方針が決議され、去る10月7日に開催しました第1回五所川原市総合教育会議の中で、これまでの経緯に基づいた総合的な判断から募集停止の方針を示したところでございます。何とぞ御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○寺田武造議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 質問の市浦地区の脇元、磯松地内のいわゆる海沿いとなる地域の空き家状況についてお答えいたしますが、先ほど議員のほうから脇元37件、磯松15件ということがございました。市では、現在空き家に関する調査につきましては、五所川原市町内会連合会の業務委託のほか、地域住民からの通報や空き家所有者等からの相談をもとに確認を行っております。12月1日現在で当市が把握している空き家の件数は、五所川原地区151件、金木地区25件、市浦地区6件、合計182件となっております。

議員御発言にありました市浦地区脇元、磯松地区の海沿いの地域につきましては、空き家の中でも倒壊のおそれがあると、特に危険な状況であると認められる特定空き家に該当するものは2件あるというふうに確認をしているのが現状でございます。

○寺田武造議長 24番、工藤武則議員。

○24番 工藤武則議員 2回目の質問をさせていただきます。

まず最初に教育長に伺います。この県からの指摘というのは、市浦時代から県から圧力がかかり、廃止をなささいというふうなお言葉を頂戴しております。その都度断ってきたんです。この学校もまた特色のある、いい学校だからということで守りながら、将来の人生設計、恐らくは当時の首長さんも人口減少、少子高齢化時代を迎えるというふうなことで、何としてもこの学校を残していかなければならないということで残したはずでありますので、そこら辺もう少し、この学校という、過去の古い話は要らないんです、私は。これからこの学校をどうしていけば維持していけるのか。ただ苦渋の決断をして、我々も苦渋の決断をしたんだというふうなことで話を濁らせていけば、一般の人たちが納得するやもわかりません。心を込めて、この学校を残さなければならぬという一つのビジョン、そういう気持ちを持ちながら教育に当たらなければ五所川原市の学校は繁栄されません。何も私はボランティアがいいとか、ここに残していただきたい、ひとり暮らしの老人の、雪が降れば雪かきをしてもらいたいとか、そういうふうなことではなくして、教育長さん自身の、たしか入学式のときに教育長さん来たはずだよな、あの子供さん方のはつらつとした挨拶をするのを見てどう思ったのか。

それから、教育部長さん、我々にしてみれば唐突にこの問題が出てきたんです。皆さん方は、教育委員会の問題として捉えながら2017年度廃止だと。もう少し議会に、協議会とまではいかななくてもいいんだ、経済文教常任委員会でもこういうふうな問題を提起しながら話し合いをしてもよかったのではないかと。何も唐突に出てくる、こういうふうな大変な問題をもう少し手広く。本当に廃止するの。県のほうに、教育委員会に、

我々やっていくから信用してくださいと、こういうふうなお話をすれば私は可能なものになるというふうに思います。

それから、先ほど協元地区のお話をされて、これらをこれから廃墟化した廃屋、あるいはまた空き家だ。あんた方、空き家の調査でもあんた方は歩いていないべ。委託していて、そこからの書類で計算しながらやっているはずです。しかし、現実に見た、行ってみたか、現場に。あの地域に。まだ行ってないの。行ってみてくださいと私言っているんです。どういう気持ちを持つのか。

私の言いたいのは、これもまた行政でやらねばまいねんだかと、こういう話になるやもわかりませんが、Uターン組、十三湖のシジミはUターン組で成功しております。したがって、あそこには食材がいっぱいあるんです。山に行けばタケノコ、ワラビ、コゴミ、ミズとか。あるいは、また海に出ればとる人はマグロまでとれるんです、深浦から竜飛回って。あるいは、またイカです、アワビです。こういうふうな食材をして、小泊ではウスメバル御膳、いいな。行政とマスコミが力をかけて、あそこまでぐっと伸ばしたんです。あるいは、また横浜町のナマコでもナマコ御膳。我々の地域でもアワビ御膳という、こういうものをつくらせれば経済効果が出ると。行政が力を入れなければマスコミが動かないんです。

経済部長、そういうふうな考えで育てる漁業、それは何ですか、アワビなんです。38万円の予算捨てて、ただ稚魚を買ってきた、放流しました、それでもアワビが今増えておるんです。その増えたアワビをどう使用するのか、食材を。Uターン組を呼び戻さなければあの地域がなくなるというふうな考えだから、今こうして皆さん方をお願いをしているんです。アワビの中間施設、よいことに十三漁協に協元の組合が吸収合併されて、今十三漁協で管理をしながらやっております。経済部長、わかりませんでなくして、もっともつとあつちに足を運んで、外海というところ、日本海、いい財産を皆さん持ったんですよ、内水面、シジミ。それらのことを考えながら、さまざま模索しながら、どうです、そこら辺の考え。地域と密着して、ひとつUターン組を取り入れながら、あそこにはいい場所あるんだね。鯨御殿、あるんでしょう。ある首長さんがあそこに建設をされて、何も経済効果、上がりがないの。それでも五所川原市で平山市長さんがこれを見直したというふうなことになるれば、平山市長に人気が出るわけだ、今度。そういうふうな場所が市浦にもあるんです。ただ、ほこりをかぶっている状況、それを活用しないから。経済部長、これから頑張って、最初に答弁してけろ。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今工藤議員のほうから何とか存続できないかという、今までも存続し

てきたということで、1つだけ、まずここ10年、合併する前からいろいろあったわけですが、統合してからも、もう10年前から県のほうからは募集停止に向けた打診が何回もありました。今まで、例えば近くの小泊分校、車力分校、稲垣分校などはもう既に10年前に閉校になっております。そして、唐突ということもありましたけども、県のほうからあるたびに地域懇談会等も2回、それから今の新聞等で出てから、また地域懇談会も説明会も開催しております。それから、保護者の説明会も開催しております。その中で、地域の方々からの声もちょっとお話ししたいと思います。

地域の方々の声として、現状は理解していると。ただ、募集停止するにも地元や同窓生の理解を得たという形だけでは進めてほしくない。本当に残したいのが本音である。また、設置者が判断するのであれば仕方がない。それから、経済的にも裕福な地域ではないので、都市部と違って子供を通わせて学ばせると交通費、下宿代が多額の負担を強いられる。また、先ほど言った車力分校、小泊分校、稲垣分校が閉校になっても、今までよく頑張ってくれた、こういうふうな声もありました。それから、保護者の方々からは、今までも閉校のうわさがあったが、今回は本当なのかと。ただ、地域に高校があれば学校祭や登下校時でも地域の方との交流があり、すごく和んで見える。それがなくなるのは本当に残念だという声もありました。

ただ、今県では平成30年度からの高校再編計画のために、将来構想検討会議というものを平成26年度から開催しております。これでは、市浦分校はもちろんそうですけども、西北地区考えますと金木高校、中里高校自体も存続が危ぶまれるような子供たちの減少なわけです。その中で、市が市浦分校を存続していくとなりますと、もちろん県は今まで教職員の給料を払っているわけですが、これからいくと市が設置しなければならぬ形になります。市が設置する場合に市立になった場合、果たして県が市浦分校を認可するかというふうなこと。設置者、認可は県でございますので、県は今現在市浦分校募集停止に向けて協議している中で、市が設立したとしても県は普通で考えると認可しないのが当然だと思います。

その中で、高校の再編計画がある中で、市浦の子供たちの分校の置かれている状況を今県のほうに届けるのが最良の策かなと。平成28年1月には高校再編の答申が出てしまいます。その中で、そこに声を反映させるためには今が一番ベストな時期かなというふうなことで、教育委員会としてもいろいろ協議を重ねながら、地域の人たちの声も聞きながら、県のほうにいろんな形で届けて、定時制教育の西北地区、全部含めた形でのその辺のことをお願いしているということで、ただ先ほど言いました苦渋というのは本当にそのとおり、私たちのほうでも今までも教育委員会でも本当にいろいろ、10年以上存

続という形で進めてきたことだけは何とか御理解いただきたいなと思います。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 工藤議員、市浦の活性化ということで、実は工藤議員のほうから9月議会終了後に市浦の活性化について考えてくれということで言われておりました。私のほうで今進めていますアワビの関係でございますけども、やはりアワビについては議員言うとおりでんどん、だんだん増えてございます。ただ、全体の生産量としてはまだ微々たるものでございます。

それで、うちほうの市長が会長を務めていました日本海沿岸の協議会がございまして、日本海沿岸の市町村長、それから漁協で構成されている協議会なんですけど、その中において脇元地区への藻場の造成ということで強く要望をしましてまいりました。やっぱり藻場がよくなければアワビも増えていかないということで、それを要望しましたところ、多分来年か再来年のあたりに実施される見込みとなってございます。やっぱりアワビというものはブランド化できるのかなと思ってございますし、当然漁協の組合長ともその辺を話はしてございます。シジミだけじゃなくて海のほうにも目を向けて、地域の振興のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○寺田武造議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 工藤議員のほうから、私に対してだと思ひますが、脇元、磯松のほうに行ってみたのかというような御質問でございました。きのう、きょうは、最近はそのまでは確認はしておりませんが、震災後、海拔標識を設置する段階で担当させていただきましたので、市浦地区、十三も含めて、太田地区も含めてかなりの回数、回らせていただきました。そのときの状況でも議員おっしゃるような状況は変わりはないかなというふうには思っております。

現在その地区にもかなりの空き家があるということで、将来的に空き家になるのも相当御心配のようでございますけども、現在空き家対策は、市としての対策としましては25年1月に施行しました五所川原市空き家等の適正管理に関する条例、また27年5月に完全施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法、これに基づいて作業を進めてございます。これらの法令等における空き家等とは、おおむね1年間を通して使用実績がないことを基準とした建築物、またはこれに附属する工作物及びその敷地とされておりまして、現在居住者がいる家屋については対象外となります。御意見のとおり空き家となる見込みの物件につきましても調査すればよろしいんですが、その実態を把握するという事はなかなか困難かと思ひます。ただ、現在空き家となっている状況につきましても、引き続き調査を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ

たします。

○寺田武造議長 24番、工藤武則議員。

○24番 工藤武則議員 3回目の質問をさせていただきます。

今経済部長さんが我々は勉強会に行つて検討しますとか、努力しますとか、努めますとか、ある武雄市の市長さんが、これ全部うそだと。そういう言葉はやめていただきたい。したがつて、経済部長さんにはやはりアワビにこのくらいだけでも、投資をしているわけだ。私の考えでは、必ずこの中間育成というもの、確かに漁場造成もしなければならぬ。市浦時代にやっているんです、漁場造成は。したがつて、中間育成という、稚貝を買つてきて、そこで大きくして海に放流すると、こういう場所を持つようなひとつ考えをまた持つていただきたいと。それが漁業振興につながるんです。地域の振興につながるんです。もう少し深く答弁してもらいたいんだけど、漁業に対しては余り得意ではないな、海に関しては。

それから、総務部長さん、今現地に行つてみた。現地に行つて、どういうふうな気持ちでその現場を見たのか、それを聞きたいんです、私。行っていないんだね、誰も。339号だよ。したがつて、市長さんもどうかひとつ細々ともう少し市浦に足運んでもらいたいと。

それから、市長さんはべろつと振るなとこの話ししたけども、項目の中に市長さん初め関係部長とあるから、市長さんにひとつ今回の市浦分校が廃止になる、廃止にしねばまいねとあそこら辺で頑張っているものだとところで、それらの意見についてお願いをしたい。お言葉を頂戴して終わりたいと思います。

○寺田武造議長 市長。

○平山誠敏市長 工藤武則議員のふるさと、特に脇元、磯松、十三地区に対しての思いやり、大変感動して聞いておりました。質問全般聞きましたが、空き家対策は特別脇元、市浦だけの問題じゃなくて、旧五所川原市内でもいっぱいあります。議員御指摘のとおり、まず2人暮らし老人だつてひとり暮らし老人だつて空き家が出てくると。みんな同じ状況でして、市浦まで行かなくても、この辺でも非常に寂しい思いをすることがあります。これも根っこは我々の生活環境といいですか、生活態度が変わつてきたのが一つの要因かなと。まず、結婚して親と同居しながら両親を面倒見るといふ状況がほとんどなくなつてきたのかなと。大抵どこかアパートを借りるか、そのうち経済力がつくと新築して新しい家族をつくつていくということになりますと、今の状況でいきますと必然的に年寄り家庭は空き家になってくると、そういう時代状況なのかな。国のほうでは3世代の家屋にはかなり優遇するような政策を出しておりましたが、1つには個人志向が

かなり出てきていると。全体よりも個人的によければいいような、そういう雰囲気も一つの根底にあるのかなというように思います。そういうことからいきますと、皆さんと議員も一緒になってどうこれに対処すればいいのか、大いに議論しながら対策を練っていく必要があるのじゃないかと思っております。

それと市浦分校のことでございますが、私も議員する前だったか、議員になってからだか、一番苦い思い出があるのは東高校の閉校でございます。ここに関係者もおられて、一生懸命閉校反対の運動をしたこともございますが、やはり今の人口減少の流れからいきますとどうにもできない、非常に残念な思いいたしました。むしろそのことを考えていきますと、市浦分校、相内分校はよくここまで頑張ることができたなという思いでございます。

ことは、議員もおっしゃっていましたが、来年度ですか、入学希望者1人ということでございますし、入学されている方も相内関係でも小泊の方が多いような話も聞いております。ひとつ学校というのは、小中高、どこでも同じ、その地域の中心でございまして、なくなるときは非常に寂しい思い、地域が衰退する思い、みんな同じだと思います。

ただ、今の流れからいきますと、かなり県教育委員会にお願いしても多分不可能であると。二、三年前ですか、弘前の市長もかなり頑張っていましたけども、結果的には県の決めた方針に従ったと。先ほど教育長も申し述べておりましたけども、これまでいくと鶴田高校、金木高校、中里高校、多分この辺もどうなるのか、どういう形でおさめるべきなのか、最も身近な問題として出てくるのかなというふうに思っております。やっぱり少子化、子供たちがいなくなるということは、この地域にとっても非常に大きな問題でして、特に……

（「あと2分頑張れ」と呼ぶ者あり）

やっぱり子供たちの声を聞くと我々も元気が出ますし、最近は逆に子供たちの声聞いて騒音だと、むしろそういう感覚が入ってくるとますますおかしくなるのかなと。そういう世の中の風潮といたしますか、そういうのにどう対処すればいいのか非常に難しい問題ですが、ぜひ皆様と一緒にこれから検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

（「それだっきゃまいねって言ってらべ」と呼ぶ者あり）

検討は検討です。議論です。

○寺田武造議長 以上をもって工藤武則議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

---

◎散会宣告

○寺田武造議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時55分 散会

平成27年五所川原市議会第5回定例会会議録（第4号）

---

◎議事日程

平成27年12月9日（水）午前10時開議

第 1 議案の訂正について

第 2 議案第99号 平成27年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）から議案  
第122号 青森県西北五地方視聴覚教育協議会の廃止についてまで

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（26名）

1番 松本和春 議員	2番 井上 浩 議員
3番 花田 進 議員	4番 寺田武造 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	10番 木村 博 議員
11番 山口孝夫 議員	12番 山田善治 議員
13番 秋元洋子 議員	14番 稲葉好彦 議員
15番 松野武司 議員	16番 福士寛美 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 伊藤永慈 議員
19番 加藤 磐 議員	20番 木村清一 議員
21番 川浪茂浩 議員	22番 磯辺勇司 議員
23番 三潟春樹 議員	24番 工藤武則 議員
25番 平山秀直 議員	26番 葛西収三 議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平山誠敏
副市長	三上裕行
総務部長	岩崎明彦

財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	櫛 引 和 雄
福 祉 部 長	工 藤 仁
経 済 部 長	小山内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司
上下水道部長	北 川 智 章
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	宮 崎 昌 子
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	諏 訪 秀 清
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小山内 洋 一
総 務 課 長	岩 川 和 雄
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	福 士 豊
保 護 福 祉 課 長	木 村 智 明
農 林 水 産 課 長	川 浪 治
土 木 課 長	佐々木 秀 文
上下水道部 総 務 課 長	有 馬 敦
教 育 総 務 課 長	伊 藤 一二三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長 尾 功 一
次長・議会総務 係長事務取扱	藤 田 幸 大

---

◎開議宣告

○寺田武造議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

---

◎日程第1 議案の訂正について

○寺田武造議長 日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

本日市長より、議案第120号 財産の取得について、契約の相手方の所在地の変更に伴う議案の訂正の申し出がありましたのでお諮りいたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、承認することに決しました。

---

◎日程第2 議案第99号から議案第122号まで

○寺田武造議長 次に、日程第2、議案第99号 平成27年度五所川原市一般会計補正予算(第3号)から議案第122号 青森県西北五地方視聴覚教育協議会の廃止についてまでの24件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第99号 平成27年度五所川原市一般会計補正予算(第3号)から議案第104号 平成27年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第2号)までの6件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員には、1番、松本和春議員、3番、花田進議員、5番、山田和宗議員、6番、木村慶憲議員、8番、吉岡良浩議員、13番、秋元洋子議員、14番、稲葉好彦議員、16番、福士寛美議員、18番、伊藤永慈議員、19番、加藤馨議員、20番、木村清一議員、24番、工藤武則議員、25番、平山秀直議員の13名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました6件を除く18件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎休会の件

○寺田武造議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明10日から15日までの6日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、6日間は休会とすることに決しました。

次回は16日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○寺田武造議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時06分 散会

平成 27 年五所川原市議会第 5 回定例会会議録（第 5 号）

◎議事日程

平成 27 年 12 月 16 日（水）午前 10 時開議

- 第 1 議案第 105 号 五所川原市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 第 2 議案第 106 号 五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 111 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター七和）
- 第 4 議案第 112 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター長橋）
- 第 5 議案第 113 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター飯詰）
- 第 6 議案第 114 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター三好）
- 第 7 議案第 115 号 公の施設の指定管理者の指定について（毘沙門・長富コミュニティセンター）
- 第 8 議案第 116 号 公の施設の指定管理者の指定について（梅沢コミュニティセンター）  
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 9 議案第 107 号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 117 号 公の施設の指定管理者の指定について（立佞武多の館及び立佞武多広場）
- 第 11 議案第 118 号 公の施設の指定管理者の指定について（楠美家住宅）
- 第 12 議案第 120 号 財産の取得について
- 第 13 議案第 121 号 財産の取得について
- 第 14 議案第 122 号 青森県西北五地方視聴覚教育協議会の廃止について  
（経済文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 15 議案第 108 号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議案第 109 号 五所川原市立保育所設置条例を廃止する条例の制定について

(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第17 議案第110号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第119号 市道路線の認定について  
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第19 議案第99号 平成27年度五所川原市一般会計補正予算(第3号)
- 第20 議案第100号 平成27年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第21 議案第101号 平成27年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第22 議案第102号 平成27年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第23 議案第103号 平成27年度五所川原市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第104号 平成27年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第2号)  
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)

---

◎本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

◎出席議員(26名)

1番 松本和春 議員	2番 井上浩 議員
3番 花田進 議員	4番 寺田武造 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	10番 木村博 議員
11番 山口孝夫 議員	12番 山田善治 議員
13番 秋元洋子 議員	14番 稲葉好彦 議員
15番 松野武司 議員	16番 福士寛美 議員
17番 桑田茂 議員	18番 伊藤永慈 議員
19番 加藤磐 議員	20番 木村清一 議員
21番 川浪茂浩 議員	22番 磯辺勇司 議員
23番 三潟春樹 議員	24番 工藤武則 議員
25番 平山秀直 議員	26番 葛西収三 議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	岩 崎 明 彦
財 政 部 長	佐 藤 明 彦
民 生 部 長	櫛 引 和 雄
福 祉 部 長	工 藤 仁 彦
経 済 部 長	小山内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司 郎
上下水道部長	北 川 智 章
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	宮 崎 昌 子
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	諏 訪 秀 清
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小山内 洋 一
総 務 課 長	岩 川 和 雄
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	福 士 豊 彦
保 護 福 祉 課 長	木 村 智 明
農 林 水 産 課 長	川 浪 治 文
土 木 課 長	佐々木 秀 文
上 下 水 道 部	有 馬 敦 彦

総務課長

教育総務課長

伊藤 一二三

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長

長尾 功一

次長・議会総務  
係長事務取扱

藤田 幸大

◎開議宣告

○寺田武造議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第1 議案第105号から

日程第8 議案第116号まで

○寺田武造議長 日程第1、議案第105号 五所川原市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてから日程第8、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（梅沢コミュニティセンター）までの8件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○山田和宗総務常任委員長 一登壇一

皆様、おはようございます。総務常任委員会委員長の山田和宗でございます。今年もあと半月余りとなりました。今年の天候は、温暖化傾向にありますが、朝夕は非常に寒暖差の激しいものでございます。十分お体に御自愛くださいませとお過ごしくさればと願うものでございます。

それでは、本定例会で総務常任委員会に付託されました議案8件について、去る9日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第105号 五所川原市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてであります。本件は定住自立圏形成協定の締結等に関する事項を地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件とするため提案するものであるとの説明に対し、定住自立圏形成のメリットについて質疑があり、財政的には共生ビジョンに掲げた事業について、中心市では最大8,500万円、近隣自治体では最大1,500万円の特別交付税措置があるほか、地域活性化事業債の活用が可能となるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号 五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は地方税法の改正に伴い、地方税の猶予制度を条例に定める仕組みとされ

たことから、市税条例に分割納付の方法、徴収猶予の申請手続等必要な事項を定めるほか、マイナンバー制度の開始に伴い、市税条例の関係条文に法人番号にかかわる定義規定を追加するなどの改正を行うものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号から議案第116号までの6件は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は市内6地区のコミュニティセンターの指定管理者としてそれぞれの地区の住民協議会を指定するものであるとの説明に対し、各コミュニティセンターの予算、決算の状況及び利用状況について、地区住民が利用した際の利用料についてなどの質疑があり、予算、決算の状況及び利用状況は毎年度確認しており、今回の提案から決算状況等の資料を提出する、地区住民が利用した際の利用料は基本的に無料であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第 9 議案第107号から

日程第14 議案第122号まで

○寺田武造議長 次に、日程第9、議案第107号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14、議案第122号 青森県西北五地方視聴覚教育協議会の廃止についてまでの6件を一括議題といたします。

本件に関し、経済文教常任委員長の報告を求めます。

経済文教常任委員長。

○加藤 磐経済文教常任委員長 一登壇一

本定例会で経済文教常任委員会に付託されました議案6件について、去る12月9日、

理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第107号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は体育施設の競技場照明、暖房等の使用料について、県内他市及び市内同施設における使用料並びに施設の利用状況により体育施設の使用料を改定するほか、五所川原市山村広場テニスコート及び多目的コートを廃止するものであるとの説明があり、営利を目的として使用する場合の屋外での物販にかかわる使用料について質疑があり、目的外使用ということで料金を徴収しているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定についてですが、本件は立佞武多の館及び立佞武多広場の指定管理期間が平成28年3月31日をもって満了となることから、これまでの実績と経験のある一般社団法人五所川原市観光協会を指定するために提案するものであるとの説明があり、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第118号 公の施設の指定管理者の指定についてですが、本件は楠美家住宅の指定管理期間が平成28年3月31日をもって満了となることから、これまで実績と経験のある七和地域住民協議会を指定するために提案するものであるとの説明があり、冬期間の開館について質疑があり、暖房設備や観光客の入り込みの関係から、冬期間の開館は難しいと考えているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号と議案第121号は、いずれも財産の取得についてですが、本件は学校給食用食器及び食器かごを購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、現在の食器類の処分等について質疑があり、現在の食器は廃棄処分になると思われるが、処分前に希望する施設等へ寄贈するなど有効利用を図りたいとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号 青森県西北五地方視聴覚教育協議会の廃止についてですが、本県は視聴覚媒体の多様化により、昭和47年、当時高額であった16ミリフィルム等の視聴覚教材を西北五地方の自治体で共同購入し、視聴覚ライブラリーを運営してきた協議会を廃止するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告とさせていただきます。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 議案第120号 財産の取得について2点質問いたします。

ただいま委員長報告にありましたように、給食食器の使わなくなる分については寄贈等活用するという、大変いいことだなと思いました。私の質問は、新しく買うほうですけども、買うほうの中身については、委員会で何か御議論とか説明があったのか、それが1点目です。

それから、当議会で既にこの議案に絡みまして議案訂正がありましたけども、そのことについて委員会の中でも意見等がもしありましたら、それについてもお知らせをください。

○寺田武造議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

経済文教常任委員長。

○加藤 磐経済文教常任委員長 当委員会では、契約の相手方の事業所の移転に伴う登記変更が12月3日に届いたために、議案の訂正を行ったとの説明がありましたけれども、委員会において契約内容に関する意見は特にございませんでしたので、詳細につきましては理事者側よりお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 井上議員の質問についてお答えいたします。

訂正の内容でございますが、議案中にございます第5号、契約の相手方、五所川原市みどり町8丁目13番地、株式会社小枝設備工業、代表取締役、小枝孝太となっていたものを、その住所、所在地を五所川原市大字姥范字桜木296番地2に改めたものであります。仮契約の相手方である株式会社小枝設備工業より12月の3日付で入札参加資格審査申請書兼登録事項変更届により住所、所在地を移転した旨の届け出がなされまして住所変更が確認できたため、五所川原市議会会議規則第19条第1項の規定に基づき議長に議案を訂正したい旨通知を行い、速やかに手続をとったものであります。届け出の内容は、11月21日に住所、所在地を移転し、同月24日、11月の24日に登記手続を行っております。その登記済み書を受理したのが12月3日であるということで、先ほどの登録事項変更届の提出に至ったものでございまして、それを妥当であるということで、瑕疵はないものと認め、届け出を受理してございます。その後、直ちに議会会議規則に基づきまして議会の承認を得たものでございますので、よろしく申し上げます。今後につきましても、速やかにこういう訂正事項等については、規則などを遵守し行っていく所存でございます。

ので、ひとつよろしく願いいたします。

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。議案第120号に対する反対討論の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 一登壇一

おはようございます。社会民主党の井上浩です。通告に従いまして、ただいま経済文教常任委員長の報告並びに理事者側の説明がありました議案第120号 財産の取得について反対討論を行います。

この財産とは、学校給食用食器です。トレーとそれに乗せるものとして御飯用と汁用のボールが各1個、それにうどんのどんぶり、おかず用の皿としては角仕切り皿、角深皿と小皿の3点、それに箸とスプーン、以上の9点をセットにして4,550組分の、合計として3,639万6,000円の契約を株式会社小枝設備工業と締結したことに伴い議決を求める議案です。ちなみに、1組分の購入価格は7,999円で、納入するのは樹脂を中心とする業務用食器会社で、東京の三信化工株式会社、資本金1億円と、スプーンのみですが業務用厨房機器の製造、販売会社で大阪の株式会社中西製作所、資本金14億4,560万円です。次に、議案第120号 財産の取得では、契約の相手方の住所について、当初提案では住宅街の中の五所川原市みどり町8丁目13番地となっていました。訂正議案では今年3月に破産が決定をいたしました株式会社外崎運輸の所在地であった五所川原市大字姥范字桜木296番地2に訂正されたものです。確かに今理事者側の説明にありましたように、市のほうには12月3日に届いたと。確かに小枝設備工業の登記簿の履歴事項を見ますと、議会告示直前の11月21日に移転し、11月24日登記されてから官報に掲載と。時期が今議会と重なったことは理事者側の説明のとおりで、理事者側におかれましては妥当であり瑕疵はないという説明でございました。それはそれでそのとおりだと思います。そこで、この議案に反対する理由でありますけれども、提出議案の訂正は重大問題であります。訂正事項が内容であっても、不注意であっても、今回の事例のような場合であっても同じだということです。結果として、なぜ訂正せざるを得なくなったのかと。このことをやっぱり廃していくという姿勢が重要だと私は考えています。といいますのも、議会提出議案は提出前に校閲されねばなりません。校閲とは、校正ではなくて、意味や内容を徹底的に読み、事実確認まですることです。事実確認とは、実際に議案に書かれていること、法人であります、個人などの固有名詞、所在地の地名やデータ類などが正しいのかどうかを調べて確認する作業のことです。書類の文書面を合わせるだけではなく、

内容に立ち入って行わねば校閲は意味がありません。今回の場合、当該契約先が移転されるということがなぜ事前に把握をされず、結果として書類上の流れのみの対応に終わり議案訂正に至ったのか、私はそこは理解ができません。したがって、議案の中身には、大変申しわけありませんけれども、理事者側の姿勢に対して異を唱えざるを得ません。そこで、理事者側においては、不十分であったと感じています。残念ですが、理事者側の今後の全議案提出にもかかわることですので、この際当議案に反対することで警鐘を鳴らしたく議員各位の御理解を求めるものでございます。

討論を終わります。

○寺田武造議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち議案第120号に対する反対討論がありましたので、原案について起立により採決いたします。

議案第120号 財産の取得について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○寺田武造議長 起立多数であります。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま可決された1件を除く5件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの5件については委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第15 議案第108号及び

日程第16 議案第109号

○寺田武造議長 次に、日程第15、議案第108号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第16、議案第109号 五所川原市立保育所設置条例を廃止する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○福士寛美民生常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会において民生常任委員会に付託されました議案2件について、去る9日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第108号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は介護保険の徴収猶予に関し、現在条例に規定している事項以外について五所川原市税条例の規定によることとするほか、所要の改正を行うものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号 五所川原市立保育所設置条例を廃止する条例の制定についてですが、本件は平成28年4月1日から予定されている市浦アトム保育園の民営化に伴い、条例を廃止するものであるとの説明に対し、移管法人及び費用負担並びに民営化後の児童の減少に対する対応についてなどの質疑があり、移管法人は社会福祉法人あおもり愛育会で、現在本市と鱈ヶ沢町で4施設を運営している。土地、建物及び備品等については無償貸し付けとするが、維持管理に必要な経費については移管法人の負担となる。民営化後、児童が減少となった場合でも、小規模保育事業への移行等により、市浦地域における保育施設及び保育サービスの提供を維持できるよう状況に応じて対応していきたいとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。議案第109号に対する反対討論の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。民生常任委員長報告の議案第109号 五所川原市立保育所設置条例を廃止する条例について反対の立場から発言します。

旧五所川原には公立保育所がありませんでしたが、合併により公立保育所が生まれました。しかし、金木保育所が平成22年4月に民営化し、唯一残った市浦地区の市浦アトム保育園が民営化されます。このことにより、幼稚園も含めた25の施設全てが民営となります。大変残念なことであります。全ての子供が安心して保育を受けられる環境をつくるのが地方自治体の役割です。児童福祉法では、子供たちの成長や発達に国民全てがその責任を負うことを明記し、保育に欠ける子供については国と地方自治体が保育し

なければならないという義務をうたっています。それに基づいて、市町村が運営する公立保育所が整備され、公立保育所の保育条件に合わせる形で地域の市立保育園の保育条件を引き上げ、そのことを保障する市立保育園の補助金の増額をかち取ってきました。公立保育所が面として機能を果たしながら、地域の保育条件を住民とともに高めてきました。今進められている公立保育所の民営化は、単に保育所の設置運営主体が変わることではありません。国や自治体が保育における公的な責任を投げ捨て、市場原理の中に保育所を投げ入れていくものです。市浦の子供たちがさらに減少したら保育園が維持されるのかも心配です。引き受ける事業者は、鯨ヶ沢でも子供の少ない保育園を経営しているようなので、そのようなことがないことを願うばかりです。職員も市職員として身分は保障されますが、これまでの保育という仕事から離れなければなりません。先行きがとても心配なのではないでしょうか。異動に当たっては、十分本人の意向を尊重するよう望むものです。合併は、一つもよいことはなかったという意見が多い中で、市唯一の保育園が民営化されることはとても納得できるものではありません。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます、反対討論とします。

○寺田武造議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち議案第109号に対する反対討論がありましたので、原案について起立により採決いたします。

議案第109号 五所川原市立保育所設置条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○寺田武造議長 起立多数であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま可決されました1件を除く1件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの1件については委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第17 議案第110号及び

日程第18 議案第119号

○寺田武造議長 次に、日程第17、議案第110号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第18、議案第119号 市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○木村慶憲建設常任委員長 一登壇一

建設常任委員長の木村慶憲です。本定例会で建設常任委員会に付託されました議案2件について、去る9日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第110号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は新宮団地の建て替えに伴い、戸数を233戸から199戸に改めるものであるとの説明に対し、建設した棟数について、新規住宅の入居状況について等の質問があり、新宮団地の建て替えは27年度から34年度までの8カ年計画となっており、今年度は交付金の関係から予定の半分である2棟6戸を建設し、12月いっぱい引越期間となっているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号 市道路線の認定についてであります。本件は石岡字藤巻地内にある道路用地の寄附採納に伴い、道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定することについて議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、今回認定する道路用地北側の市道の舗装についての質疑があり、一部砂利道になっているため、今後舗装をかけていきたいとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第19 議案第 99号から

日程第24 議案第104号まで

○寺田武造議長 次に、日程第19、議案第99号 平成27年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）から日程第24、議案第104号 平成27年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○加藤 磐予算特別委員長 一登壇一

去る9日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、加藤磐が、副委員長に秋元洋子委員が選任され、10日に理事者側の出席を求め、付託されました議案6件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第99号 平成27年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）については、第2表、継続費補正中、本庁舎整備事業の金額及び図面の変更について、西北中央病院解体の設計変更及び内容についての質疑に対し、本庁舎整備事業の金額及び図面の変更については今回の補正予算に新庁舎建設にかかわる事業費58億856万6,000円を計上しており、平成26年度に計上した9億9,811万8,000円は西北中央病院の解体工事費となる。基本計画の段階では、庁舎は2階建て、議会棟は平家建ての別棟という計画であったが、設計者から提案された3階建ての案を採用し、基本設計等を進めている。基本設計では、新庁舎西側の国道と東側の市道を結ぶ通路を新庁舎と駐車場の間に計画したことから、南側に一部残地ができるが、その活用方法については水路の関係もあるので住民やJRの意見を踏まえ庁内で検討を重ねていく。西北中央病院解体の設計変更及び内容については、病院周辺の住宅調査により工期を延長したが、工期延長の周知等は行っていなかったため速やかに周知する。防音壁については、擁壁の解体のため撤去したが、防音壁の再設置を受託業者にお問い合わせするとの答弁があり、歳出第3款、高等職業訓練促進給付金等給付費の増額理由及び内容について、市浦アトム保育園管理運営費の備品購入理由等について、生活保護費の増額理由及び生活困窮者自立支援事業についての質疑に対し、高等職業訓練促進給付金等給付費については母子家庭の母または父子家庭の父が就業に向けて看護師、保育士等の資格取得のため2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減を目的とした給付費であり、当初の見込みより多い申請があっ

たことから補正するものである。給付費は、本人に対して支給しており、現在は看護専門学校で修業している。市浦アトム保育園の備品購入については、市浦アトム保育園の民営化に伴い、幼児18人乗りの園児送迎バスを市が購入し、移管する法人に無償貸与するものであり、今年度の市浦アトム保育園大規模改装工事では屋根改修や暖房設備の切りかえ等を実施している。生活保護費の増額理由については、医療扶助費が増加していることから、2月以降の支払い分を増額補正するものである。生活困窮者自立支援事業として、自立相談支援事業と住居確保給付事業を行っており、新制度で就労できた人数は9名となっているとの答弁があり、歳出第4款、乳幼児医療給付費の増額理由についての質疑に対し、償還払いから現物給付への移行に伴い、一月分の医療費の支払いが前倒しになったことによるものであるとの答弁があり、給与費明細書中、一般職の職員数減少に伴う対応についての質疑に対し、組織、業務の見直しや人事異動により4名の減員となるが、教育長が一般職から特別職になったことを含めると5名の減員となっている。減員となった部署については、再任用職員や臨時職員、併任で対応しているとの答弁があり、それぞれの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 平成27年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)については、歳出第2款、退職被保険者等療養給付費における財源振り替えについての質疑に対し、社会保険診療報酬支払基金から交付される療養給付費交付金の内示額が予算額を下回ったため、財源の不足分を一般財源で補填するものであるとの答弁があり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 平成27年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 平成27年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第1号)については、歳出第3款、地域支援事業を前倒しで実施する理由及び事業内容について、介護予防サービス諸費からの組み替え額が異なる理由についての質疑に対し、介護予防・日常生活支援総合事業は第6期介護保険事業計画において平成29年4月を移行予定としていたが、本年度中に移行した場合、平成29年4月に移行した場合に比べ事業費の上限が年間で約1,800万円程度増額となり、サービスの向上が図れることから、移行時期を早めたものであり、新たな事業について五所川原市介護予防・日常生活支援体制整備促進協議会において決定されることになる。介護予防サービス諸費からの組み替え額が異なる理由については、介護予防サービス給付費を精査した結果であるとの答弁があり、それぞれの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 平成27年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 平成27年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）については、補正の理由について、下水道普及率と現在の工事状況についての質疑に対し、浄化槽設置整備費用補助金の交付申請状況や今後の見込みにより7人槽換算で20基分の補助金を追加するものである。旧五所川原地区の汚水処理人口と普及率は、平成26年度末で公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水を含めると2万8,481人、61.9%となっており、現在は中央6丁目を中心に工事を行っているとの答弁があり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告とさせていただきます。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

◎市長挨拶

○寺田武造議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、寺田議長を初め加藤予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして、全議案とも御賛同を賜り、厚く御礼申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいり所存であります。

さて、本年も残すところあと15日となりましたが、今年1年を振り返りますと、国政

においてはT P P交渉の大筋合意が発表されたところであり、当市の基幹産業である農業への影響が懸念される場所であり、地域経済や市民生活に与える影響を的確に見きわめながら、国の今後の動向に注視し、県や関係団体とともに必要な対策を講じてまいりたいと考えております。また、市政においては、地方創生、人口減少対策という喫緊の課題に対応すべく、人口減少対策庁内プロジェクトチームによる取り組みを進めるとともに、有識者会議の御意見、御提言を踏まえながら、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した場所であり、課題の解決に向け今後も戦略に基づいた各種施策を展開してまいり所存であります。

来年の干支はさるでございますが、さるは昔から山の神の使い、農業の守護神とされ、また家族、子供への愛情が強く、子育てなどの信仰にもかかわる動物であり、これらの問題からの脱却にふさわしい干支であります。当職といたしましても、引き続き当市の持続的発展に向け各種施策を実行し、活力ある・明るく住みよい豊かなまちのさらなる前進に向けて取り組むとともに、西北五圏域の発展と活性化のため、定住自立圏構想の中心市としての役割を果たしてまいりますので、議員各位には一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、これから寒さも増してまいりますので、議員、市民の皆様方におかれましては健康に御留意いただき、御家族ともどもよりよき新年を迎えられますよう御祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。

---

◎閉会宣告

○寺田武造議長 これにて平成27年五所川原市議会第5回定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年12月16日

五所川原市議会議長 寺 田 武 造

五所川原市議会議員 稲 葉 好 彦

五所川原市議会議員 松 野 武 司

五所川原市議会議員 福 士 寛 美